

令和4年度
包括外部監査報告書

公社等外郭団体の財務事務の執行及び事務
の管理について

令和5年3月

包括外部監査人
鈴木一徳

目次

I 包括外部監査の概要	4
第1 外部監査の種類.....	4
第2 選定した特定の事件.....	4
1 監査のテーマ.....	4
2 テーマの選定理由	4
3 監査の範囲	4
第3 外部監査の対象期間.....	4
第4 外部監査の実施期間.....	4
第5 外部監査の実施体制.....	4
第6 外部監査の方法.....	5
1 監査の視点	5
2 主な監査手続き	5
第7 利害関係.....	5
II 指摘事項（監査の結果）と意見	6
III 総論	7
第1 本県における外郭団体の定義.....	7
第2 県における外郭団体に関するこれまでの取り組み.....	7
1 うつくしま行財政改革大綱（平成15年6月）	7
2 うつくしま行財政改革大綱（平成18年3月）	9
3 復興・再生に向けた行財政運営方針（平成24年10月）	10
4 復興・創生に向けた行財政運営方針（平成29年10月）	10
5 福島県行財政改革プラン（令和4年3月）	11
第3 公社等外郭団体への関与等に関する指針.....	13
1 関与指針の内容.....	13
2 公社等見直しに関する実行計画	17
3 関与指針の運用の状況等	18
第4 関与指針対象団体の概要	27
1 団体概要・事業内容等	27
2 令和3年度の決算状況	28
3 令和3年度の県の関与の状況	28
4 個別監査対象団体の選定	29
IV 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	30
第1 概要	30
1 設立・沿革等.....	30
2 組織機構.....	31

3	実施事業体系等	34
4	決算の状況	36
第2	契約等について	40
1	委託契約等に係る事務について	40
2	経費の管理について	43
3	事業収入に係る事務について	46
4	指定管理業務に係る事務について	50
5	受託業務に係る事務について	53
第3	財務等について	56
1	財務規程等の概要	56
2	資産等の管理について	61
V	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	66
第1	概要	66
1	設立・沿革等	66
2	組織機構	68
3	実施事業体系等	70
4	決算の状況	71
第2	契約等について	77
1	請負契約に係る事務について	77
2	委託契約に係る事務について	79
3	事業収入に係る事務について	80
4	受託業務に係る事務について	82
5	補助金に係る事務について	82
第3	財務等について	86
1	経理規程等概要	86
3	資産等の管理について	91
VI	公益財団法人福島県文化振興財団	97
第1	概要	97
1	設立・沿革等	97
2	組織機構	97
3	実施事業体系等	101
4	決算の状況	102
第2	契約等について	106
1	契約の状況	106
2	受託契約に係る事務について	106
3	委託契約に係る事務について	111

第3 財務等について	119
1 経理規程等概要	119
2 資産等の管理について	122
VII 運営上の課題	128
1 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構の補助金及び今後について【意見】	128
2 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構の管理業務委託料の精算について【意見】	128
3 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社の借入について【意見】	129
4 公益財団法人福島県文化振興財団に関して「とうほうみんなの文化センター」の大ホールが長期使用不能である状況について【意見】	130

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

1 監査のテーマ

公社等外郭団体の財務事務の執行及び事務の管理について

2 テーマの選定理由

平成11年度及び平成12年度に公社等の外郭団体に関して包括外部監査のテーマになっているが、その後20年近く経過し、その間、少子高齢化に伴う人口の急激な減少、東日本大震災等の自然災害の多発や原発事故及びコロナ禍等を経て、県民の価値観・ニーズも大きく変化し、公社等外郭団体を取り巻く社会情勢・経済情勢は大きく変化している。また、公の施設の管理に関しては、平成15年の地方自治法が改正により指定管理者制度が導入され、外郭団体以外でも公の施設の管理運営を指定管理者として実施することが可能となり、経済的競争にさらされることになった。さらに、原発事故から12年が経過し、福島県への復興関連補助金も先細りが確実であり、県の財政も厳しくなることが予想される。

このような環境の中、主に県からの出資金、補助金、委託料等により運営されている公社等の外郭団体については、効率的な運営、自立的な経営が今後より一層必要となることから、今回テーマとして選定した。

3 監査の範囲

令和3年度に執行したものを対象とする。ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

第3 外部監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

第4 外部監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

第5 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鈴木 一 徳
補 助 者	公認会計士	齋 藤 紀 朗
補 助 者	公認会計士	須 賀 俊 一

補	助	者	公 認 会 計 士	只 森 健 一
補	助	者	公認会計士・弁護士	村 上 芳 文
補	助	者	公 認 会 計 士	伊 藤 真 大
補	助	者	公 認 会 計 士	勝 田 博 之

第6 外部監査の方法

1 監査の視点

- (1) 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- (2) 経済性（無駄なコストがかかっているか）
- (3) 有効性（目的とした成果をあげているか）
- (4) 効率性（より効果のでる方法はないか）

2 主な監査手続き

- (1) 任意の団体3件を選定し、財務事務の執行及び事務の管理について、関連資料の閲覧・分析及び概要等のヒアリングを実施した。また、必要な場合には現地施設等の視察を実施した。
- (2) 必要な場合、上記任意の団体を管轄する県の担当課等に対して、関連資料の閲覧・分析及び概要等のヒアリングを実施した。
- (3) その他業務についてヒアリングを行い、関連する公表されている資料を閲覧・分析した。

3 指摘事項と意見の基準

- (1) 指摘事項の基準…現在の法令等に照らして違反、社会通念に照らして不当と監査人が判断した事項。
- (2) 意 見 の 基 準…経済性、効率性及び有効性の観点から監査人が改善提案した事項。

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ 指摘事項（監査の結果）と意見

公社等外郭団体の財務事務の執行及び事務の管理について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づき、概ね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・・・・・19 件

意見・・・・・・・・33 件

Ⅲ 総論

第1 本県における外郭団体の定義

外郭団体とは、官公庁の組織の外にありながら、その官公庁から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務を行う団体のこととされているが、法令等により定義されていない。

本県においては、県行政の補完的な役割を担う事業主体を公社等外郭団体としているが、条例等において外郭団体を定義しているものはなく、後述する「公社等外郭団体への関与等に関する指針」（以下「関与指針」という。）において対象とする団体を外郭団体として位置付けている。

第2 県における外郭団体に関するこれまでの取り組み

外郭団体は、県行政の補完的な役割を担う事業主体であり、以前は、県の財政的・人的な支援等を通じた積極的な関与により、事業運営の適正化が図られてきた。一方で、この積極的な関与により、外郭団体の主体性や自立性を阻害し、経営責任を不明確にする要因となっており、平成16年度の地方自治法改正による指定管理者制度の導入をきっかけに、民間団体との公平な競争環境を整備する観点から、関与の見直しを図ることとした。そこで、平成16年10月に県と外郭団体との新たなパートナーシップの構築や外郭団体の主体的、自立的な経営の促進を目的として、関与指針を策定し、「関与の限定化」や「事前の協議から事後の点検評価への転換」などの見直しに取り組んできた。さらに、点検評価の結果、見直しが必要と判断した外郭団体については、「公社等見直しに関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、進捗状況等を踏まえた助言や指導などに取り組んできた。

以上の外郭団体に関する取り組みは、行財政改革の一環として位置付けられて実施されており、平成15年以降の行財政改革大綱等における位置付けは以下のとおりである。

1 うつくしま行財政改革大綱（平成15年6月）

「うつくしま行財政改革大綱」は以下の目的のため、平成15年6月に策定され、平成15年度～平成17年度の3年間を計画期間として策定された。

（策定の理由）

新長期総合計画「うつくしま21」に掲げる県づくりの理念に基づき、基本目標をより効果的、効率的に達成していくため、以下のような認識の下、新たに「うつくしま行財政改革大綱」を策定し、引き続き行財政改革に取り組んでいきます。

- 地方分権改革は、時代の大きな潮流となっている。いまだ、国と地方の役割分担に基づく事務の再配分や税財源配分の課題が残されているものの、分権の趣旨を自らのものとし、その実を上げる「実行の段階」に移っている。こうした中、分権型社会にふさわしい課題への対応能力と行財政運営能力が求められている。
- 急激に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、組織や職員の意識を改革し、県民に対するサービスの質的向上を図っていくことが求められている。
- 国・地方を通じた大幅な財源不足の中で、国においては、地方財政制度の構造を抜

本的に転換する検討がなされているなど、本県財政がこれまでも増して極めて厳しい状況に直面する事態が予想される。

- これまでの行財政改革の取組みにおいて、新たな制度の導入などを行ってきたが、これらについて検証をしながら、さらに深化させていくことが重要である。

(目標)

行財政運営の枠組み（パラダイム）の転換—分権型社会にふさわしい行財政システムの確立—

本大綱における具体的方策の一つとして、「外郭団体等の見直し」が掲げられており、以下のとおりとされている。

社会経済情勢の変化等を踏まえ、公社等外郭団体、県立病院事業、企業局事業、県立医科大学医学部付属病院運営について、抜本的な見直しを行い、具体的な改革を進めていきます。

ア 公社等外郭団体の見直し

「公社等見直しに関する実行計画（平成 14 年度策定）」に明示した工程表に基づき、統廃合や業務化以前などを着実に実施していきます。

なお、平成 14 年度に策定された「公社等見直しに関する実行計画」の概要は以下のとおりである。

1. 公社等外郭団体の統廃合

～指導対象公社を 24 団体から 19 団体に（△5 団体）～

（△5 団体の内訳）

- ・ 福島県住宅供給公社の廃止
- ・ （財）物産プラザふくしまと（財）福島県観光開発公社の統合（平成 18 年度）
- ・ （社）福島県総合緑化センターと（財）福島県都市公園協会の統合（平成 16 年度）
- ・ （財）福島県長寿社会推進機構の他団体（（社）福島県社会福祉協議会）との統合（平成 14 年度）
- ・ （社）福島県畜産公社の他団体（（社）福島県畜産振興協会）との統合（平成 16 年度目途）

2. 累積欠損金の縮減

～総額 8 億 5 千万円の累積欠損金を 4 億 9 千万円まで縮減～

- ・ （財）福島県観光開発公社→1 億 1 千万円（12 年度末）を 17 年度までに解消
- ・ （財）福島県農業振興公社→6 億 2 千万円（13 年度末）を 18 年度までに 4 億 9 千万円まで縮減
- ・ （社）福島県畜産公社→1 億 2 千万円（13 年度末）を 16 年度目途に解消

3. 民間との役割分担

～「民間でできることは民間へ」の考え方の下に民間委託～

- ・ 県が（社）福島県総合緑化センターに委託している緑地管理事業（1 億 5 千万円）等を、平成 20 年度までに民間へ委託
- ・ 県が（財）福島県建設技術センター及び（財）福島県下水道公社に委託している設計等事業について、平成 14 年度中に委託基準を策定（その他）
- ・ 県立社会福祉施設の管理運営委託の民間開放について平成 15 年度中に検討

4. 長期借入金への対応

～長期借入金に依存している（社）福島県林業公社の分収林事業の枠組みについて、方向性の打ち出し（平成 15 年度）～

現在の長期借入金残高 421 億円

5. 県財政支出の縮減
 ～（社福）福島県社会福祉事業団の運営自立化による収支差補填の解消など～
 収支差補填分 12 億円を今後 10 年程度で解消
6. 組織人員体制
 ～事業縮小に伴う組織人員体制の見直し～
- ・（財）福島県農業振興公社・（社）福島県林業公社・（社）福島県総合緑化センターなど
 - ・福島県土地開発公社（福島県道路公社と管理部門の統合（平成 16 年度））
- ～県内中小企業等の総合的な支援が可能となる組織体制の構築～
- ・（財）福島県産業振興センター
7. 時代に対応した事業展開等
- ・観光と一体となったふるさと産品の戦略的 PR 強化（（財）物産プラザふくしま）
 - ・新たな時代に対応したシンクタンク機能の向上（シンクタンクふくしま）
 - ・青少年会館の利用率の向上（（財）福島県青少年育成・男女共生推進機構）
 - ・長期保有地の早期処分（（財）福島県農業振興公社）
 - ・あづま総合運動公園の利用者数の向上（（財）福島県都市公園協会）

2 うつくしま行財政改革大綱（平成 18 年 3 月）

「うつくしま行財政改革大綱」は平成 18 年 3 月に「行財政運営のパラダイムシフト（枠組み転換）－住民基本の地方自治の実現に向けた行財政システムの確立－」を基本目標とし、計画期間を平成 18 年度～平成 22 年度の 5 年間として策定された。

本大綱における具体的な方策の一つとして、「公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築」が掲げられており、以下のとおりとされている。

「公社等外郭団体への関与等に関する指針」（平成 16. 10 策定、以下「公社等関与指針」という。）に基づき、公社と県との新たなパートナーシップの構築を推進します。特に、指定管理者となり得る公社等については、指定手続きにおける透明性の確保や県民への説明責任の観点から、民間団体との公平性の確保に向けた関係の構築を徹底します。

また、点検評価の結果や指定管理者制度の導入状況などを踏まえ、「公社等外郭団体見直し実行計画」（H14. 12 策定、16. 12 修正、18. 3 修正）に基づき、着実に見直しを進めます。

本大綱の取組状況（平成 23 年 9 月）において、上記方策についての成果目標、計画期間における具体的な取組み及び成果目標に対する達成状況は以下のとおりとされている。

成果目標	公社等への県職員派遣数：平成 17 年度末現在の派遣数 197 名を平成 22 年度末までに 30%（約 60 名）削減します。 (1) 指定管理者制度関係公社等については、県職員派遣の見直し等を行い、大半の施設で次回募集を行う平成 20 年度までに、他の民間団体等の競争環境整備を重点的に進めます。 (2) 上記以外の公社等についても、実行計画等に基づき、県職員派遣等の人的支援及び補助金等の財政的支援の見直しを行い、主体的、自立的な経営を促進します。
これまでの具体的な取組み	○ 以下の取組みにより、関与等指針の定着化を図り、公社等の主体的、自立的な経営を促進した。

	- 対象公社の定期的な「点検評価」の実施及び結果公表 点検評価委員会もしくは総務部による評価を実施し、評価結果を公表 - 新公益法人制度への移行 各公社の取組状況を確認し、適切な移行が諮られるよう助言 ○ 点検評価結果等をふまえ、「公社等見直しに関する実行計画」の修正等を行った。
成果目標に対する達成状況	平成 22 年度末までに、派遣者数が、成果目標である 30%削減（約▲60 名）を大幅に超える削減（▲128 名）となった。特に指定管理者制度関係公社については 75 名の削減を行い、他の民間団体等との競争環境整備を進めたほか、その他の公社等についても、実行計画等に基づき主体的・自立的な経営を促進しており、成果目標を達成している。

3 復興・再生に向けた行財政運営方針（平成 24 年 10 月）

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故による被害を受けて、本県では平成 23 年 8 月に「福島県復興ビジョン」を策定するとともに、同年 12 月に「福島県復興計画（第 1 次）」を策定し、また、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方を「復興・再生に向けた行財政運営方針」として取りまとめた。

対象期間を概ね 5 年として、復興・再生の状況等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定について検討することとされている。

本方針においては、「継続的な行財政改革への取組」として、「公社等外郭団体の見直しなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取組んでいきます。」とされている。

本方針の取組状況の総括（平成 29 年 6 月）において、取組状況については以下のとおりとされている。

主な取組と実績	<u>公社等外郭団体の見直し</u> 県行政の補完的役割を担う公社等外郭団体が、震災や原子力発電所事故下に置かれた社会・経済環境にあって、県民の多様なニーズに更に対応したサービスを提供できるよう、公社等外郭団体への関与等に関する指針（H16.10 策定）に基づき、公社等本来の主体的、自立的な経営を促進する視点から前年度の実績に対する点検評価を行いました。
主な課題	復興・再生に重点を置き、柔軟な行財政運営を推進する中でも、個別の課題については、簡素で効率的な行財政運営を目指し、取組を進める必要があります。
今後の取組の方向性	公社等外郭団体の見直し、企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメント等の個別の行財政改革の課題については、今後とも、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切な進行管理の下、継続的に取り組みます。

4 復興・創生に向けた行財政運営方針（平成 29 年 10 月）

「復興・創生に向けた行財政運営方針」は、平成 24 年 10 月策定の運営方針の考え方を継承して復興・創生に重点を置いた行財政運営を行うこととして平成 29 年 10 月に

策定され、対象期間を令和3年度末までとしている。

本方針においても引き続き、「継続的な行財政改革への取組」として、「公社等外郭団体の見直しなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取組んでいきます。」とされている。

本方針の取組状況の総括（令和2年7月）において、平成24年10月策定の運営方針の取組状況と同様以下のとおりとされている。

主な取組と実績	○公社等外郭団体の見直し 県行政の補完的役割を担う公社等外郭団体が、震災や原子力発電所事故下に置かれた社会・経済環境にあって、県民の多様なニーズに更に対応したサービスを提供できるよう、公社等外郭団体への関与等に関する指針（H16.10策定）に基づき、公社等本来の主体的、自立的な経営を促進する視点から前年度の実績に対する点検評価を行いました。
主な課題	復興・再生に重点を置き、柔軟な行財政運営を推進する中でも、個別の課題については、簡素で効率的な行財政運営を目指し、取組を進める必要があります。
今後の取組の方向性	公社等外郭団体の見直し、企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメント等の個別の行財政改革の課題については、今後とも、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切な進行管理の下、継続的に取り組みます。

5 福島県行財政改革プラン（令和4年3月）

「福島県行財政改革プラン」は、令和4年3月に計画期間を令和4年度～令和7年度の4年間として策定された。計画策定の背景及び基本目標は以下のとおりとされている。

（今回の策定の背景）

- 現在、震災から10年以上が経過し、復興・再生は着実に前進していますが、地域によって復興の進捗が大きく異なるなど、今後も中長期的な対応が不可欠であり、引き続き復興・再生を最優先に、柔軟な行財政運営を進める必要があります。
- また、新型コロナウイルス感染症や頻発化・激甚化する自然災害、デジタル変革（DX）、働き方改革など、行財政運営に関する新たな行政需要や大きな状況変化も発生しています。
- さらに、「復興・創生に向けた行財政運営方針」（以下「現運営方針」という。）は取組ごとの目標を設定していないなど、進行管理が困難といった課題もあります。
- これらに的確に対応するためには、これまで積み重ねてきた行財政改革の成果を踏まえるとともに、限りある財源や人的資源の確保、捻出と効果的な活用に向けて、行財政運営の見直しを計画的に行っていく必要があります。
- そのため、次の3点を踏まえながら、新たに「福島県行財政改革プラン」（以下「行革プラン」という。）を策定します。

【行革プランの策定に向けて踏まえる視点】

①現運営方針との継続性

- ・ 震災からの復興・再生は今後も中長期的な対応が不可欠であることから、現運営方針との継続性を確保します。

② 新たな行政需要等の反映

- ・新型コロナウイルス感染症やデジタル変革（D X）など、新たな行政需要や大きな状況変化を反映します。
- ③ 指標による進行管理
- ・進捗状況を客観的に把握するための指標を設定します。

（基本目標）

新しい総合計画が目指す「ふくしまの将来の姿」の実現に向けた取組を支えるとともに、人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図るため、次の３本の柱により行財政改革に向けた取組を進めます。

- 柱Ⅰ 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生
- 柱Ⅱ 多様な主体、市町村等との連携・協働
- 柱Ⅲ 効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立

上記基本目標の「柱Ⅲ 効果的・効率的で持続可能な行財政システムの確立」の具体的方策の一つとして、「公社等外郭団体及び第三セクターの見直し」が掲げられており、その内容は以下のとおりとされている。

取組項目５ 公社等外郭団体及び第三セクターの見直し

○ 公社等外郭団体（以下「公社等」という。）及び第三セクターについては、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」などに基づき、県の関与を必要最小限にとどめるなど、団体の自主的、自立的な経営を促進します。【主な関係課室 行政経営課】

＜取組内容＞

○ 公社等の見直し

・ 公社等の見直しについては、県出資団体のうち、県の関与の度合いが高い団体を対象に策定している「公社等外郭団体見直し実行計画」（令和３年度現在 18 団体が対象）の進行管理を行うとともに、公社等の設立目的などを踏まえ、必要に応じ、実行計画の見直しや公社等の在り方等について検討を行います。

○ 第三セクターの見直し

・ 第三セクターの見直しについては、県の関与の度合いが高い団体を対象に策定している「第三セクター見直しに関する実行計画」（令和３年度現在 8 団体が対象）に基づく各団体の取組を推進します。

＜成果目標＞

○ 「公社等外郭団体見直し実行計画」及び「第三セクター見直しに関する実行計画」の取組状況に係る点検評価を行い、対象団体の自主的、自立的な経営を促進します。

また、成果指標については以下のとおりとされている。

指標名	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	指標の説明	目標値の考え方
「公社等外郭団体見直し実行計画」に基づく点検評価団体数	18 団体 (R3 年度)	基準値よりも増加しない (毎年度)	「公社等外郭団体見直し実行計画」に基づく点検評価団体数	県の関与が必要な団体が増加しないことを目指します。

第3 公社等外郭団体への関与等に関する指針

1 関与指針の内容

本県における外郭団体についての取組みは、上記のとおり、平成16年10月に策定（最終改正 平成31年3月）した関与指針に基づき行われている。

県関与の基本的考え方として、県行政の補完的役割を担う公社等が、より県民の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、公社等本来の主体的、自立的な経営を促進するため、「財政的関与」及び「人的関与」の限定化を図るなど、県の関与については必要最小限にとどめるとしており、関与指針の内容は以下のとおりである。

I 目的

この指針は、県行政の補完的役割を担う公社等外郭団体（以下「公社等」という。）が、より県民の多様なニーズに対応したサービスを提供できるよう、公社等本来の主体的、自立的な経営を促進するため、県関与の基本的な事項等を定めることにより、県と公社等との新たなパートナーシップを構築していくことを目的とする。

II 対象とする公社等

1 指針の対象公社等

この指針では、次の基準を総合的に勘案して決定した、別紙の公社等を対象とする。

(1) 設立の趣旨

県行政の補完等の業務を行うものであること。

(2) 設立の経緯

設立に当たっての県の関与の度合いが高いこと。

(3) 財政的関与の状況

資本金、基本金その他これらに準ずるものに対する県の出資、出えん等の割合が概ね25%以上であること。

(4) 人的関与の状況

役職員への県職員の派遣があること。

(5) その他

この指針の適用が特に必要と認められること。

2 上記以外の公社等

上記以外の公社等については、次の関与の範囲内で、必要に応じて、この指針の考え方にに基づき、助言等を行う。

(1) 県の出資、出えん等の状況

(2) 県の職員派遣の状況

III 新たなパートナーシップ構築のための考え方

公社等に対しては、関係する法令、条例、規則等に基づくもののほか、次の「県関与の考え方」及び「助言等に当たっての考え方」に基づき、必要に応じて助言等を行うことにより、新たなパートナーシップの構築を図るものとする。

1 県関与の考え方

(1) 基本的な考え方

これまでの指導を目的とした「事前の協議」から、公社等の主体的、自立的な経営の促進を基本とする「事後の点検評価」へ転換するとともに、「財政的関与」及び「人的関与」の限定化を図るなど、県の関与については必要最小限にとどめる。

(2) 県関与の取扱い等

上記「基本的な考え方」を踏まえ、県関与については、次のとおり取り扱う。

ア 財政的関与

(ア) 基本的な対応

県の補完的役割を担う公社等との役割分担の明確化を図りながら、事業収入の確保などによる公社等経営の自立化を促進するため、単なる赤字補てんを目的としたものは行わないことを原則とする。

(イ) 具体的な対応

a 出資金の出資等

出資金、出えん金等の出資等については、公社等を通じて実現しようとする県行政の効率的かつ効果的な目的達成の可能性とともに、将来にわたる財政的負担が過大とならないことを十分精査した上で、真に必要な場合に限定する。

b 補助金の交付等

(a) 補助金その他これに類するものの交付等については、公社等の設立目的に即した事業であって、真に必要なものに限定する。

(b) 補助金等に役員報酬及び職員人件費が含まれる場合には、事業の必要性等を十分精査し、また、県と公社等との役割分担、経費負担等を明確にした上で、交付等を行う。

ただし、県派遣職員の人件費については、県からの補助金支出の算定基礎には含めない。また、役員及び職員（ただし職員については県退職職員に限る。）の退職金については、補助金等のほか委託料など県からの支出の算定基礎には含めない。

(c) 貸付金の貸付けについては、将来にわたる事業の需要予測、公社等の経営見通し等を十分精査した上で、真に必要な場合に限定する。

c 債務の負担

損失補償、債務保証等の債務の負担については、将来にわたる事業の需要予測、公社等の経営見通し、県の財政的負担が過大とならないこと等を十分精査した上で、真に必要な場合に限定する。

d 業務の委託

随意契約による業務委託については、「民間でできることは民間へ」の考えの下、民間企業等の活用効果と比較検討した上で、公社等の設立目的に即したものに限定する。

(ウ) 関与状況の公表

財政的関与の状況については、毎年度取りまとめの上、公表する。

イ 人的関与

(ア) 代表者への知事等の就任

非常勤の理事長等代表者への知事、副知事又は部局長の就任については、経営責任を明確にするため、真に必要な場合に限定し、原則として取り止める。

(イ) 代表者以外の役員への部局長等の就任

a 理事等

非常勤の理事等への部局長等の就任については、出資割合等に応じた権利行使、責任負担等の必要性を検討した上で、真に必要な場合に限定する。

b 監事等

公社等を監査する立場にある監事、監査役等への出納局長等の就任については、公認会計士、税理士等の外部有識者の活用促進などを検討した上で、真に必要な場合に限定する。

(ウ) 役職員への県職員の派遣

常勤の役職員への県職員の派遣については、県の事務事業との関連性及び施策推進上の必要性、県と公社等との役割分担などを総合的に勘案した上で、真

に必要な場合に限定する。

(エ) 役職員への退職予定である県職員の紹介

常勤の役職員への退職予定県職員の紹介については、公社等からの要請に応じ、その必要性等を検討した上で、真に必要な場合に限定する。

(オ) 関与状況の公表

人的関与の状況については、毎年度取りまとめの上、公表する。

ウ 点検評価等

(ア) 定期的な調査の実施

公社等の運営状況などについて、毎年度1回、調査を実施する。

(イ) 点検評価の実施

上記調査に基づき、必要に応じて有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な視点からの点検評価等を実施し、助言等を行う。

(ウ) 点検評価等状況の公表

調査及び点検評価の状況については、毎年度取りまとめの上、公表する。

エ 点検評価結果等に基づく見直し

点検評価等の結果、改善などを要する公社等の見直し、また、設立目的を達成した公社等又は社会経済情勢の変化に伴い必要性が低下した公社等若しくは関連する業務又は類似する業務を行っている公社等の在り方の見直しについては、必要に応じて設置者等である県として計画を策定するなどし、助言、指導等を行う。

オ その他

公社等の根幹である「定款又は寄附行為」の変更については、あらかじめ必要な助言等を行う。

2 助言等に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

公社等の経営については、自己決定・自己責任を基本に、公社等が主体的、自立的に行うべきことを十分尊重する必要がある。

その上で、下記(3)に掲げる「公社等経営の基本的事項」を踏まえ、必要に応じて、適切な助言、指導等とともに、財政的・人的な関与を行う。

(2) 部局長の責務

ア 所管部局長の責務

公社等を所管する部局等の長（以下「所管部局長」という。）は、公社等に対して、自主性、主体性を尊重しながら、必要に応じた助言、指導、財政的・人的な関与等を適切に行う。

イ 総務部長の責務

この指針が統一的かつ円滑に運用されるよう、総合的な調整、点検評価結果等の取りまとめなどを行うほか、所管部局長に対して、必要に応じて助言等を行う。

(3) 公社等経営の基本的事項

ア 業務運営の適正化

(ア) コンプライアンス態勢の確立

県行政の補完的な業務を行い、県と連携を図りながら県民福祉の向上に努めなければならない社会的責任を負うことに鑑み、経営者の責任でコンプライアンス態勢を確立する必要がある。

※ コンプライアンス

関連する法令等のほか、社会規範、倫理、契約に係る内部規定等も含んだ広範囲なルールを守って行動すること。また、倫理に則して、公正かつ公平な業務

遂行を行うこと。

(イ) マネジメントサイクルの確立等

経営目標等を設定した上で、コスト意識を持った経常的な点検評価、見直しなどを行うマネジメントサイクルを確立することにより、計画的かつ適正な業務運営を図る必要がある。

また、目的を達成した業務及び社会経済情勢の変化に伴い必要性が低下した業務については、廃止又は縮小などの検討を行う必要がある。

(ウ) 情報公開の推進

事業や財政基盤が公共的性格を有することを踏まえ、その活動の透明性を高め、県民の理解と信頼を確保する観点から、インターネット等を活用し、業務・財務等に関する文書等を公開するなど情報公開を推進する必要がある。

イ 組織機構の簡素効率化

(ア) 類似団体との統合等

他の団体と関連する業務又は類似する業務を行っている公社等については、その在り方に関し、統廃合を含めた抜本的な検討を行う必要がある。

(イ) 機動的・弾力的な組織運営

小規模な又は細分化された組織については、事業執行の一層の効率化を図るため、再編、統合等の検討を行うとともに、組織の硬直性を排し、業務動向に応じた機動的かつ弾力的な組織運営に努める必要がある。

(ウ) 組織の肥大化抑制

業務の必要性から新たな組織を設置する場合については、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、組織全体の見直しを行うなど、組織の肥大化を抑制する必要がある。

ウ 内部管理の適正化

(ア) 役員数の適正化等

役員数については、公社等の規模、業務内容等を総合的に勘案して、適正数にとどめる必要がある。

また、役員については、公募の実施等を含め広く人材を募ることにより優れた経営感覚、経営手法の導入等を図るとともに、経営責任の明確化、能力発揮等のための「役員業績評価制度」の導入なども検討する必要がある。

(イ) 監査機能の強化

監事、監査役等については、公認会計士等を活用するなど、監査機能の強化を検討する必要がある。

(ウ) 職員数の適正化

職員数については、業務量の変動に応じた効率的かつ弾力的な配置に努め、新たな業務への対応においても、既存業務の見直しや事務処理方法の改善、また、嘱託職員、人材派遣等の活用などにより、新規増員を抑制する必要がある。

(エ) 役員報酬等の適正化

役員の報酬等及び職員の給与等については、経営者の責任で、経営状況等を勘案して決定する必要がある。

(オ) 役員在職期間等の適正化

役員の在職期間及び職員の定年制については、組織の活性化等を図るため、適切に取り扱う必要がある。

エ その他

職員の能力開発を推進するため、研修機関の集合研修を活用するなど職員研修の内容充実を図るほか、公社等間の人事交流などについて検討する必要がある。

本指針別紙で定める対象とする公社等は以下のとおりである。

所管部局	No	団体名
総務部	1	公益財団法人ふくしま自治研修センター
企画調整部	2	福島県土地開発公社
	3	公益財団法人福島県文化振興財団
	4	公益財団法人ふくしま海洋科学館
	5	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
生活環境部	6	公益財団法人福島県国際交流協会
保健福祉部	7	社会福祉法人福島県社会福祉事業団
	8	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
商工労働部	9	公益財団法人福島県産業振興センター
	10	公益財団法人福島県観光物産交流協会
	11	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構
農林水産部	12	公益財団法人福島県農業振興公社
	13	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社
	14	公益財団法人福島県栽培漁業協会
	15	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
土木部	16	福島県道路公社
	17	一般財団法人福島市町村支援機構
	18	公益財団法人福島県下水道公社

2 公社等見直しに関する実行計画

上記関与指針のⅢ.1. エ 点検評価結果等に基づく見直しにおいて、「点検評価等の結果、改善などを要する公社等の見直し、また、設立目的を達成した公社等又は社会経済情勢の変化に伴い必要性が低下した公社等若しくは関連する業務又は類似する業務を行っている公社等の在り方の見直しについては、必要に応じて設置者等である県として計画を策定する」とされており、当該規定に基づき、実行計画が策定されている。

令和4年5月修正版の実行計画において、以下の9団体が実行計画の策定を要する公社等とされており、各団体の見直しの今後の方向性は以下のとおりである。

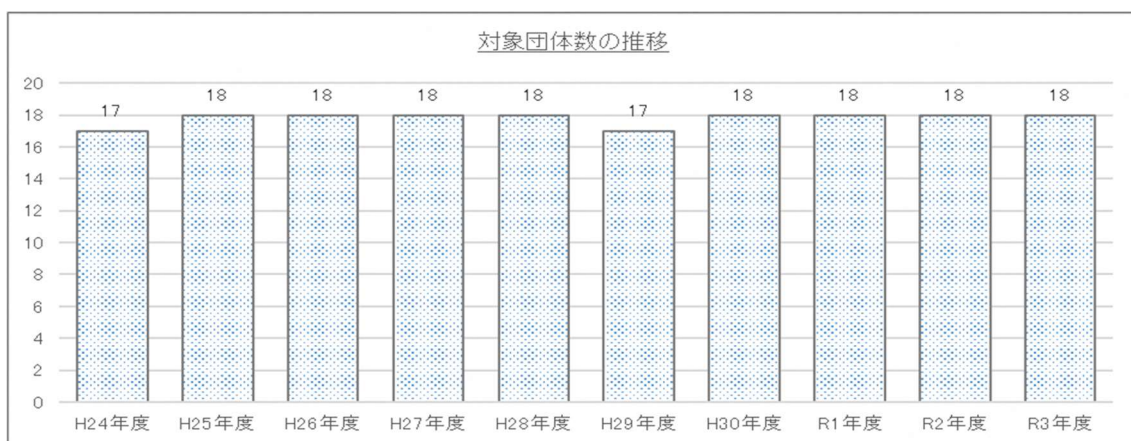
所管部局	No	団体名	今後の方向性
企画調整部	1	福島県土地開発公社	「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行
保健福祉部	2	(公財) 福島県青少年育成・男女共生推進機構	「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
商工労働部	3	(公財) 福島県観光物産交流協会	「中期事業・運営計画」に基づく主体的な取組の実行
	4	(一財) ふくしま医療機器産業推進機構	「事業計画書」に基づく主体的な取組の実行と抜本的な見直し
農林水産部	5	(公財) 福島県農業振興公社	「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
	6	(公社) ふくしま緑の森づくり公社	「経営改善計画書」に基づく主体的な取組の実行、今後の公社経営の在り方等の検討
	7	(公財) 福島県栽培漁業協会	新たな水産試験研究施設に対応する組織・人員

所管部局	No	団体名	今後の方向性
		会	体制等を踏まえた「次期経営計画」の策定
土木部	8	福島県道路公社	事業縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
	9	(公財) 福島県下水道公社	民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

3 関与指針の運用の状況等

(1) 関与指針の対象団体

関与指針の対象団体数は、令和3年度で18団体である。平成25年度には（一財）ふくしま医療機器産業推進機構（平成25年5月設立）が対象に加えられ、平成29年度には財政的関与及び人的関与の状況が関与指針の対象とする基準を下回っていることなどから（公財）福島県都市公園・緑化協会が対象から除外され、平成30年度には（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構（平成29年7月設立）が対象に加えられている。



対象団体は、団体の設立の趣旨、設立の経緯、財政的関与の状況、人的関与の状況等を総合的に勘案して決定することとしている。具体的には、総務部行政経営課が、財政的関与の状況については、毎年度、県の出資等の状況を財産管理課から情報収集して確認を行い、人的関与の状況については、行政経営課が所掌する職員の人事管理の一環として団体への職員派遣の必要性等について確認しており、その上で、対象団体の見直しが必要であると判断した場合には、公社等外郭団体見直し部会で検討・決定している。

県の出資等が20%超の22団体（但し、公立大学法人2法人を除く）を対象に、関与指針の対象外とした理由について調査を行った結果は、以下のとおりである。

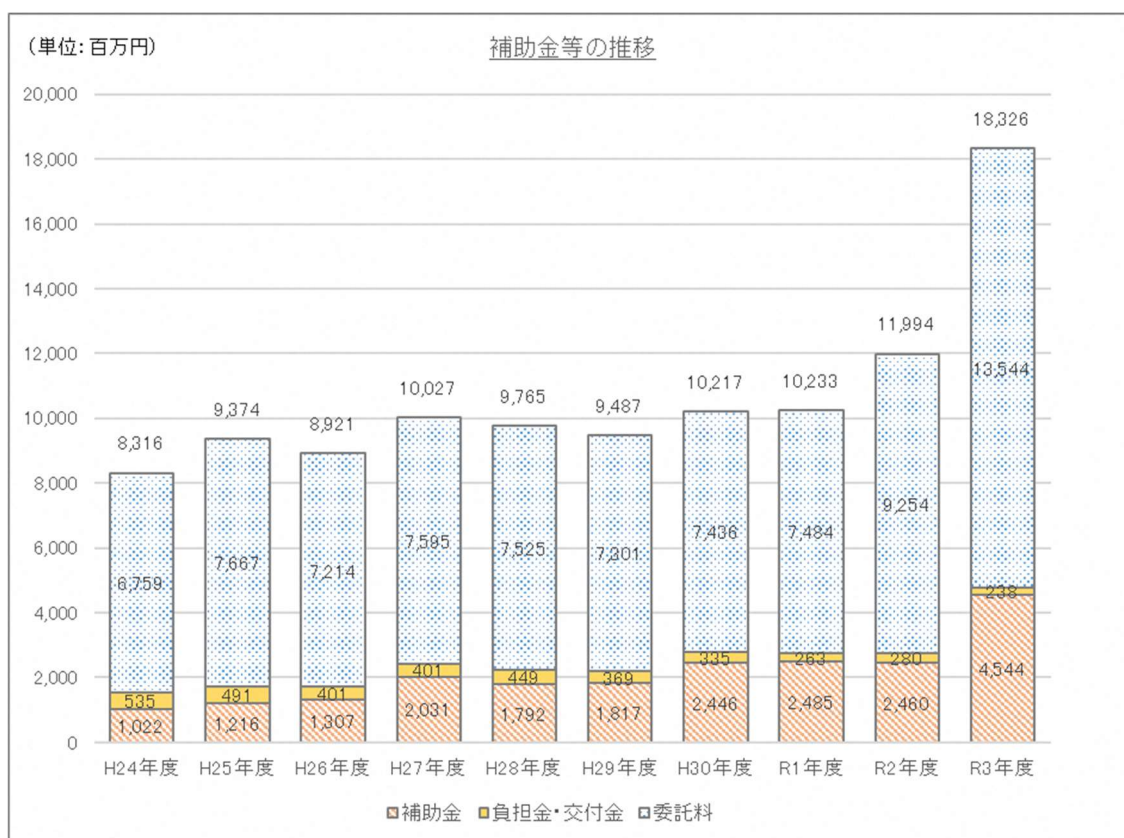
対象団体の決定基準に照らして、関与指針の対象に含めるべきと考えられる団体は認められなかった。

No	法人名	出資等 比率 (%)	所管部局	設立趣旨及び経緯等	人的関与 (R3年度末)				県の財政的関与の状況 (R3年度決算額)				関与指針の対象外とした理由
					県職員派遣 常勤 役員	常勤 職員	県職員OB 常勤 役員	常勤 職員	補助金等 合計	貸付金	損失 補償額	債務 保証額	
1	(公財)福島県総合社会福祉基金	88.83	保健福祉部	昭和47年 県、市町村の出捐により「社会福祉施設の整備促進」を目的として前身の「財団法人福島県社会福祉施設整備基金」が設立された。昭和52年「在宅看護の充実と地域福祉の推進」を目的に加え、「財団法人福島県社会福祉施設整備基金」を発展的に解散し、新たに「財団法人福島県総合社会福祉基金」が設立された。平成25年公益財団法人の認定を受け、「公益財団法人福島県総合社会福祉基金」となる。	0	0	0	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
2	(一財)いわき勤労福祉事業団	50	商工労働部	勤労総合福祉施設の運営管理など勤労者の福祉に関する事業を総合的に、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的として設立。	0	0	0	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
3	(公社)福島県森林・林業・緑化協会	38.4	農林水産部	福島県内における森林整備の推進と森林・林業・きのこ等特用林産物の振興を推進し、林業の発展を図るとともに、緑化の推進を図り、地球環境及び国土の保全と山村経済の振興に努め、もって林業従事者の地位向上並びに民政の安定に寄与することを目的としてS45.3に設立されており、H25.4.1に公益社団法人へ移行している。	0	0	2	10	41,219	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
4	(公財)福島県保健衛生協会	28	保健福祉部	疾病の予防、健康の保持及び増進、並びに生活環境の保全を図るために必要な事業を行い、もって公衆衛生の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和51年設立。	0	0	1	0	380,539	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
5	(公財)福島県生活衛生営業指導センター	40	保健福祉部	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基き法人で、生活衛生関係営業の経営健全化等に係る事業を行うことを目的に設立された。	0	0	0	2	22,981	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
6	(一財)福島県いわき処分場保全センター	33.12	生活環境部	公共関与の産廃処分場の設置のため、昭和54年1月4日に財団法人福島県環境保全公社として設立し、2度の改称を経て現在に至る。	0	0	0	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
7	福島県信用保証協会	24.52	商工労働部	中小企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的な保証を行って借入を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された公益法人(信用保証協会法に基づき法人)	0	0	0	0	312,449	-	25,269	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
8	(公財)郡山地域テクノポリス推進機構	42.22	商工労働部	高度技術を有する企業の誘致と地域企業の技術高度化を目的として、高度技術工業集積地域開発促進法(テクノポリス法)に基づき昭和61年3月に設立。	0	0	0	1	9,321	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
9	(公財)福島県臓器移植推進財団	62.22	保健福祉部	臓器移植の普及啓発及び諸条件整備の援助を行うことを目的とした法人。 (福島県腎臓協会が福島県アイバンクを合併し、名称変更して現在に至る)	0	0	0	0	11,424	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
10	(公財)福島県暴力追放運動推進センター	52.81	警察本部	暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)を予防するための広報事業、不当行為についての相談事業、不当行為の被害者の救済事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって暴力団を根絶して安全で住み良い福島県の実現に寄与することを目的とする。 ○平成2年4月26日設立 ○平成22年12月17日公益財団法人に移行	0	0	1	2	6,043	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
11	(公財)福島県学術教育振興財団	100	教育庁	県内の教育機関における教員や研究者及び団体等が行う調査・研究活動等を助成し、地域社会の発展に寄与することを目的として設立。	0	0	0	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
12	(公財)尾瀬保護財団	20.23	生活環境部	尾瀬の利用者に対する自然への理解を深めるための解説活動及び適正利用に関する普及啓発を実施することにより、利用者からの適切な行動を促しその自然の活用を図るとともに、各種環境保全対策、公園利用施設の管理運営、調査研究及び顕彰活動等を推進し、国、地方公共団体及び民間団体等が行う施策と協調しながら、尾瀬のすぐれた自然環境の保全を図る。	0	1	0	0	941	-	-	-	県出資比率が25%未満であることなどを総合的に判断
13	(公財)福島県スポーツ振興基金	100	企画調整部	県民のスポーツ・レクリエーション活動への多様化するニーズに応えるため、生涯スポーツを推進する団体が行う各種活動・事業に対して助成を行い、本県のスポーツの振興に寄与することを目的に、平成8年4月15日に設立された。	0	0	0	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
14	(一財)福島県電源地域振興財団	100	企画調整部	県内電源地域の振興とライフ・レップ施設の管理を目的に、風の出資により設立。	0	0	0	0	430,875	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
15	(公財)福島県障がい者スポーツ協会	100	企画調整部	障がい者のスポーツ活動を通じた社会参加の促進及び障がい者スポーツの普及・振興のための事業等を行い、もって障がい者の福祉の増進と共生社会の実現に寄与することを目的としている。平成3年8月に設立された「福島県身体障害者スポーツ協会」を前身に、平成8年9月に「(財団法人)福島県障害者スポーツ協会」として法人化。平成26年4月に現在の法人名に名称変更。	0	0	0	0	17,870	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
16	(公財)ふくしま科学振興協会	30	商工労働部	平成13年11月つくしま未来館において「なせだろウのミュージアム」として活用された施設を、須賀川テクノニカルリサーチガーデン構想の支援、科学技術の振興、理科教育水準の向上を目的として整備され開館。	0	4	0	0	10,500	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断 ※派遣人員4はいずれも教育委員会から派遣される教員
17	(公社)福島県畜産振興協会	60.88	農林水産部	昭和30年12月に(株)福島県畜産会として設立、関係団体との統合を経て平成25年4月に公益社団法人福島県畜産振興協会へ移行。畜産経営の安定向上と良質な畜産物の生産、安全・安心な食料の安定的供給を目的とし、福島県の畜産業を担う中核的な団体として活動している。	0	0	1	0	64,896	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
18	マリーナ・レイク猪苗代(株)	31.25	土木部	福島県、猪苗代町等が出資し、平成5年に設立された第三セクター方式の株式会社で、設立当初から現在まで銚子港マリーナ施設の管理・運営を行っている。	0	0	0	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
19	(株)福島県食肉流通センター	87.57	農林水産部	と畜場法に基づき、主に牛・豚・馬のと畜を行うことを目的として昭和50年に会社を設立。福島県食肉流通合理化計画(H11～27年度)により、県内7か所にあった食肉処理施設を再編し、(株)福島県食肉流通センターを県の中核的食肉センターとして位置付け、現在にいたる。(牛と畜は県内唯一の施設である。)	0	0	0	0	-	12,500	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
20	福島発電(株)	41.47	企画調整部	地域主導による再エネの導入促進と復興けん引を図るため、県、市町村、民間企業と共同で出資し設立。	0	0	1	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
21	ふくしま地域産業6次化復興ファンド投資事業有限責任組合	50.12	農林水産部	H25年設立。6次産業化事業体を支援するために県等からの出資金により組成したファンドの管理を行う。	0	0	0	0	-	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断
22	(一財)田村西部工業団地振興財団(企業立地)	43.7	商工労働部	平成7年3月13日福島県知事認可 福島県が造成した当工業団地内の公共施設の管理運営・活用・地域産業との交流等を目的とする。	0	0	0	0	133	-	-	-	役員への県職員の派遣がないことなどを総合的に判断

(2) 財政的関与の状況

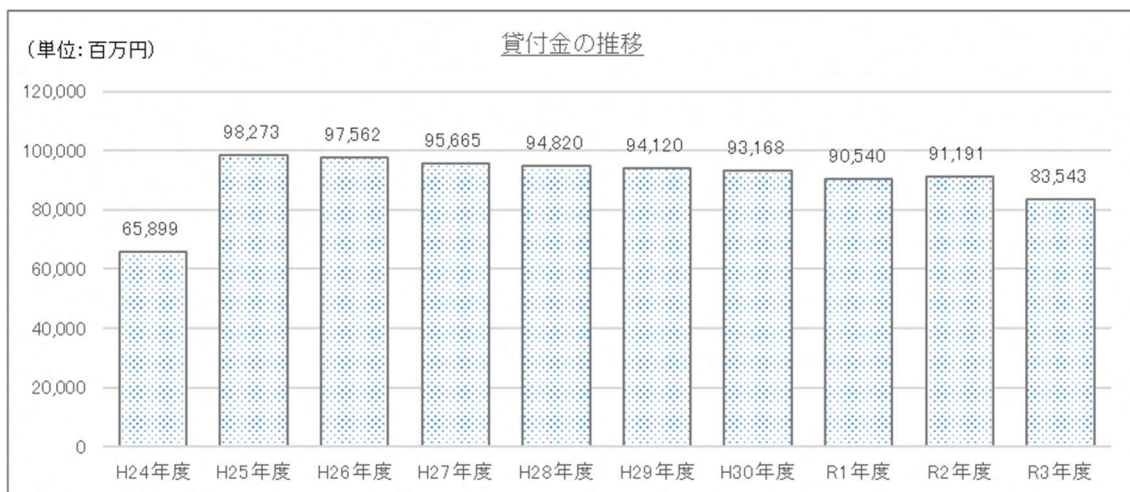
ア 補助金等

対象団体に対する補助金、負担金・交付金、委託料は、令和2年度以降で大きく増加しており、令和3年度において18,326百万円である。主な増加要因は、公益財団法人福島県観光物産交流協会、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に対するものである。令和元年度から令和3年度で、公益財団法人福島県観光物産交流協会に対する補助金等は6,060百万円増加、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に対する補助金等は1,034百万円増加している。公益財団法人福島県観光物産交流協会の増加は、福島県宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業補助金（令和3年度1,866百万円）、福島県観光周遊宿泊支援対策事業委託料（同年度4,382百万円）などによるものであり、新型コロナウイルス感染症に係るものである。公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の増加は、イノベーション創出プラットフォーム事業委託料（同年度323百万円）、福島県避難地域12市町村移住推進事業委託料（同年度339百万円）、東日本大震災・原子力災害伝承館指定管理料（同年度401百万円）などによるものである。



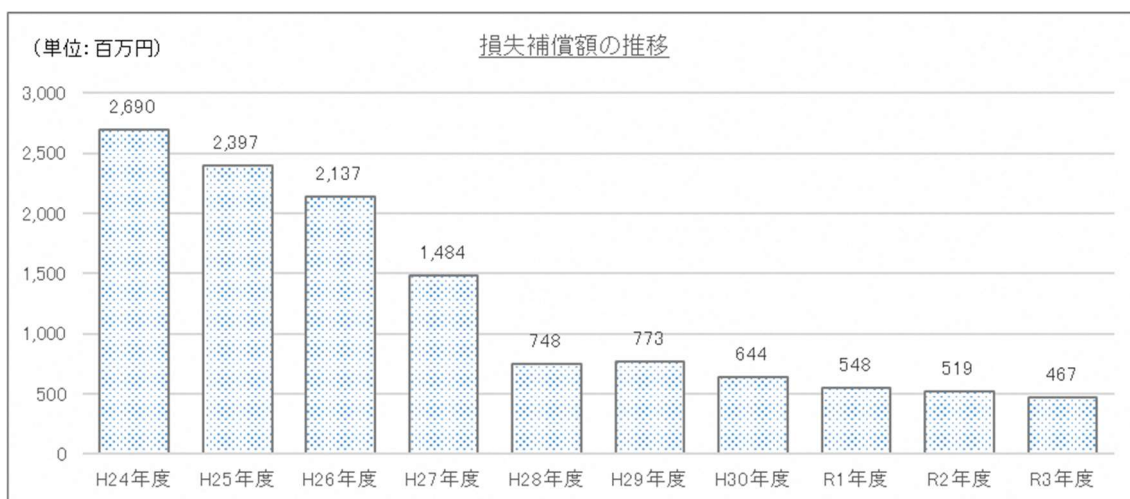
イ 貸付金

対象団体に対する貸付金は、平成 25 年をピークに減少傾向にあり、令和 3 年度の残高は 83,543 百万円である。主に（公財）福島県産業振興センター（令和 3 年度末 83,071 百万円）に対するものであり、原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」貸付金（同 63,348 百万円）、被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金（同 14,433 百万円）など東日本大震災に係るものである。



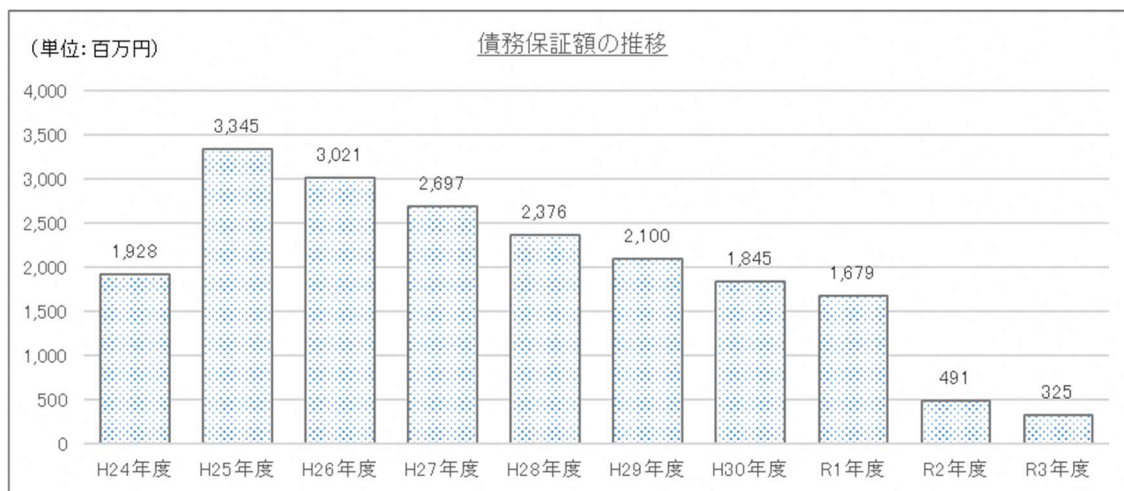
ウ 損失補償額

対象団体に対する損失補償額は、平成 24 年度以降毎年度減少しており、令和 3 年度で 467 百万円である。



エ 債務保証額

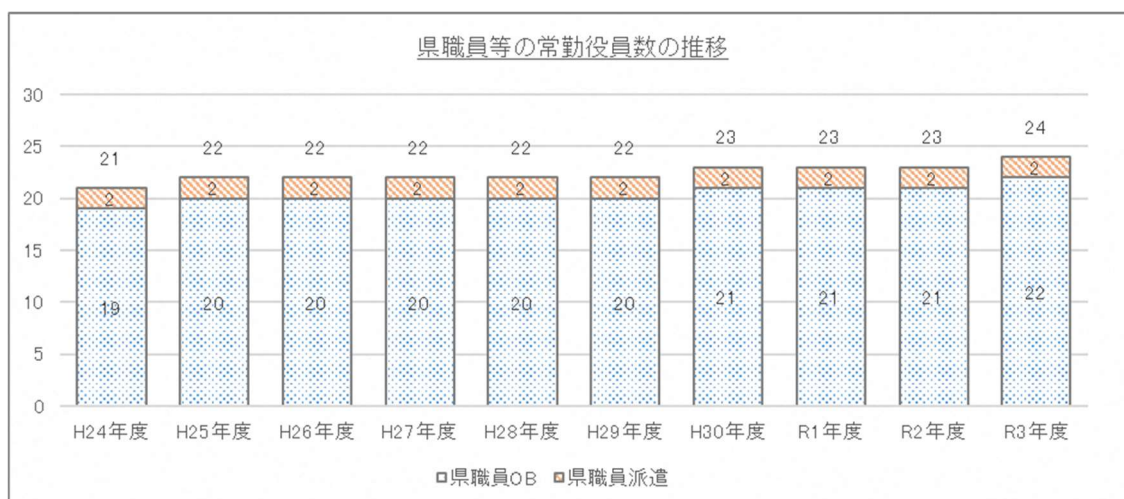
対象団体に対する債務保証額は、平成 25 年をピークに減少傾向にあり、令和 3 年度の残高は 325 百万円である。



(3) 人的関与の状況

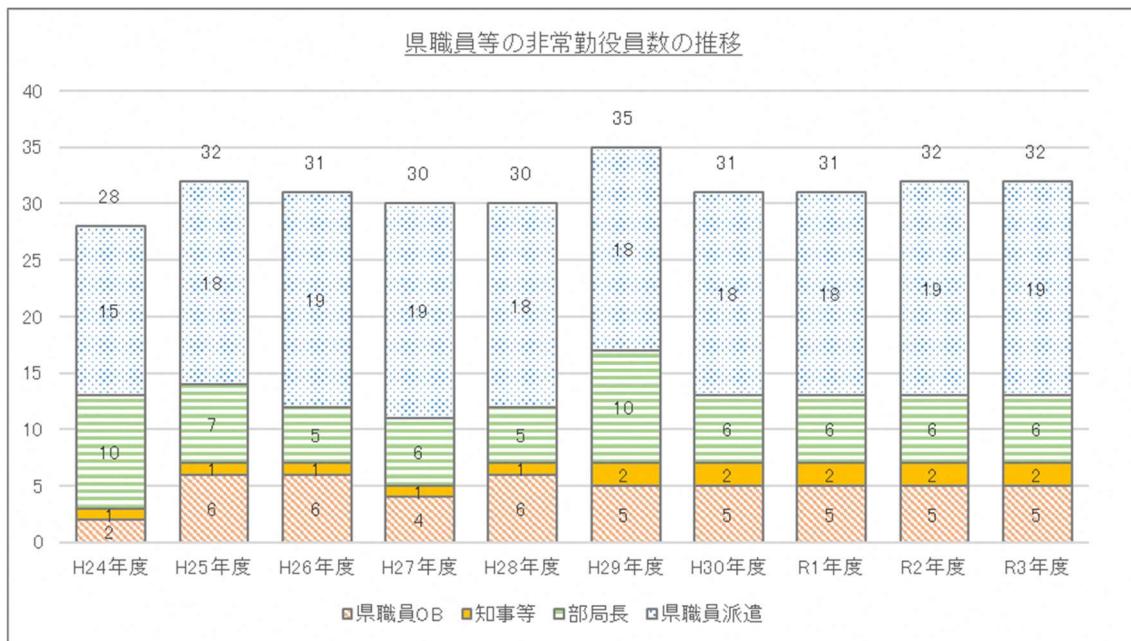
ア 常勤役員

対象団体の常勤役員のうち県職員 0B 及び県職員派遣は、令和 3 年度末で 24 人であり、そのうち県職員 0B が 22 人である。平成 24 年度から 3 名増加しているが、主な増要因は、平成 24 年度以降で設立された（一財）ふくしま医療機器産業推進機構（平成 25 年 5 月設立 令和 3 年度末 1 人）、（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構（平成 29 年 7 月設立 同 1 人）などである。



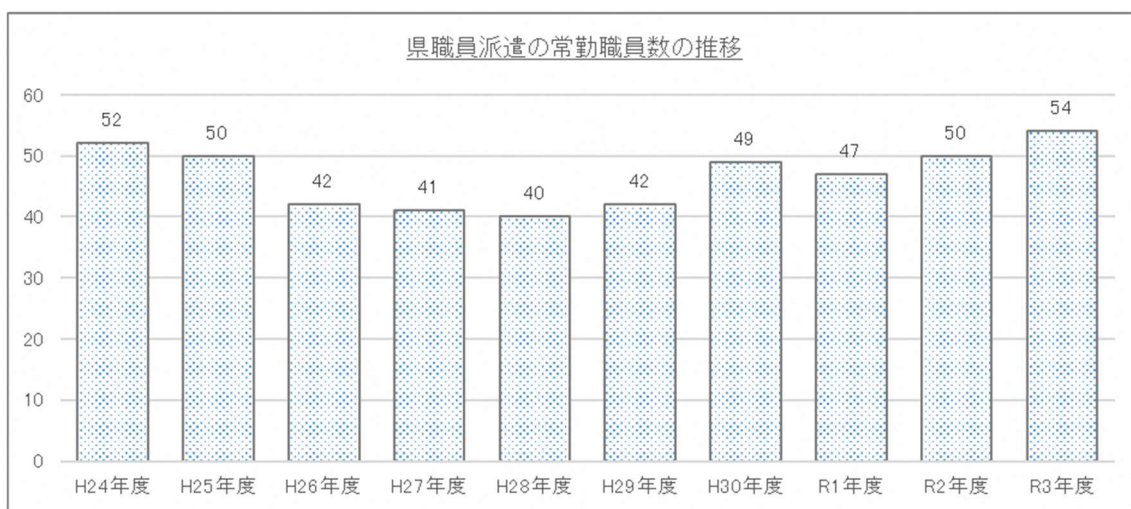
イ 非常勤役員

対象団体の非常勤役員のうち、県職員 0B 及び知事・部局長・県職員派遣は令和 3 年度末で 32 人であり、そのうち知事・部局長・県職員派遣が 27 人である。

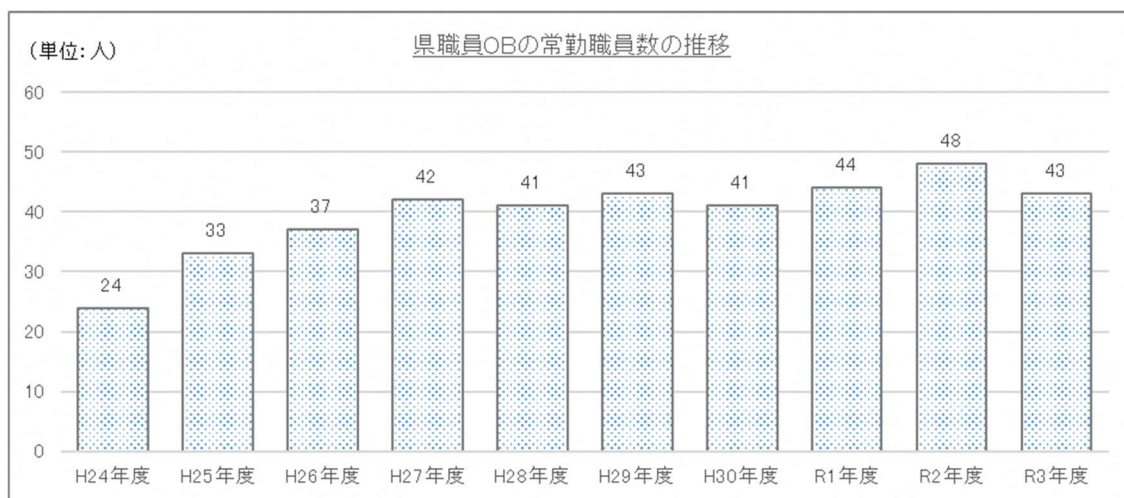


ウ 常勤職員

対象団体の常勤職員のうち県職員派遣数は、平成 24 年度から平成 28 年度まで減少していたが、平成 29 年度以降で増加しており、令和 3 年度末で 54 人である。主に平成 29 年度に設立された福島イノベーション・コースト構想推進機構（令和 3 年度末 17 人）によるものである。



対象団体の常勤職員のうち県職員 OB 数は、平成 24 年度から令和 2 年度まで増加傾向にあったが、令和 3 年度で減少し、令和 3 年度末で 43 人である。



(4) 点検評価

上記関与指針に記載のとおり、毎年度 1 回、公社等の運営状況についての調査及び点検評価を行うこととしており、点検評価方法の概要は以下のとおりである。

ア 点検評価の基本的考え方

「マネジメントサイクルが確立され、『成果重視の主体的・自立的な公社等経営』が確保されているかを評価」

県行政の補完的業務を担い、県と連携しながら県民サービスの向上に努めなければならない社会的責任を負うことに鑑み、各公社等が経営目標を設定し、コスト意識を持った経常的な点検評価、見直しなどを行うマネジメントサイクルが確立され、計画的かつ適正な業務運営が図られているかを評価することを基本とする。

イ 点検評価等の視点と主な評価項目

《視点 1：計画性》

公社等経営の理念・目標・方針等が、各種計画等に反映され、事業の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメントサイクルの視点

〔評価項目：定性指標〕

○各種計画の目標値と実績の差異の分析

○環境変化、住民ニーズの的確な把握など

《視点 2：経済性・効率性》

事業の収支バランスと採算性・収益性の視点

〔評価項目：定量指標〕

○施設等稼働率・収支比率・人件費比率など

〔評価項目：定性指標〕

○収支バランスや収入増加策の評価

○経費削減策の評価

○サービス向上策の評価など

《視点3：個別課題への対応状況》

各公社等の個別課題の取組状況・進捗管理

ウ 点検評価等の実施方法と視点

【一次点検評価（公社等による点検評価等）】（例年7月上旬頃までに実施）

ア 実施方法：公社等は、「付表（運営状況等に関する調査）」を作成するとともに、自ら点検評価を行った上で、「点検評価表」を県の所管部局長に提出する。

イ 視点：「経営責任者による主体的な点検評価等」がなされること。

【二次点検評価（県所管部局による点検評価等）】（例年7月中旬頃実施）

ア 実施方法：所管部局長は、「付表」の内容を検証するとともに、二次的な点検評価を行った上で、「点検評価表」を総務部長に提出する。

イ 視点：「所管部局長としての責任ある公社等の点検評価等」及び「部局長自身の責任ある関与状況などの点検評価」がなされること。

【三次点検評価（総務部による点検評価）】（例年9月中旬頃までに実施）

ア 実施方法：各所管部局長から提出された「点検評価表」について、総務部において、三次的な点検評価を行う。

イ 視点：「統一的・客観的な点検評価」であること。

【点検評価等結果の公表】（例年9月下旬頃に公表）

ア 実施方法：点検評価等の結果について、概要等を県ホームページ等で公表する。

イ 視点：「行政の透明性の確保と説明責任の遂行」を果たし得る公表内容であること。

(5) 監査結果

各団体に関する点検評価表について【意見】

福島県行財政改革推進本部の公社等外郭団体見直し部会が作成した「公社等外郭団体の点検評価等」記載の「点検評価等の実施方法」によれば、前ページ記載の視点1から3の評価項目に沿って評価することが求められている。本年度の監査対象とした三団体では、三団体が行う一次点検評価、三団体が行った一次点検を県の所管部局が点検する二次点検で、ともに「点検評価等の実施方法」に沿って行われているとは言えない点が見受けられた。

県においては、18 もの外郭団体の点検評価を行っており、それらの比較可能性を確保するためにも、各団体の点検評価表は、「点検評価等の実施方法」に基づき記載内容を統一するべきと考え、点検の実施者である行政経営課において、各部局及び各外郭団体に指導することが望まれる。

また、「点検評価等の実施方法」によると基本的考え方として「マネジメントサイクルが確立され、成果重視の主体的・自立的な公社等経営が確保されるかを評価」するとしている。この含意は、①マネジメントサイクルの確立②（マネジメントサイクルの確立による）「成果重視の主体的・自立的な経営」の確保の2つの意味を含んでいる。マネジメントサイクルとは、「計画」「実行」「評価」「改善」の一連の流れ（PDCA サイクル）を指すものである。それぞれを明確に規定しなければ、次の段階での検討に困難をきたし、抽象的・概括的な記載になってしまう。すなわち、「計画」を明確に規定しなければ「実行」できたかどうか曖昧になり、「実行」が概括的であると「評価」が困難になり、「評価」が困難であると「改善」するべきなのかどうかの判断が難しくなる。その結果、次年度の「計画」の策定も難しくなる。なお、「計画」は「目標」や「理念」とは異なり、期間内での実現可能性があるべきである。「計画」に具体性がなければ「実行」「評価」「改善」もまた具体性に乏しくなってしまう。可能な範囲で数値目標をいれるべきである。

本年度の監査対象とした三団体では、一次点検評価表・二次点検評価表共に「改善」の記載があまり見受けられなかった。「評価」の段階で問題点・課題等の抽出が弱いため、「改善」まで記載ができていないと思える。

さらに、「計画」について、一部、具体性に乏しいものがあつた。三団体ともに、経費削減についてコメントをしているが、「計画」においては、削減する費目や削減目標金額を明記し、削減方法も記載するべきであり、それに沿った「実行」「評価」「改善」を行えるようにするべきである。

「販路拡大」や「サービス向上」についても、なんらかの計画水準を達成したかどうかの評価のポイントになるべきである。この点でも、「計画」における数値化が重要である。仮に、計画では30%増加を目指していたところ、実績が15%増加にとどまっていたら、それは「改善」の対象になるべきで、15%の増加を（肯定的な）評価の対象とするべきではない。

以上のような、①マネジメントサイクルを確立したうえで、②「成果重視の主体的・自立的な経営」の確保ができるかどうかを検討することが、点検表の趣旨であると思料する。監査対象とした三団体の点検表の記載では、三団体、県所管部局ともに「成果重視の主体的・自立的な経営」の可否まで、踏み込んでいる記載が乏しかった。今後の改善が望まれる。

第4 関与指针对象団体の概要

1 団体概要・事業内容等

所管部局	No	団体名	出資割合	設立年月	主な事業内容	指定管理者	実行計画作成	会計監査人設置
総務部	1	公益財団法人ふくしま自治研修センター	50.0%	H24.4	(1)県内地方公共団体の職員に対する研修の実施、(2)県内地方公共団体が実施する研修に対する支援、(3)県内地方公共団体が実施する地方自治の振興に関する調査研究に対する支援、(4)県内地方公共団体の政策形成に関する情報提供等による支援	-	-	-
	2	福島県土地開発公社	100.0%	S35.10	平成25年度で継続事業が終了し、平成26年度からは債権管理業務を行っている。	-	○	-
企画調整部	3	公益財団法人福島県文化振興財団	100.0%	S45.8	(1)芸術文化に関する主催公演の開催、文化施設の貸与、歴史資料の収蔵・展示等を通じた文化振興事業、(2)遺跡発掘調査及び出土文化財の劣化防止処理、文化財保護の教育普及を目的とした講演会や体験学習及び文化財の展示等の文化財保護事業、(3)地域文化の振興を図るための助成及び顕彰事業、(4)本県復興に資するための文化振興事業	○	-	-
	4	公益財団法人ふくしま海洋科学館	100.0%	H10.4	(1)海洋生物(その他の水族を含む)の収集、飼育、展示及び調査研究に関する事業、(2)海洋文化・科学に関する資料の収集、展示及び調査研究に関する事業、(3)海洋に係る生物・文化・科学等に関する教育普及及び地域交流に関する事業、(4)海洋生物の保護及び保全の研究に関する事業、(5)身近な自然環境の保全及び修復、再生、持続的利用に関する事業、(6)上記(1)から(5)の事業を行うための公の施設等の管理運営に関する事業、(7)その他公益目的を達成するために必要な事業、(8)ショップ及レストランの運営等に関する事業、(9)古物営業に関する事業、(10)その他上記事業に関連する事業	○	-	-
	5	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	100.0%	H29.7	(1)構想の重点分野におけるプロジェクトの創出促進、(2)浜通り地域等に進出した企業等と地域との連携の促進、(3)産業集積に関する情報の収集、整理及び提供、(4)高等教育機関等による地域と連携した研究活動に関する支援、(5)教育機関等による構想を担う人材育成の支援、(6)拠点を活用した交流人口の拡大、(7)国内外への構想に関する情報の発信、(8)公の施設の管理運営、(9)移住・定住の促進、(10)その他法人の目的を達成するために必要な事業	○	-	-
生活環境部	6	公益財団法人福島県国際交流協会	59.6%	S63.11	(1)より円滑なコミュニケーションの推進 ①多言語による相談体制と情報提供、②日本語学習の機会の提供、③社会生活に必要な学習の機会の提供 (2)多文化共生の更なる意識の醸成と外国人住民の地域社会への参画の促進 ①多文化共生の更なる意識の醸成の機会の提供、②外国人住民の地域社会への参画促進	-	-	-
保健福祉部	7	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	100.0%	S42.4	(1)社会福祉施設等設置経営事業(自主経営施設等)、(2)社会福祉施設等管理経営事業(指定管理施設)、(3)福島県太陽の国クリニック管理経営事業(指定管理施設)、(4)太陽の国交流センター等管理経営事業、(5)福島県勤労身体障がい者体育館管理経営事業、(6)グループホームの設置経営、(7)短期入所事業、(8)日中一時支援事業、(9)地域生活支援センター事業、(10)障がい者就業・生活支援センター事業、(11)基幹相談支援センター事業	○	-	○
	8	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	20.0%	H25.6	(1)青少年健全育成及び男女共同参画社会の実現のための普及及び啓発、(2)青少年及び男女共同参画に関する調査、研究、相談、資料の収集及び情報の提供、(3)青少年及び男女共同参画に関する講演会及び研究集会の開催、(4)青少年会館及び福島県男女共生センターの管理運営	○	○	-
商工労働部	9	公益財団法人福島県産業振興センター	63.1%	S33.8	(1)中小企業の経営資源確保の支援に関する事業、(2)新事業の創出の支援に関する事業、(3)設備投資の支援に関する事業、(4)下請企業の振興に関する事業、(5)技術の高度化に関する事業、(6)商工業の人材育成に関する事業、(7)情報化の促進に関する事業、(8)商業の活性化に関する事業、(9)公の施設の管理受託に関する業務、(10)交流促進に関する業務、(11)その他公益目的を達成するために必要な事業	○	-	○
	10	公益財団法人福島県観光物産交流協会	54.5%	S63.6	(公益目的事業) (1)福島県内の観光と物産の振興に関する事業、(2)国内外からの観光客の誘致促進に関する事業、(3)観光、物産に携わる人材の育成、確保及び資質の向上に関する事業、(4)ふるさと産品の開発、育成及び相談指導に関する事業、(5)ふるさと産品の普及宣伝及び育成販売に関する事業、(6)福島県等が所有する観光・物産関係施設等の整備運営に関する事業、(7)旅行業法に基づく旅行業、(8)その他の公益目的を達成するために必要な事業	○	○	-
	11	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	90.9%	H25.5	(1)福島県等が所有する観光施設等における食堂及び売店及び宿泊施設経営事業、(2)その他前号に定める事業に関連する事業	○	○	-
	12	公益財団法人福島県農業振興公社	90.2%	H26.4	(1)ふくしま医療機器開発支援センターの管理運営、(2)医療機器産業に関する交流促進及び取引の支援、(3)医療機器開発に関するコンサルティング、(4)医療機器に関するプロジェクト管理、(5)医療機器の安全性に関する情報の収集、整理及び提供、(6)医療機器産業に関する人材育成	-	○	-
農林水産部	13	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	39.2%	S42.4	(1)農地中間管理事業等、(2)農地中間管理機構特例事業等、(3)農業構造の改善及び農業の振興に資する事業、(4)農業次世代人材投資資金(準備型)の交付及び就農の支援促進等、(5)特定鉱害復旧事業等、(6)農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝	-	○	-
	14	公益財団法人福島県栽培漁業協会	84.6%	S55.1	(1)分収造林事業:土地所有者と公社が分収造林契約を結び、公社は費用負担者兼造林者となって植栽し、下刈、主伐を行う。 (2)分収育林事業:土地所有者と公社が分収育林契約を結び、所有者に代わって公社が適切な保育と間伐、主伐を行う。	-	○	-
	15	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	100.0%	H25.4	(1)アワビ・ウニ・アユ種苗生産等事業、(2)施設維持管理、(3)稚魚飼育等、(4)ヒラメ種苗生産等、(5)ホシガレイ飼育試験、(6)さけ稚魚放流状況等調査、(7)栽培漁業資源回復等対策事業、(8)地域特産化推進事業、(9)種苗放流支援事業、(10)種苗放流支援業務、(11)豊かな海づくり実践活動推進事業、(12)食料生産地域再生のための先端技術展開事業のうち現地実証研究受託事業、(13)食料生産地域再生のための先端技術展開事業のうち社会実装促進業務受託事業、(14)ホシガレイ飼育等業務受託事業	○	-	-
	16	福島県道路公社	100.0%	S46.6	(1)フォレスト・エコ・ライフの推進、実践に関する事業、(2)公の施設等の管理運営に関する事業、(3)野外活動及び環境教育の人材育成に関する事業、(4)森林環境の活用に関する事業、(5)森林環境教育の推進及び調査研究に関する事業、(6)森林資源を活用した地域振興及び地域間交流に関する事業、(7)森林環境の保全に関する事業、(8)その他公益目的を達成するために必要な事業	-	○	-
土木部	17	一般財団法人福島市町村支援機構	19.6%	S53.4	県内の有料道路の建設管理を主な事業とし、現在、1路線(福島空港道路「高規格道路」)の維持管理・運営を行っている。 その他、あづま陸橋有料駐車場等6カ所の月極駐車場を運営している。	-	○	-
	18	公益財団法人福島県下水道公社	50.1%	S63.4	(1)県内市町村の建設事業に関する技術支援、相談、研修、(2)県内市町村等の災害緊急時の建設事業に関する技術支援、相談、(3)建設事業に関する調査・研究及び情報の収集・管理・提供、(4)建設事業に関する材料試験、(5)建設事業に関する業務の受託、(6)まちづくり事業、環境保全事業等地域の振興に関する業務の受託、(7)会議室等の賃貸、(8)その他目的を達成するために必要な事業	-	-	-
					(1)下水道の普及促進及びその支援に関する事業、(2)下水道施設の維持管理の支援に関する事業、(3)下水道技術の維持・発展に関する事業、(4)下水道工事に関する設計・積算等の受託に関する事業、(5)下水道に関する水質分析の受託に関する事業	-	○	-

(出所)令和4年度各公社等の点検評価表及び県又は各団体HP

2 令和3年度の決算状況

(金額単位:千円)

所管部局	No	団体名	R3年度収支の状況				R3年度財産の状況			
			収入	うち財務収入※1	支出	当期収支差額	資産合計	負債合計	うち借入金	正味財産
総務部	1	公益財団法人ふくしま自治研修センター	245,456	-	247,774	△2,318	79,267	31,835	-	47,432
企画調整部	2	福島県土地開発公社	20,985	-	332	20,653	2,064,488	17	-	2,064,471
	3	公益財団法人福島県文化振興財団	1,273,983	-	1,228,193	45,790	2,360,624	638,453	-	1,722,171
	4	公益財団法人ふくしま海洋科学館	1,325,492	-	1,431,991	△106,499	1,969,697	551,554	-	1,418,143
	5	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	2,682,956	-	2,576,483	106,473	946,497	643,396	-	303,101
生活環境部	6	公益財団法人福島県国際交流協会	54,589	4,000	49,525	5,064	674,423	25,572	-	648,851
保健福祉部	7	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	5,854,517	314,240	5,730,942	123,575	8,852,474	1,302,680	330,275	7,549,794
	8	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	374,681	-	383,585	△8,904	379,834	62,794	-	317,040
商工労働部	9	公益財団法人福島県産業振興センター	2,285,069	-	2,276,731	8,338	157,284,771	153,583,060	83,674,196	3,701,711
	10	公益財団法人福島県観光物産交流協会	8,106,063	-	7,937,330	168,733	2,816,730	1,456,524	-	1,360,206
	11	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	1,053,073	1,287	946,495	106,578	442,875	270,572	-	172,303
農林水産部	12	公益財団法人福島県農業振興公社	1,676,961	-	1,681,353	△4,392	829,826	771,160	77,433	58,666
	13	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	1,208,844	213,192	1,210,326	△1,482	67,144,178	49,353,507	49,169,928	17,790,671
	14	公益財団法人福島県栽培漁業協会	278,240	19,097	214,532	63,708	1,090,973	22,674	-	1,068,299
	15	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	193,892	-	193,625	267	312,740	53,359	-	259,381
土木部	16	福島県道路公社	1,181,819	679,837	1,171,877	9,942	2,472,165	2,637,569	2,374,375	△165,404
	17	一般財団法人福島市町村支援機構	1,662,153	-	1,482,432	179,721	4,589,347	528,959	-	4,060,388
	18	公益財団法人福島県下水道公社	1,789,509	-	1,758,859	30,650	1,619,277	697,564	-	921,713

(出所)令和4年度各公社等の点検評価表

※1. 財務収入は、借入金、特定預金取崩による収入を記載

3 令和3年度の県の関与の状況

(金額単位:千円)

所管部局	No	団体名	R3年度人的関与の状況				R3年度財政的関与の状況							
			常勤役員		常勤職員		補助金等				貸付金	損失補償額	債務保証額	
			県職員 派遣	県職員 OB	県職員 派遣	県職員 OB	補助金	負担金・ 交付金	委託料・指 定管理料	計				補助金等 比率※2
総務部	1	公益財団法人ふくしま自治研 修センター	-	2	9	1	-	38,966	74,228	113,194	46.1%	-	-	-
企画調整部	2	福島県土地開発公社	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	-	-	-
	3	公益財団法人福島県文化振興 財団	-	2	-	2	13,640	-	1,194,855	1,208,495	94.9%	-	-	-
	4	公益財団法人ふくしま海洋科 学館	1	-	3	-	25,685	-	715,086	740,771	55.9%	-	-	-
	5	公益財団法人福島イノベーショ ン・コースト構想推進機構	-	1	17	10	715,052	-	1,875,682	2,590,734	96.6%	-	-	-
生活環境部	6	公益財団法人福島県国際交流 協会	-	1	1	-	16,956	-	18,407	35,363	69.9%	-	-	-
保健福祉部	7	社会福祉法人福島県社会福祉 事業団	-	1	2	-	116,081	33,064	493,293	642,438	11.6%	-	-	-
	8	公益財団法人福島県青少年育 成・男女共生推進機構	-	2	1	5	45,909	-	273,506	319,415	85.2%	-	-	-
商工労働部	9	公益財団法人福島県産業振興 センター	-	3	3	3	262,948	-	643,675	906,623	39.7%	83,071,196	-	-
	10	公益財団法人福島県観光物産 交流協会	-	2	3	1	1,942,578	-	4,881,293	6,823,871	84.2%	-	-	-
	11	一般財団法人ふくしま医療機 器産業推進機構	-	1	4	-	78,158	-	804,851	883,009	84.0%	-	-	-
農林水産部	12	公益財団法人福島県農業振興 公社	-	1	2	5	412,021	-	12,494	424,515	25.3%	29,424	191,000	-
	13	公益社団法人ふくしま緑の森 づくり公社	1	-	5	3	911,963	50	-	912,013	91.6%	87,192	276,000	-
	14	公益財団法人福島県栽培漁業 協会	-	1	-	-	-	-	171,012	171,012	66.0%	-	-	-
	15	公益財団法人ふくしまフォレス ト・エコライフ財団	-	1	-	-	2,857	-	68,719	71,576	36.9%	-	-	-
土木部	16	福島県道路公社	-	1	-	2	-	166,043	163,398	329,441	65.6%	354,880	-	324,880
	17	一般財団法人福島市町村支援 機構	-	1	-	11	-	-	554,747	554,747	33.4%	-	-	-
	18	公益財団法人福島県下水道公 社	-	2	4	-	-	-	1,598,378	1,598,378	89.3%	-	-	-

(出所)令和4年度各公社等の点検評価表

※1. 補助金等比率は、補助金等計÷財務収入を除く収入で算定

4 個別監査対象団体の選定

上記 1 ～ 3 により、各団体の所管部局、事業内容、実行計画の策定の有無、会計監査人設置の有無、事業規模（収入・資産）、借入の有無、財政的関与の状況（補助金等の金額、補助金等比率）などを総合的に勘案し、以下の 3 団体を個別に監査対象として選定した。

- (1) 公益財団法人福島県文化振興財団
- (2) 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構
- (3) 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

IV 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

第1 概要

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構（以下「当機構」という。）の概要は次のとおりである。

1 設立・沿革等

当機構は、医療機器の開発から安全性評価、事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センター（平成 28 年 11 月 7 日開所）（以下「センター」という。）の運営法人として設立された一般財団法人である。

センターの指定管理者として運営管理するとともに、医療福祉機器産業関係の企業等の交流促進及び取引支援など様々な事業を行っている。

【財団概要】

設立	平成 25 年 5 月 1 日（設立者：福島県）
基本財産	330 万円
理事長	菊地眞
所在地	福島県郡山市富田町字満水田 27 番 8 ふくしま医療機器開発支援センター内

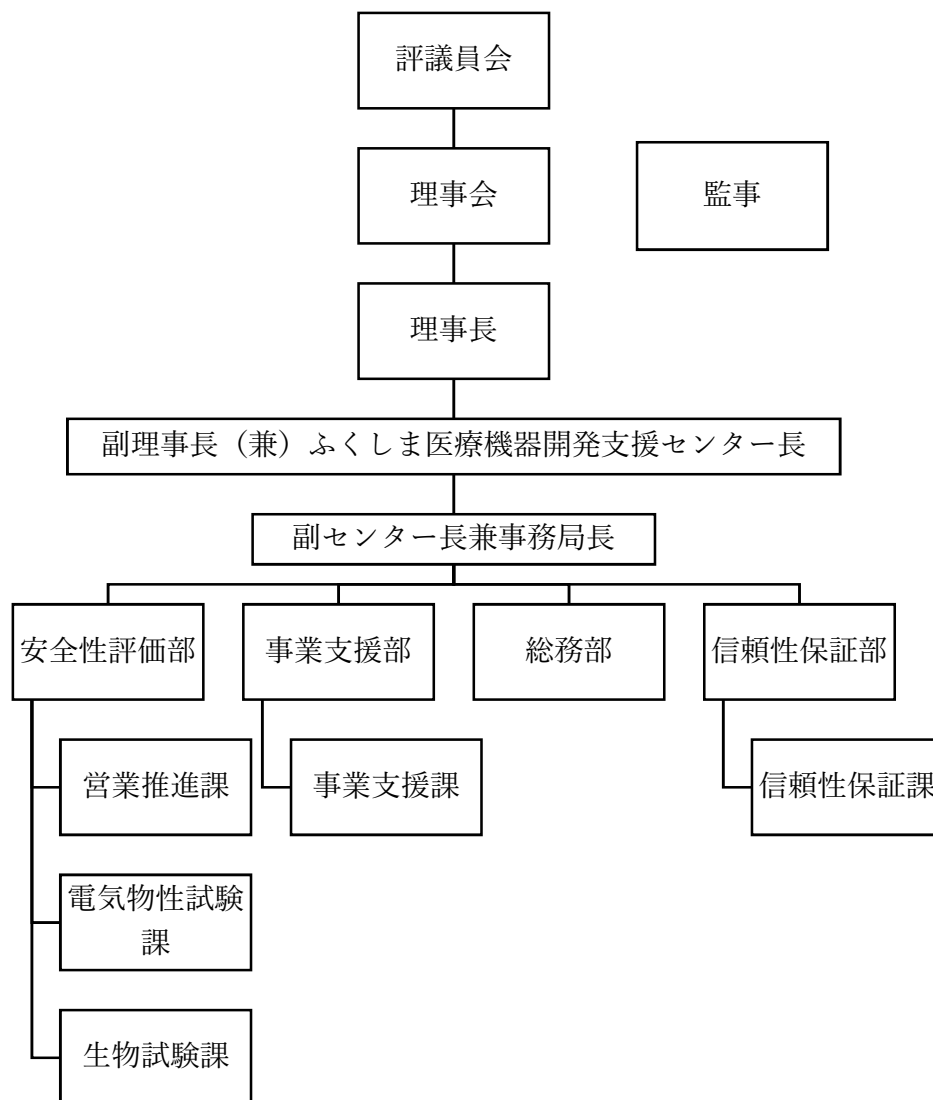
【沿革】

平成 24 年 11 月	医療福祉機器関連産業集積にかかる有識者会議において「福島県医療機器開発・安全性評価センター（仮称）構想」をまとめる
平成 24 年 11 月	福島県医療機器開発・安全性評価センター（仮称）整備事業として約 134 億円が国により予算措置される
平成 25 年 5 月	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構として設立登記完了
平成 25 年 6 月	福島県庁内に主たる事務所を設置し、事業開始
平成 26 年 4 月	主たる事務所を郡山市へ移転
平成 28 年 10 月	ふくしま医療機器開発支援センター内へ移転
平成 28 年 11 月	安全性評価試験業務等開始
平成 29 年 6 月	タイ王国関連機関と覚書を締結
平成 30 年 2 月	ISO/IEC 17025 取得（認定範囲：EMC 試験/電気安全性試験/物性試験/化学試験）
平成 31 年 2 月	医療機器 GLP 認証取得 適合試験区分：In vivo 毒性試験一般毒性等に関する試験（局所性に限る）
平成 31 年 3 月	AAALAC 完全認証取得

2 組織機構

(1) 組織図

令和3年4月現在の当機構の組織図は次の図のとおりである。



(2) 役員構成

令和3年6月当時の当機構の役員は以下のとおりである。

役職名	氏名	団体の役職等
代表理事 (理事長)	菊地 眞	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構 理事長
業務執行理事 (副理事長)	小林 利彰	ふくしま医療機器開発支援センター長
専務理事	宮村 安治	副センター長兼事務局長
理事	野地 誠	公益財団法人福島県産業振興センター専務理事
	金澤 正晴	公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院院長

役職名	氏名	団体の役職等
	藤城 良教	福島県商工労働部次長
	三澤 裕	一般財団法人日本医療機器テクノロジー協会専務理事
	安原 洋	一般社団法人日本医療機器学会理事
	湯本 武夫	リズム株式会社取締役専務執行役員
	吉川 睦	会津オリンパス株式会社技術製造統括取締役
監事	軒澤 力	株式会社 AGS コンサルティング名誉顧問
	有馬 賢一	郡山商工会議所副会頭

また、令和3年6月現在の当機構の評議員は以下のとおりである。

氏名	団体の役職等
安齋 浩記	福島県商工労働部部長
井上 仁	済生会福島総合病院院長
鈴木 千尋	一般社団法人福島県薬事工業協会理事
藤橋 桂市	郡山市産業観光部部長
廣瀬 大也	経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業 医療・福祉機器産業室室長
福井 邦顕	福島県医療福祉機器産業協議会顧問
星 北斗	一般社団法人福島県医師会副会長
堀岡 伸彦	厚生労働省医政局経済課医療機器政策室室長
松崎 浩司	公益財団法人福島県産業振興センター理事長
百田 昭洋	福島県電子機械工業会会長

ア 監事の評議員会への出席について【意見】

令和3年6月23日に開催された評議員会においては、事業報告及び決算承認の評議がなされたところ、その評議員会には監事2名の出席がなかった。資料として添付された監事監査報告は、結論として、問題がない旨である適正意見であったため、その記載を参考の上、評議員会において、問題なく評議が行われたものと理解できる。しかし、評議員から、監事監査の報告に対して質問や意見が出た場合は、監事が出席していなければ速やかな回答ができない恐れがあり、議事が滞ることになる。監事には評議員に対する説明義務が課せられていることから、監事2名のうち少なくともどちらか一方評議員会に出席できるように今後も努力すべきである。

イ 重要な取引等についての理事会決定の要否の検討【意見】

当機構は、監査対象年度において、リース金額総額が38,247千円のリース取引について、理事会で承認決議を取っていないかった。当機構が準拠しなければならない一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項は、重要な財産の処分及び譲受け（1号）、多額の借財（2号）等を例示とする「重要な業務執行の決定」を理事会から理事に委任することができない、と定めている。この条項

の趣旨は、重要な業務執行については理事の専決とはせず、合議体をもって慎重な検討を促すという点である。

この点、条文上、「重要な業務執行」とはなにか、「重要な財団」「多額の借財」はどの範囲かといった解釈が問題となるが、組織の規模と取引の金額規模、期間、特性などを踏まえて、職務権限規程に明示し、長期に渡るリース契約や業務委託契約なども職務権限規程に沿って重要な業務執行にあたる場合は、理事会の決定を得るべきものとする。

(3) 職員構成

令和3年4月現在の当機構の人員構成は以下のとおりである。

	人数
センター長	1名
事務局長	1名
人事・総務部	6名
信頼性保証部	3名
安全性評価部	34名
事業支援部	9名

(有期雇用職員、派遣含む)

(4) 事務分掌

当機構の各部署の事務分掌は以下のとおりである。

部署名	事務分掌
人事・総務部	人事、総務に関すること
	予算、決算に関すること
	法務事務に関すること
	その他事務局の庶務に関すること
事業支援部	福島県医療福祉機器産業協議会事務局に関すること
	トレーニンググループの総括に関すること
	メディカルクリエーションふくしまの開催に関すること
	医療福祉機器海外展開事業（ASEAN 販路拡大事業）に関すること
	医療関連産業新たな「しごと」創出支援事業に関すること 他
安全性評価部	電気物性試験課の業務の総括に関すること
	生物試験課の業務の総括に関すること
	営業推進課の業務の総括に関すること
	その他
	医療機器 GLP 適合性調査
信頼性保証部	医療機器 GLP 試験及び GLP 施設・機器の信頼性調査及び保証に関すること
	その他

3 実施事業体系等

当機構は定款の定めのとおり下記の事業を実施することにより、医療の安全確保と医療機器産業の発展へ貢献することを目的としている。

- (1) 医療機器の安全性評価に関する試験検査
- (2) 医療機器産業に関する交流促進及び取引の支援
- (3) 医療機器開発に関するコンサルティング
- (4) 医療機器に関するプロジェクト管理
- (5) 医療機器の安全性に関する情報の収集、整理及び提供
- (6) 医療機器産業に関する人材育成
- (7) 医療機器に関する医療従事者等への研修
- (8) 災害医療機器の開発支援
- (9) 公の施設の管理運営
- (10) その他上記に関連する事業

令和3年度には具体的には以下の15の事業を行った。

区分	内容等
ふくしま医療機器開発支援センターの管理運営	医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の拠点である「ふくしま医療機器開発支援センター」の指定管理者として管理運営を行う。
福島県医療福祉機器産業協議会の運営	会員間の取引拡大と技術基盤の強化を図り、医療福祉機器分野への進出を促進するため、技術交流会や各種セミナーの企画、マッチングの機会の提供などといった、会員相互交流の活性化及び企業人材の育成を実施する。
メディカルクリエーションふくしま2021の開催	福島県内外はもとより海外企業も含めた企業・団体が出展し、ものづくり企業の特徴ある製造部品や技術の展示と医療機器メーカーによる最新医療機器の展示を同時に行い、医療機器の開発・改良に向け、活発なビジネスマッチングを行う。
ASEAN 販路拡大事業	「医療関連産業集積プロジェクト補助金」により製品化された成果品の販路拡大を図るため、タイ王国で開催される展示会への出展、及びビジネスマッチングを行う。
健康ビジネス創出支援事業	介護・福祉機器などを開発している福島県内企業各社の販路拡大を支援するため展示会への出展を行う。
ふくしまがつなぐ 医療関連産業新たな「しごと」創出支援事業	ふくしま医療機器開発支援センターの安全性評価機能又はトレーニング機能等を活用し、県内ものづくり企業への発注が見込まれる医療機器等の開発案件を誘致した上で、県内企業への橋渡しを行う。
課題解決型医療福祉機器等開発推進事業	救急・災害及び感染症対策に資する製品開発及び事業化を促進するため、購入者である医療・消防、販売・製品開発企業などへのヒアリング調査や、販路拡大を支援するために本事業補助金により開発した製品の展

	示会への出展ならびに製品開発促進のためのアドバイスを実施する。
Step by Step SUPPORT 事業（SSS 事業）	開発から事業化までの過程において、市場やニーズの発掘段階、設計・評価、規制等の関係法令・規格など、その段階・状況に合わせた個別支援体制により、実務をサポートする。
郡山市医工連携事業化参入コンサルティング事業	郡山市内企業における医療機器分野への参入状況を踏まえ、各企業の技術や参入意欲に沿った支援を行う。
魅力を伝えるふくしま医療関連人材育成事業	医療機器関連産業の一層の集積を促進するため、高校生、大学生、大学院生、企業人等を対象に医療機器の開発者や起業を目指す人材の育成を行う。
医療施設用ロボット導入モデル事業	福島県内の医療施設において最先端の医療施設用ロボット等を導入することにより、在宅医療を含めた医療現場での効果的なロボットの運用方法および具体的な活用方法の検証を行う。
介護支援用ロボット導入促進事業	福島県内での介護支援用ロボットの普及による介護職員の負担軽減と同関連産業の集積を図るため、高齢者介護施設が介護支援ロボットを導入する費用の一部補助を行う。
医療機器重点分野等開発促進事業	有望な開発案件を本県に集積するとともに、県内企業の技術がいかされる量産に向けたものづくり段階への移行を促進し、新たな仕事の創出につなげるため、案件創出事業や共同相談等を実施する。
浜通り地域等医療・福祉機器導入モデル事業	浜通り地域等の企業が開発した医療・福祉機器を当地域の医療施設や高齢者福祉施設、また事業所等が導入することを支援し、モデル事業として広くPRすることにより、企業の販路拡大と参入・誘致の促進を図る。
地域連携拠点自立化推進事業	AMED 医工連携イノベーション推進事業の採択を受け、本事業では、東北各地域の支援機関が参画する「東北医療機器開発／事業化人材オープン・シェア革命推進タスクフォース」を設置し、センター（連携機関を含む）が中心となり、東北全域における企業群で試作開発を迅速且つ確実に分担し、試作企業選定の最適化を図り事業化を進めていくモデル構築を研究する。

4 決算の状況

令和3年度の当機構の決算の状況及び財産目録は次のとおりである。

貸借対照表

2022年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	60,328	48,691	11,637
預金	257,117,309	215,827,502	41,289,807
未収収益	30,744,467	12,105,681	18,638,786
未収金	46,137,393	28,763,548	17,373,845
前払金		97,760	-97,760
前払費用	197,780	197,450	330
流動資産合計	334,257,277	257,040,632	77,216,645
2 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金(基本財産)	3,300,000	3,300,000	0
基本財産合計	3,300,000	3,300,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	91,453,192	66,661,891	24,791,301
特定資産合計	91,453,192	66,661,891	24,791,301
(3) その他固定資産			
車両運搬具	464,877	696,967	-232,090
器具備品	8,961,052	11,667,952	-2,706,900
構築物	476,166	496,006	-19,840
ソフトウェア	936,834	1,258,034	-321,200
敷金	3,025,433	2,415,454	609,979
その他固定資産合計	13,864,362	16,534,413	-2,670,051
固定資産合計	108,617,554	86,496,304	22,121,250
資産の部合計	442,874,831	343,536,936	99,337,895
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	86,291,019	99,174,725	-12,883,706
未払費用	30,981,281	26,997,755	3,983,526
前受金	915,640	317,240	598,400
未払法人税等	43,408,600	26,908,300	16,500,300
未払消費税等	14,690,700	10,834,300	3,856,400
預り金	3,283,106	2,973,372	309,734
流動負債合計	179,570,346	167,205,692	12,364,654
2 固定負債			
退職給付引当金	91,001,514	66,661,891	24,339,623
固定負債合計	91,001,514	66,661,891	24,339,623
負債の部合計	270,571,860	233,867,583	36,704,277
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出捐金	3,300,000	3,300,000	0
指定正味財産合計	3,300,000	3,300,000	0
(うち基本財産への充当額)	(3,300,000)	(3,300,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	169,002,971	106,369,353	62,633,618
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産の部合計	172,302,971	109,669,353	62,633,618
負債及び正味財産合計	442,874,831	343,536,936	99,337,895

正味財産増減計算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息			
事業収益	156,175,358	209,310,986	-53,135,628
事業収益	156,175,358	209,310,986	-53,135,628
受取補助金等	895,610,987	797,092,197	98,518,790
県補助金	78,157,854	67,346,616	10,811,238
その他補助金			
県受託金	804,851,072	726,365,281	78,485,791
その他受託金	12,602,061	3,380,300	9,221,761
雑収益	1,287,219	435,835	851,384
受取利息	14,309	11,205	3,104
雑収益	1,272,910	424,630	848,280
経常収益計	1,053,073,564	1,006,839,018	46,234,546
(2) 経常費用			
事業費	883,989,879	892,214,356	-8,224,477
役員報酬	0	6,996,000	-6,996,000
給料手当	239,986,302	219,957,771	20,028,531
給料	153,004,663	142,083,784	10,920,879
諸手当	86,981,639	77,873,987	9,107,652
退職給付費用	21,597,185	15,742,564	5,854,621
福利厚生費	42,074,073	37,897,698	4,176,375
福利厚生費	2,161,745	904,675	1,257,070
法定福利費	39,912,328	36,993,023	2,919,305
賃金	9,732,388	8,399,788	1,332,600
謝金	8,811,900	8,702,790	109,110
専門員謝金			
審査委員謝金			
講師等謝金	8,811,900	8,702,790	109,110
旅費	7,137,599	2,684,440	4,453,159
職員等旅費	6,063,117	1,531,434	4,531,683
委員等旅費	1,074,482	1,153,006	-78,524
保険料	769,130	1,704,310	-935,180
公租公課	40,474,290	34,250,100	6,224,190
公租公課	433,590	449,900	-16,310
公租公課消費税	40,040,700	33,800,200	6,240,500
渉外費	16,356		16,356
事務費	264,101,716	248,660,787	15,440,929
消耗品費	55,799,587	64,468,039	-8,668,452
燃料費	487,267	439,529	47,738
印刷製本費	3,288,901	3,578,124	-289,223
通信運搬費	5,383,522	4,936,442	447,080
水道光熱費	120,004,735	102,572,590	17,432,145
広告宣伝費	1,604,852	1,821,000	-216,148
修繕費	68,335,174	60,578,729	7,756,445
支払手数料	9,197,678	10,266,334	-1,068,656
賃借料	55,201,538	74,764,631	-19,563,093
助成金	12,513,869	16,677,870	-4,164,001
委託料	129,630,876	125,691,011	3,939,865
負担金	51,914,527	90,084,596	-38,170,069
雑費	28,130		28,130
為替差損			
管理費	62,505,021	51,509,483	10,995,538
役員報酬	16,839,000	2,569,000	14,270,000
給料手当	22,986,923	29,582,921	-6,595,998
給料	14,621,815	19,026,595	-4,404,780
諸手当	8,365,108	10,556,326	-2,191,218
福利厚生費	7,296,520	4,821,739	2,474,781
福利厚生費	1,439,735	131,862	1,307,873
法定福利費	5,856,785	4,689,877	1,166,908
退職給付費用	3,422,652	3,727,214	-304,562
賃金	2,097,020	1,917,785	179,235
報酬	220,000	220,000	0
謝金	50,000		50,000
旅費	183,770	32,945	150,825
保険料	169,270	115,660	53,610
公租公課支出	261,900	191,500	70,400
公租公課	261,900	191,500	70,400
渉外費	22,378		22,378

正味財産増減計算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
事務費	1,245,386	888,236	357,150
消耗品費	739,378	717,723	21,655
燃料費		12,435	-12,435
印刷製本費	92,743		92,743
通信運搬費	111,795	37,784	74,011
広告宣伝費	184,331	107,331	77,000
修繕費	106,634	12,760	93,874
支払手数料	10,505	203	10,302
賃借料	1,252,673	1,279,992	-27,319
委託料	1,347,192	317,324	1,029,868
負担金	177,480	1,026,800	-849,320
雑費	22,968		22,968
減価償却費	4,909,889	4,818,367	91,522
経常費用計	946,494,900	943,723,839	2,771,061
評価損益等調整前当期経常増減額	106,578,664	63,115,179	43,463,485
評価損益等計			
当期経常増減額	106,578,664	63,115,179	43,463,485
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益			
器具備品受贈益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	2	-2
器具備品除却損	0	2	-2
経常外費用計	0	2	-2
当期経常外増減額	0	-2	2
税引前当期一般正味財産増減額	106,578,664	63,115,177	43,463,487
法人税、住民税及び事業税	43,945,046	27,205,251	16,739,795
当期一般正味財産増減額	62,633,618	35,909,926	26,723,692
一般正味財産期首残高	106,369,353	70,459,427	35,909,926
一般正味財産振替額			
一般正味財産期末残高	169,002,971	106,369,353	62,633,618
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
出捐金			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,300,000	3,300,000	0
指定正味財産期末残高	3,300,000	3,300,000	0
III 正味財産期末残高	172,302,971	109,669,353	62,633,618

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

39

第2 契約等について

1 委託契約等に係る事務について

令和3年度に当機構が外部に委託している契約のうち契約金額が1,000千円以上のものは、以下のとおりである。

【競争入札】

(単位：千円)

名称	応募者数	契約金額	契約先	継続年数
電気・機械設備等の運転監視及び保守点検業務	2社	70,224	キョウワプロテック株式会社	6年
磁気共鳴画像診断装置保守点検業務委託	1社	11,682	サンセイ医機株式会社	3年
循環器用X線撮影装置保守点検業務委託	1社	7,744	スリーピーシステムズ株式会社	3年
空調機フィルター交換業務	1社	7,480	セコムエンジニアリング株式会社	5年
EMC試験機器校正業務委託	2社	5,115	高千穂精機株式会社	2年
清掃業務	1社	2,772	キョウワプロテック株式会社	6年
緑地管理業務	3社	2,035	株式会社富士緑化	4年
合計		107,052		

【随意契約・見積り合わせ】

(単位：千円)

名称	入手見積数	契約金額	契約先	継続年数
「メディカルクリエーションふくしま 2021WEB」運営等業務	2社プロポーザル方式	13,700	株式会社電通東日本	1年
広報ツール構築業務委託	3社企画選定審査	12,527	株式会社ITP	1年
サポートサービス（液体クロマトグラフ分析装置 他計3点）	1社	6,053	美和電気工業株式会社	5年
メディカルビジネスリーダー育成プログラム管理運営業務	1社	4,730	一般社団法人日本バイオデザイン学会	3年
医療関連産業新たな「しごと」創出支援事業 データベース作成業務	1社	3,721	株式会社エフコム	1年
「メディカルクリエーションふくしま 2021WEB」オンライン開催用イベントプラットフォーム使用	1社	3,663	株式会社EventHub	2年
開所5周年記念イベント運営業務委託	1社	3,436	株式会社ル・プロジェ	1年
医療と介護の総合展メディ	3社企画コン	2,530	株式会社レブ・クリ	1年

カルジャパン【大阪展】会場設営業務委託	ペ選考		エイト	
東北地域の資源を活かした広域連携拠点自立化に向けた研究における医療従事者とのコンセプト評価委員会の開催	1 社	2,483	株式会社ドゥリサーチ研究所	1 年
サポートサービス（誘導結合プラズマ質量分析装置）	1 社	2,165	美和電気工業株式会社	5 年
第 12 回ヘルスケア・医療機器 開発展 [東京] -MEDIX- 会場設営業務委託	4 社企画コンペ選考	2,145	株式会社レブ・クリエイト	1 年
人材育成研修業務委託	1 社	2,132	株式会社クリフ	1 年
「オンラインインターンシップ」に係る動画制作業務	2 社	1,760	有限会社デンヤ・クリエイティブ・ワークス	1 年
サポートサービス（ガスクロマトグラフ質量分析装置）	1 社	1,650	美和電気工業株式会社	5 年
自家用電気工作物保安管理業務	1 社	1,484	一般機構法人東北電気保安協会	6 年
電波暗室点検保守業務委託関連資料	1 社	1,158	T D K株式会社	1 年
その他 9 件（一部、単価契約を含む）	—	5,176	—	—
合計		70,513		

契約金額が 1,000 千円以上のものについて、関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、以下の事項を除き委託契約等に係る事務に問題は検出されなかった。

(1) 随意契約による場合の事務処理について【指摘】

当機構の財務規程によれば、予定価格が 100 万円を超える業務委託については、原則として一般競争入札を行う必要があるが、随意契約によって契約しているものが検出された。

また、予定価格が 200 万円以上の業務委託について相見積りを入手せずに随意契約を締結する場合には、当機構の規程上、理事長または副理事長の決裁が必要とされているが、発議書を閲覧したところ、理事長または副理事長の決裁を得ないまま相見積書を入手せずに随意契約としている 200 万円以上の委託業務が複数検出された（詳細は下表のとおり）。

(単位：千円)

名称	契約金額	入札・随意	相見積	理事長または副理事長決裁
令和3年度メディカルビジネスリーダー育成プログラム管理運営業務	4,730	随意契約	無	無
令和3年度医療関連産業新たな「しごと」創出支援事業 データベース作成業務	3,721	随意契約	無	無
「メディカルクリエーションふくしま 2021WEB」オンライン開催用イベントプラットフォーム使用	3,663	随意契約	無	無
開所5周年記念イベント運営業務委託	3,436	随意契約	無	無
東北地域の資源を活かした広域連携拠点自立化に向けた研究における 医療従事者とのコンセプト評価委員会の開催	2,483	随意契約	無	無
人材育成研修業務委託	2,132	随意契約	無	無

なお、当機構は、組織の実情を勘案して決裁権限を見直し、令和4年度から決裁権者を副理事長から事務局長に変更している。

(2) 相見積書の入手について【意見】

上記のとおり、当機構では所定の社内決裁を得れば、100万円を超える業務委託であっても競争入札をすることなく、また、相見積書を入手することなく随意契約を締結することは可能である。

発議書を閲覧したところ、「すぐに対応できる近隣業者であること」等を理由として相見積書を入手していない案件がある。委託業者から提出された見積金額の妥当性を検証するため、入手がどうしても困難な場合を除いて相見積書の入手が必要である。

また、生物試験で使用するため、年間相当数の動物（ミニブタ）を購入しているが、品質に対する信頼という意味では一理あるが、購入先が提示する価格の妥当性を検証しない理由にはならない。ミニブタを販売する業者は全国に数社あり、参考見積書を入手することは可能である。定期的に参考見積書を入手して、購入先が提示する見積金額の妥当性を検証することが望まれる。

2 経費の管理について

運営経費の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

内訳	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人件費	297, 981	315, 174	331, 612	366, 032
管理費（人件費を除く）	6, 641	7, 817	8, 891	9, 863
事業費（人件費を除く）	511, 019	606, 247	603, 221	570, 600
運営経費合計	815, 641	929, 238	943, 724	946, 495

経費について、関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果を踏まえ、運営経費の主要項目である消耗品費及び人件費の管理について、以下の対応が必要と考える。

(1) 受注案件単位の前価管理について【意見】

収益事業は、顧客が発生した前価を負担するのが原則であり、顧客に正しく前価を転嫁するためには受注案件単位で前価を集計する必要があるが、当機構では受注案件毎の予算を作成しておらず案件に紐づけた前価管理を行っていない。管理部門は各受注案件の予算と実績を比較する情報を持っていないため、発生前価の事後検証ができていない。

これは人件費についても同様であり、管理部門は職員の勤務時間を受注案件に紐づける情報（案件毎の実績作業時間）を持っていない。当機構の見積書には、試験の所要時間を算定したうえで「試験実施後、試験時間等に過不足が生じた場合は請求書にて処理を行う」旨の記載が付されることがあるが、案件毎の実績作業時間を把握していない現況では、顧客に対して納得感のある追加請求をすることは困難である。

少なくとも、消耗品費と人件費に関しては受注案件に紐づけた前価管理が必要である。各案件の予定前価（消耗品費、人件費等）と実際前価を比較して見積の妥当性を検証し改善を重ねる。それを続けることで見積書の精度も高まり、結果として当機構の見積書に対する顧客の信頼も高まると考える。受注案件単位の前価管理が望まれる。

(2) 消耗品の管理について【意見】

当機構は、備品（耐用年数 1 年以上であって取得価額 10 万円以上）以外の物品を消耗品と定義している。当機構の財務規程には以下の定めがある。

第 6 章 物品

（購入及び修繕）

第 35 条 物品を購入し又は修繕しようとするときは、物品購入伺（様式第 6 号）

又は物品修繕伺（様式第7号）によるものとする。

（検収）

第36条 物品を購入し又は修繕しようとするときは、出納役が検収しなければならない。

（売却、廃棄、その他の処分）

第37条 不用になった物品又は損傷して修繕できない物品（修理することがかえって不経済になる物品を含む。）があるときは、保存の必要があるときを除き、処分伺（任意様式）により、売却、廃棄、その他の処分をするものとする。

（物品保管）

第38条 出納役は、物品を常に良好な状態で供用又は払出しができるよう保管しなければならない。

消耗品費の予算は 101,688 千円にも上り、事業費の主要項目である。当機構は、運営経費について絶えず精査を実施し経費削減を図っていく方針であることから、消耗品費の管理について以下の対応が望まれる。

ア 消耗品の实地棚卸について

当機構の予算には、事業費だけで年間 101,688 千円もの消耗品費が計上されているが、消耗品は購入時に費消されたものとみなす運用となっており、消耗品の实地棚卸は行われていない。

消耗品の中には、試験間で供用されるものもあるであろう。そのような消耗品は、財務規程において「出納役は、物品を常に良好な状態で供用又は払出しができるよう保管しなければならない」と定められている。出納役が物品の状態を把握するには物品の受払記録が不可欠であり、受払記録と実態の乖離を把握するのが实地棚卸である。財務規程を順守するためには实地棚卸の実施が不可欠である。

経費削減に取り組むのであれば、消耗品の購入についても絶えず精査していく必要があり、实地棚卸によって消耗品の必要以上の購入や滞留が検出されることもある。経費削減という面からも实地棚卸の実施が望まれる。

イ 発注先への残高確認について

当機構の財務規程には、「物品を購入し又は修繕しようとするときは、出納役が検収しなければならない」とあるが、管理部門が毎回検収に立会うことは実務上、困難である。その上、当機構では物品の实地棚卸が行われていないことから、管理部門が物品そのものを目にする機会は多くなく、内部牽制が強いとは言えない状況である。

過去には、内部牽制が十分でない研究機関において、現場担当者が業者に架空取引を指示して納品事実のない取引の代金を業者に請求させ、その支払金を当該業者に管理させる行為が問題になったことがある。公的機関でこのような問題が発覚した場合、その信用は大きく失墜することになる。

そのような問題を発生させないためにも、管理部門による関与は重要である。管理部門の関与手段として残高確認が考えられる。管理部門から業者に対して、預け金の有無を直接文書で問い合わせて回答を入手することは、一定の牽制効果があると思われる。残高確認の導入を検討することが望まれる。

(3) 人件費の管理について【意見】

当機構が平成 30 年 3 月に公表した経営改善計画には、財政基盤の強化の方策の一つとして経費削減に資する勤務体制の見直しが記載されており、夜勤及び土日勤務体制の見直しと効率的な業務推進により人件費の縮減に努めると書かれている。人件費は、当機構の支出額の 39%を占める重要な運営経費であり、その発生の多寡は当機構の業績を左右する力を持つ。

令和 3 年度の当機構の予算と実績を比較した結果は、以下のとおりである。

(単位：千円)

内訳	予算	実績	差異 (予算-実績)	差異割合
人件費	445,669	366,032	▲79,637	▲17.9%
管理費（人件費を除く）	5,411	9,863	4,452	+82.3%
事業費（人件費を除く）	750,671	570,600	▲180,071	▲24.0%
経常費用合計	1,201,751	946,495	▲255,256	▲21.2%

経常費用減少の最大の要因は、事業費（人件費を除く）の減少であるが、顕著なのは県や委託者に実費請求する費用の減少であり、費用減少ほどには利益は増加しない。生物試験数減少等に伴う消耗品費の減少（▲45,888 千円）や受託事業対象案件減少に伴う負担金の減少（▲37,371 千円）の減少等は、当該費用見合いで収入も減少するからである。

一方、人件費は予算よりも 2 割弱も少ない水準となり、利益増加に貢献している。人件費を縮減できた理由について、当機構担当者からは「採用を計画していた人員を確保できなかったこと、病欠者が発生したこと、収益部門の稼働が低調で残業代が少なかったこと」が主な理由と伺っている。人件費の多くは県からの管理業務委託料で賄われており、管理業務委託料は固定収入のため、人件費の減少は利益の増加に直接貢献する。

人件費に関しては、事業計画書に「業務の性質により、臨時職員、嘱託職員及び派遣職員等の活用を図り、効率的な業務の執行を図る」と記載されている。当機構には雇用者としての責任があり、一度雇用した職員を容易に解雇することができないのは当然であるが、一方、管理業務委託料は今後減少する見込みであることから人件費の抑制は重要な課題である。採用計画の精査と部門間の垣根を超えた職員間の協力により、引き続き人件費の抑制に努められたい。

3 事業収入に係る事務について

当機構は、センターの指定管理者としてセンターを利用した業務を提供し、利用者から施設利用に係る料金を受領して事業収入として計上している。事業収入の決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

内訳	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
電気試験 (EMC)	17,337	16,614	26,500	29,293
電気試験 (安全性／音響)	12,240	8,273	2,971	5,668
物理／環境／寸法・形状測定	16,765	21,424	12,016	15,456
化学分析	3,224	4,893	3,510	2,270
生物試験	62,035	91,204	128,460	61,199
収益部門計	111,600	142,409	173,457	113,886
医療トレーニング	6,310	6,765	15,475	19,547
看護トレーニング	1,183	1,038	578	831
その他	16,148	14,962	14,799	16,560
公共・管理部門計	23,641	22,765	30,852	35,654
事業収入	135,241	165,174	204,309	150,824

事業収入について、関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、以下の事項を除き、事業収入に係る事務に問題は検出されなかった。

(1) センター利用料金の周知について【指摘】

当機構は、センターの管理業務を実施するに当たり「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」及び「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する令和 3 年度協定書（以下「年度協定書」という。）」を締結しており、基本協定書には利用料金について以下の記載がある。

(利用料金による収入)

第 7 条 乙（機構）は、ふくしま医療機器開発支援センター条例第 8 条に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受し、管理業務を遂行するために必要と認められる経費に充当するものとする。

2 乙は、利用料金の額、支払い方法等について、利用者への十分な周知に努めなければならない。

この点、当機構が県に提出した「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する 2021 年度事業計画書」には、以下の記載がある。

1 施設の管理運営体制

(10) 利用料金設定に関する考え方

利用料金については、「ふくしま医療機器開発支援センター条例」別表の範囲において、県と協議して決定する。

「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」を基本とし、試験依頼者と相談のうえ、見積りを作成する。また、公益的な見地から、県と協議のうえ、必要に応じて利用料金の減免規定を設け、利用の促進を図る。

① 利用料金算定の基本的考え方

ア 研修室や技術開発室、模擬施術室、電気・物性試験等については、県内や国内の類似施設（公的機関が運営する施設）の金額を考慮し、必要経費を計上し算定した。

イ 埋植試験については、国内に類似施設が少ないため、諸経費の積み上げにより算定した。

② 利用料金の見直しについて

別紙「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」のとおりとするが、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることから、県と協議の上、必要に応じて利用料金の見直しを進める。

事業計画書に添付された「ふくしま医療機器開発支援センター料金表（以下「料金表」という。）には、医療機器の安全性評価試験や研修室等の施設利用料が 11 ページにわたって細かく記載されている。

料金表に記載された料金のうち、センターのホームページに掲載されているのは研修室等の施設利用に関する料金のみであり、医療機器の安全性評価試験に関する料金は掲載されていない。また、当機構担当者に確認したところ、当該料金表は見積書を作成するための内部資料であり、外部には公表していないとのことである。

料金表を外部に公表しない理由は、「料金表を公開することは同業の民間事業者に手の内を明かすことになり、営業上不利となる」というのが当機構の説明であるが、センターは公の施設である。民間事業者が類似のサービスを提供しているのであれば、なおさら民間事業の営利を圧迫することのないよう、公正性に配慮して設定された利用料金を公表する必要がある。

基本協定書第 7 条第 2 項では、利用料金の利用者への十分な周知を求めている。周知とは「世間一般に広く知らせること」である。現在のセンターの利用料金は世間一般に広く知られているとはいえない。基本協定に従って、利用料金を十分に周知する必要がある。

(2) 料金表について

当機構が利用する料金表について、以下の事項が検出された。

ア 料金算定根拠資料の管理について【指摘】

当機構が県に提出した「ふくしま医療機器開発支援センターの管理に関する 2021 年度事業計画書」には、以下の記載がある。

1 施設の管理運営体制

(10) 利用料金設定に関する考え方

利用料金については、「ふくしま医療機器開発支援センター条例」別表の範囲において、県と協議して決定する。

「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」を基本とし、試験依頼者と相談のうえ、見積りを作成する。また、公益的な見地から、県と協議のうえ、必要に応じて利用料金の減免規定を設け、利用の促進を図る。

① 利用料金算定の基本的考え方

ア 研修室や技術開発室、模擬手術室、電気・物性試験等については、県内や国内の類似施設（公的機関が運営する施設）の金額を考慮し、必要経費を計上し算定した。

イ 埋植試験については、国内に類似施設が少ないため、諸経費の積み上げにより算定した。

② 利用料金の見直しについて

別紙「ふくしま医療機器開発支援センター料金表」のとおりとするが、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることから、県と協議の上、必要に応じて利用料金の見直しを進める。

料金表は、以下の構成となっている。

ふくしま医療機器開発支援センター料金表

医療機器の安全性評価試験

電気／物性／化学的安全性評価試験

■電気試験（EMC試験）__12項目

■電気試験（安全性試験／音響試験）__14項目

■物性試験__10項目

■環境試験__18項目

■寸法・形状測定__4項目

■化学分析__90項目

■その他__4項目

生物学的安全性評価試験__13項目

技術開発室

■技術開発室利用料金

施設利用料

研修室

■研修室利用料金

■研修室附属設備・備品利用料金①

■研修室附属設備・備品利用料金②

■研修室附属設備・備品利用料金②（医療処置・看護トレーニング関連）

模擬手術室

■模擬手術室利用料金

■模擬手術附属設備 利用料金

■模擬手術人件費等

料金表に記載された各項目の金額算定根拠資料の提示を求めたところ、当機構には料金表記載金額の算定資料が保管されておらず、どのようにして金額を算定したのかを知ることができない状況であることが判明した。

当機構は、当初利用料金を設定した状況から変化が生じていることを認識し、

利用料金の見直しを進めることを検討しているが、現在使用している料金の算定資料が残っておらず、当機構は医療機器の安全性評価試験の 165 項目（電気／物性／化学的安全性評価試験 152 項目、生物学的安全性評価試験 13 項目）すべての料金を一から算定し直す必要に迫られている。

不適切な情報管理によって単なる見直し以上の労力を費やすことがないよう、今後は情報管理を徹底する必要がある。

イ 料金表の見直しについて【意見】

医療機器の安全性評価試験のうち、電気／物性／化学的安全性評価試験に係る収支の予算と実績を比較した結果は以下のとおりである。

（単位：千円）

	予算	実績	差異 (予算-実績)	達成率
料金収入 ①	70,240	52,687	▲ 17,553	75.0%
事業費支出 ②	151,367	176,627	25,260	116.7%
収支差額 ①-②	▲ 81,127	▲ 123,940	▲ 42,813	152.8%
原価率 ②/①	215.5%	335.2%	—	—

電気／物性／化学的安全性評価試験は、民間企業が以前から収益事業として実施している分野であり、原価率 335%は通常では考えにくい水準である。安全性評価機能はセンター事業の柱であり、当該事業は将来的には料金収入により自立を目指す考えであることから、適正な価格で収入を獲得していく必要がある。しかし、前述のとおり当該料金の算定資料は保管されておらず、監査時点ではその妥当性を検証することができない状況である。当機構担当者の説明によると、試験料金の見直しの一環で、電気／物性／化学的安全性評価試験の検証作業を開始しているとのことである。早期の検証を期待したい。

ウ 埋植試験の料金について【意見】

料金表によると、埋植試験の料金は以下のようになっている。

ふくしま医療機器開発支援センター料金表		
生物学的安全性評価試験		
試験名	単位	金額（消費税抜）
埋植試験基本	1 頭につき	976,200 円

埋植試験は、センターが実施している評価試験の中で最も高額であるが、当機

構は埋植試験の見積書作成に際し料金表記載の金額を使用することはないとのことである。料金表に記載の金額は埋植試験の見積書作成の実務には利用されておらず、実務では諸経費の積み上げによって算定した見積額が試験委託者に提示され、条例が定めた上限は有名無実化している。

条例に埋植試験の料金の上限金額が定められている以上、それを念頭に見積書を作成すべきである。

4 指定管理業務に係る事務について

当機構は、県からふくしま医療機器開発支援センターの指定管理業務を受託し、県と締結した基本協定書に従って指定管理業務を行っている。指定管理業務について、関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、以下の事項を除き、指定管理業務に係る事務に問題は検出されなかった。

(1) 事業計画書について【指摘】

事業計画書について、基本協定書には以下の記載がある。

(各年度の事業計画書の提出)

第 12 条 乙（機構）は、医療機器開発支援センターの管理業務に係る各事業年度の 1 月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲（福島県）に提出しなければならない。ただし、令和 3 年度に係る事業計画書については、基本協定の締結後、速やかに提出することとする。

- (1) 管理の体制
- (2) 業務の内容
- (3) 管理運営目標達成のために取り組む具体的内容
- (4) 業務に要する経費
- (5) その他甲が必要と認める事項

当機構が県に提出した事業計画書を閲覧したところ、業務に要する経費に関する記載がなかった。県担当部署に確認したところ、事業計画書に記載はないものの「3 月に開催された機構の理事会、評議員会に出席して報告を受けた」との説明であるが、基本協定書では業務に要する経費を記載した事業計画書を提出しなければならないとされている。当機構は基本協定に従って作成した事業計画書を提出する必要がある。

(2) 事業報告書について

ア 事業報告書の「管理業務の実施状況及び利用状況」について【指摘】

事業報告書について、基本協定書には以下の記載がある。

(事業報告書の提出等)

第 22 条 乙（機構）は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定に基づき、前年度の事業に係る次に掲げる内容を記載した事業報告書を毎年度終了後 4 月 30 日までに、甲（福島県）に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理運営目標の達成状況
- (4) 業務に係る経費の収支状況
- (5) その他甲が必要と認める事項

当機構が県に提出した事業報告書を閲覧したところ、管理業務の実施状況に関する記載がなかった。県担当部署に確認したところ、事業報告書に記載はないものの「保守点検業務報告を別途受けていた」との説明であるが、基本協定書では管理業務の実施状況を記載した事業報告書を提出しなければならないとされている。当機構は基本協定に従って作成した事業報告書を提出する必要がある。

イ 「センター利用状況」について【意見】

事業報告書には「２．センター利用状況」という項目があり、以下のような記載がある。

２．センター利用状況					
Ⅰ．利用料金の収入状況（当月末までに入金が終了したもの）					
１．安全性試験に関する収入（単位千円）					
試験種別	前月までの累計額 a	当月収入 金額 b	当月合計 額 a+b	年度目標 d	達成率 (a+b)/d
電気・物性・科学的 安全性試験	43,776	6,563	50,339	70,240	71.7%
生物学的安全性試験	36,962	▲678	36,284	128,000	28.3%
小計	80,738	5,885	86,623	198,240	43.7%
２．施設・附属設備の貸出（単位千円）					
施設名	前月までの累計額 a	当月収入 金額 b	当月合計 額 a+b	年度目標 d	達成率 (a+b)/d
研修室	2,339	534	2,873	2,100	136.8%
技術開発室	4,890	8	4,898	5,100	96.0%
模擬手術室（医療ト レーニング）	14,868	751	15,619	12,500	125.0%
看護トレーニング	792	38	830	1,700	48.8%
小計	22,889	1,331	24,220	21,400	113.2%

当機構が「利用状況」として記載している内容は利用料金の収入状況であり、基本協定書が別途記載を求めている「利用料金の収入実績」と実質的な違いはなく、情報に有用性はない。利用状況の記載について検討することが望まれる。

なお、利用状況の報告には、KPI（重要業績評価指標）を設定するのが有効であろう。KPI は、達成したい目標を数値化することで明確化し、実行計画と結果報告を繋ぐ役割を果たすとともに、目標と実績の差を分析することで対応策を検討し、翌年度の新たな目標が設定されるという PDCA サイクルを回すための道具となり得る。

当機構は、公社等見直しに関する実行計画において、以下のような具体的な実施項目を設定している。

実施項目	具体的措置
収入の確保	・ GLP 試験の実績を確実に積み上げるとともに、医療機器 GLP 適合施設として確固たる地位を築く。 ・ これまで利用のあった企業のリピート率向上を図るほか、関係機関との連携強化等により新規利用者を獲得するための営業活動を実施する。 ・ 医療系専門学校における学生実習や臨床工学技士の単位取得認定実習等をセンターで継続的に行ってもらい、安定的な収入を確保する。 ・ 利用料金については、必要に応じて適宜見直しを行う。
サービスの向上と経費の削減	・ 利用者へ提供するサービスの内容や質を充実させ、利用者アンケートを実施する等、顧客満足度の向上に取り組む。 ・ 施設及び設備等の適切な維持管理とサービスの向上に努めながら、運営経費について絶えず精査を実施し、経費削減を図る。

これらの具体的措置は、例えば以下の様な KPI に置き換えることが可能である。

具体的措置	KPI の例
GLP 試験実績の積み上げ	GLP 試験の実績件数
リピート率の向上	過去の利用企業のリピート利用件数
新規利用者の獲得	新規利用者の獲得件数
顧客満足度の向上	過去の利用企業のリピート利用件数
経費削減	残業時間数、経費削減案の提案数、削減金額

県は、基本協定書第 24 条第 1 項において、当機構が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価することとなっている。KPI を設定し、達成したい目標を具体的な数値として事業計画書に明記し、事業報告書において計画達成度等を報告することは管理運営実績の評価にとっても有用と思われる。当機構にとってより有用な KPI の設定を検討することが望まれる。

ウ 月次業務報告について【意見】

月次報告について、基本協定書には以下の記載がある。

（業務の報告）
第 23 条 乙（機構）は、毎月事業終了後 10 日以内に次に掲げる事項を甲（福島

- 県)に報告するものとする。
- (1) 施設利用・予約の状況
 - (2) 利用料金の収入状況
 - (3) 利用者等からの苦情とその対応状況
 - (4) その他甲が必要と認める事項

当機構が県に提出した各月の業務報告書を閲覧したところ、施設利用の状況に該当する記載は「2. センター利用状況」という項目であり、記載されている内容は上記事業報告書の「2. センター利用状況」と同様である。基本協定書が別途報告を求めている「利用料金の収入状況」と実質的な違いはなく、情報に有用性はない。月次の業務報告においても、KPIに基づく報告が望まれる。

5 受託業務に係る事務について

令和3年度に当機構が県から受託している事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名称	事業の目的	事業費
健康ビジネス創出支援事業	成功事例を作り出し、県内での健康ビジネス産業の創出、拡大を図るため、健康ビジネスに特化した展示会に県内企業と共に出席し、県内企業の販路拡大支援を行う。	2,129
医療機器重点分野等開発促進事業	有望な開発案件を本県に集積するとともに、県内企業の技術がいかされる量産に向けたものづくり段階への移行を促進し、新たな仕事の創出につなげる。	48,906
医療関連産業新たな「しごと」創出支援事業	ふくしま医療機器開発支援センターの安全性評価機能又はトレーニング機能等を活用し、県内ものづくり企業への発注が見込まれる医療機器等の開発案件を誘致した上で、県内企業への橋渡しを行い、新規ものづくり企業案件の創出を図るとともに、県内企業が持つ高いものづくり技術を活かし、医療関連産業への新規参入を促進する。	36,110
課題解決型医療福祉機器等開発推進事業	県内事業者が救急・災害現場及び感染症対策の課題を解決する医療福祉機器の開発及び販売を促進する。	9,988
ふくしま医療機器産業ハブ拠点形成事業	医療機器産業ハブ拠点形成を着実に進展させるため、福島県医療福祉機器産業協議会の運営を行う。	1,248
魅力を伝えるふくしま医療関連産業人材育成事業	医療機器関連産業の一層の集積を促進するため、高校生、大学生、大学院生、企業人等を対象に医療機器の開発者や起業を目指す人材の育成を行う。	19,677

医療施設用ロボット導入モデル事業	福島県内の医療施設において最先端の医療施設用ロボット等を導入することにより、在宅医療を含めた医療現場での効果的なロボットの運用方法および具体的な活用方法の検証を行う。	31,019
介護ロボット導入促進事業	高齢者介護施設等に介護支援ロボットを導入することにより、介護職員の労働負担軽減、離職防止や定着かを図ると共に、県内企業発ロボットの導入・普及を促進する。	27,842
ASEAN 販路拡大事業	医療関連産業集積プロジェクト補助金の成果品について、今後医療機器市場の拡大が見込まれる ASEAN での販路拡大を図る。	11,658
浜通り地域等医療・福祉機器導入モデル事業	浜通り地域等の企業が開発した医療・福祉機器等を問う地域の医療施設や高齢者福祉施設、事業所等とともに売れる製品へ改良する取組や施設等への導入を支援し、また、モデル事業として広くPRすることにより、企業の販路拡大と参入・誘致を図る。	32,713
合計		221,290

受託業務について、関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、以下の事項を除き、受託業務に係る事務に問題は検出されなかった。

(1) 委託金の設定について【意見】

当機構が県から受託している各事業の収支実績は以下のとおりであり、各事業の利益率（収支差額／委託金）には大きなばらつきが見られる。

（単位：千円）

事業名称	受託金 ①	事業支出 ②（※ 1）	収支差額 ③＝①－②	利益率 ③／①
健康ビジネス創出支援事業	3,723	2,341	1,382	37.1%
医療機器重点分野等開発促進事業（※2）	53,647	53,647	－	0.0%
医療関連産業新たな「しごと」創出支援事業	49,619	39,721	9,898	19.9%
課題解決型医療福祉機器等開発推進事業	19,893	10,987	8,906	44.8%
ふくしま医療機器産業ハブ拠点形成事業	1,253	1,373	▲ 120	▲9.6%
魅力を伝えるふくしま医療関連産業人材育成事業	28,218	21,645	6,573	23.3%
医療施設用ロボット導入モデル事業（※2）	34,096	34,096	－	0.0%
介護施設用ロボット導入モデル事業（※2）	30,626	30,626	－	0.0%

ASEAN 販路拡大事業	14,361	12,823	1,538	10.7%
浜通り医療福祉機器導入モデル事業	42,344	35,984	6,360	15.0%

※1 当機構の決算書は一般管理費を各事業に配賦していないことから、県の積算と平仄(ひょうそく)を合わせるため、事業支出は一般管理費を考慮した金額(事業費×(1+一般管理費率10%))として記載している。

※2 業務完了後に収支決算書の提出が求められ、委託料が支出の確定額を上回った場合にはその差額を返還することとなっている事業については、事業収支を収支決算書記載と合わせている。

利益率の高い「課題解決型医療福祉機器等開発推進事業」について、当機構が県に提出した見積書と実績を比較した結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

内訳	見積金額 ①	実績 ②	差異 ②-①	執行率 ②/①
人件費	7,970	6,824	▲ 1,146	85.6%
旅費	2,042	191	▲ 1,851	9.4%
消耗品費	818	1,635	▲ 817	199.9%
委託料	750	358	▲ 392	47.7%
負担金	4,600	600	▲ 4,000	13.0%
その他事業費	260	381	▲ 121	146.6%
事業費合計	16,440	9,988	▲ 6,452	60.8%
一般管理費	1,644	999	▲ 645	60.8%
合計	18,084	10,987	▲ 7,097	60.8%

実績が見積を下回った主な原因は、旅費(執行率9.4%)と負担金(執行率13.0%)である。これら事業費の執行が少なく済んだ理由について、当機構担当者からは「展示会は仕様書のとおり4回出展したが、他の事業と共同ブースとすることでブース設営費は少額で済み、県外はリモートで行うことで旅費が発生しなかった」旨の説明を受けている。当機構は、担当者の工夫によって費用を大幅に削減しつつも、仕様書に記載された業務を履行し、県もその成果を確認している。

県の医療機器関連の委託事業は当機構が単独随意契約で受託しており、県が入手する参考見積書は当機構のみが提出している。医療機器関連の事業を複数受託している強みを生かし、例えば、上記事業のように複数事業を共同ブースとすることで経費削減が図れることを積極的に県に提案することが望まれる。

第3 財務等について

1 財務規程等の概要

当機構では、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構財務規程（以下「財務規定」という。）に基づいた会計処理を行い、計算書類等を作成している。財務規程の主な内容は以下のとおりである。

以下、財務規程より一部抜粋を記載、

（会計処理の原則）

第2条 機構における全ての会計は、この規程に定めるところによる。ただし、この規程に別段の定めがない場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して行う。

（物品の定義）

第34条 物品は、次の区分により備品及び消耗品に分類する。

（1）備品とは、耐用年数1年以上であって取得価額10万円以上の物品をいう。

（2）消耗品とは、備品を除く物品をいう。

（細則）

第46条 この規程に定めるもののほか、財務及び会計の手続その他必要な事項は、理事長が別に定める。

なお、第2条に関して当機構では財務規程に別段の定めがない場合には、公益法人会計基準に準じた会計処理を行うこととしている。第46条に関して、財務規程に定めるもののほか、財務及び会計の手続その他必要な事項を別に定めた規程等はない。

（1）手続き

会計処理等が適正に行われているか検証するために、以下の監査手続を実施した。

ア 定款その他の各種規程を閲覧

イ 会計帳簿及びその根拠資料の閲覧

ウ 当機構の担当者に対するヒアリング

（2）監査結果

ア 退職給付費用及び退職給付引当金の算定誤りについて【指摘】

当機構では、各従業員の決算日における給料月額に決算日における自己都合の場合の勤続年数によって決まる支給率を乗じて退職手当を計算し、当該計算に基づいて計算した各従業員の退職手当を全従業員合算した金額25,020千円を退職給付費用としている。しかし、当該金額は、期末における自己都合による退職を仮

定した自己都合期末要支給額であるため令和4年3月末の退職給付引当金として計上すべき金額であり、退職給付費用は令和4年3月期の期首から期末にかけての自己都合による退職を仮定した自己都合期末要支給額の増加額となるべきである。当機構では、機構設立以来、期末における全従業員の自己都合退職を仮定した自己都合期末要支給額を退職給付費用としており、本来計上すべきであった各期の期首から期末にかけての自己都合による退職を仮定した自己都合期末要支給額の増加額と比較して過大な退職給付費用を計上することで、令和4年3月末における退職給付引当金は91,001千円となっているが、本来あるべき退職給付引当金は25,020千円である。また、当該誤りに関連して退職給付特定資産も本来あるべき金額と相違している。

なお、当機構は、ふくしま医療機器産業推進機構事業運営事務費補助金やふくしま医療機器開発支援センター管理業務委託料等の補助金等を福島県から受け取っているが、退職給付費用の算定誤りにより過去数年にわたり過大な補助金等を受け取っていたことになる。補助金等の返還を含め早急な対応が望まれる。

イ 賞与引当金の未計上に関して【指摘】

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構給与規程（以下「給与規程」という。）において、期末手当、勤勉手当は以下のとおり記載がある。

以下、給与規程より一部抜粋

（期末手当）

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（以下、これらの日を「支給日」という。）に支給する（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日）。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、支給日前に理事長が定めた率及び基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

（勤勉手当）

第33条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における基準日以前6か月以内の期

間における勤務の状況に応じて、それぞれ6月1日及び12月10日に支給する（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日）。

期末手当、勤勉手当いずれも6月1日及び12月1日を基準日として対象期間は基準日以前6か月であり、翌事業年度に支払われる賞与のうち当年度に帰属する部分の賞与の金額を合理的に見積もることができる。「企業会計原則注解 18」に基づき、令和4年6月に支払われた期末手当及び勤勉手当のうち当年度に帰属する期間分を費用とし、同額賞与引当金として負債として計上する必要がある。

ウ 決算書と税務署に提出した正味財産増減計算書内訳表の相違に関して【指摘】

当機構は非営利型の一般財団法人であるため、全社利益のうちの収益事業の利益を理解するために正味財産増減計算書内訳表（税務）を法人税の申告書に添付して税務署に提出している。当該正味財産増減計算書内訳表（税務）と決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して、正味財産増減計算書内訳表（税務）ではふくしま医療機器産業開発支援センター運営事業の管理費に4,115千円、介護施設ロボット導入モデル事業の管理費に72千円、法人会計の法人共通の管理費に721千円計上しており、一方、決算書の正味財産増減計算書内訳表では法人会計の法人共通の管理費に4,909千円を全額計上している。

税務署に提出している正味財産増減計算書内訳表（税務）では減価償却費の配賦計算を行っているのに対し、決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費は配賦計算を行わずに全額を法人会計の法人共通の管理費に計上している。その結果、法人会計の法人共通は法人税の課税対象となる収益事業ではないため、両者の法人税の課税対象となる収益事業の利益の金額が相違している。税務署に提出している正味財産増減計算書内訳表（税務）と決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費が異なる理由を当機構の担当者に確認したところ、申告書を提出する際に税理士と相談して変更したとのことである。各事業に配賦すべき減価償却の金額に関して、両者が異なる合理的な理由がないため、税務署に提出した正味財産増減計算書内訳表（税務）が正しいのであれば、決算書の正味財産増減計算書内訳表の減価償却費に関して同様に配賦計算を行うべきであり、両方で減価償却費の各事業への配賦方法は同一とするべきである。

エ 事業費と管理費の按分等に関して【意見】

正味財産増減計算書内訳表の作成にあたり、水道光熱費を全額ふくしま医療機器産業開発支援センター運営事業の事業費として計上しており、他の事業や管理費には計上していない。また、減価償却費、役員報酬に関しては全額法人会計法人共

通の管理費として計上されており、公益目的事業や事業費に計上していない。

公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）（令和４年９月版、内閣府）には以下の記載がある。

以下公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）より一部抜粋

事業費と管理費に共通して発生する費用をどのように事業費と管理費に配賦するかについては、例えば以下のような配賦基準が考えられますが、これ以外に適当と判断した基準があればそれを採用していただいて構いません。いずれにせよ過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めてもらえばよく、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載することは求めていますし、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかけていただくことはありません。

配賦基準	適用される共通費用
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピュータリース代等

水道光熱費等の共通経費は事業費と管理費に上記の配賦基準等により、適切に配賦すべきである。事業費と管理費に配賦するだけでなく、事業費の対象は複数の事業があるため、水道光熱費等の共通経費はそれぞれの事業に適切な配賦基準により配賦すべきである。

なお、正味財産増減計算書内訳表の法人税、住民税及び事業税に関しては全体の法人税、住民税及び事業税の金額を税引前当期一般正味財産増減額の大きい上位５つの事業に各事業の税引前当期一般正味財産増減額の大きさに応じて配賦したとのことであるが、他に利益が生じている事業があるにも関わらず上位５つの事業とした根拠が不明であり、当該方法で配賦するのであれば、すべての利益が生じている事業に各事業の税引前当期一般正味財産増減額の大きさに応じて配賦すべきである。

オ リースの会計処理について【指摘】

当機構では、令和３年４月１日に下記の賃貸借契約を締結し通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

一 物件名及び数量	ふくしま医療機器開発支援センターサーバシステム 一式
-----------	----------------------------

二 契約金額	賃貸借料 38,247,000 円（契約期間の総額） （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,477,000 円）
三 賃貸借期間	機器の設置・設定に関しては契約締結日から 2021 年 6 月 30 日までとし、賃貸借期間は 2021 年 7 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

当該サーバシステムに関して賃借料の支払いを通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理している。しかし、当該サーバシステムは当機構向けの特別仕様物件のリース取引であるため、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。

そのため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うのではなく、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がある。ただし、公益法人会計基準には、ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる旨の記載がある。リース取引に関する会計基準の適用指針には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるのはリース料総額が 300 万円以下のリース取引としており、リース料総額の金額的重要性を判断するにあたり 300 万円が一定の基準となる。契約金額 38,247 千円の当該リース取引に関してはリース物件の価額の重要性が乏しいとは言えず、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うべきである。

カ 消耗品の取扱いについて【指摘】

財務規則第 34 条には、物品は備品及び消耗品に分類し、備品とは耐用年数 1 年以上であって取得価額 10 万円以上の物品をいう旨の記載がある。そのため耐用年数 1 年未満の物品や取得価額 10 万円未満の物品は消耗品として会計処理を行い、消耗品を消費した時点で消耗品費を計上する必要がある。現状、耐用年数 1 年未満の物品や取得価額 10 万円未満の物品は、これらの物品を購入した時点で消耗品費として会計処理されており、消耗品として会計処理していない。

2 資産等の管理について

(1) 管理規程等

当機構では、財務規程に基づいた資産等の管理を行っている。資産等の管理に関する財務規程は以下のとおりである。

以下、財務規程より一部抜粋

(現金及び有価証券の管理)

第 10 条 現金、預金証書、受取手形、小切手、その他の有価証券類は、理事長の指定する金融機関又は金庫に保管しなければならない。

(現金等出納簿の管理)

第 20 条 出納役は、現金を収納したときは、現金等出納簿を整理しなければならない。当該現金を払い込んだときにおいても同様とする。

(固定資産の管理)

第 31 条 事務局長は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行うことにより、固定資産を適正に管理しなければならない。

2 有形固定資産に異動、毀損又は滅失があったときは、事務局長は理事長に報告しなければならない。

3 火災等により損害を受けるおそれのある固定資産は、適正な価格の損害保険を付さなければならない。

(現物の照合)

第 32 条 事務局長は、固定資産を常に良好な状態において管理し、毎事業年度 1 回以上、固定資産台帳と現物とを照合し差異があるときは所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければならない。

(2) 監査手続き

合規性の観点から現金管理、備品管理、固定資産管理について関連する規程等を閲覧し、規程に則った管理を実施しているかについて当機構の担当者からのヒアリング及び現場視察により検証した。

(3) 監査結果

ア 現金預金等の管理について

普通預金及び定期預金について、令和 4 年 3 月 31 日の残高について、残高内訳の各残高と残高証明書との突合を行った結果、一致しており、問題となる事項は

認められなかった。また、現金に関して、令和4年3月31日の残高は金種別残高表と一致しており、期中においても現金等出納簿により現金の入出金を管理していることを確認した。

イ 固定資産管理について

固定資産の実在性、使用管理状況を確認するため、現地調査当日確認可能なものの現物実査を行った。結果は以下のとおりである。管理Noが印字されたシールが貼られ、当機構所有の固定資産と福島県所有の固定資産が明確に区別されていることを確認した。

調査対象器具備品

No.	管理 No	品名	取得日	取得価額 (円)	結果
1	A-0001-0001-001	陳列ケース(アルミショーケース)	2014. 10	201, 528	問題なし
2	A-0002-0001-001	その他(PRビデオ)	2014. 10	1, 512, 000	問題なし
3	A-0003-0001-001	医療機器(手術機器)	2014. 12	162, 000	問題なし
4	A-0005-0001-001	その他(PRビデオ)	2015, 11	300, 000	問題なし
5	A-0006-0001-001	陳列ケース(アルミショーケース)	2016. 02	179, 280	問題なし
6	A-0007-0001-001	陳列ケース(アルミショーケース LED 照明取付)	2016. 02	117, 936	問題なし
7	A-0011-0001-001	その他(左腕モデルデータDVD)	2016. 03	216, 000	問題なし
8	A-0012-0001-001	その他(心臓モデルデータDVD)	2016. 03	324, 000	問題なし
9	A-0014-0001-001	その他(PRDVD)	2016. 11	2, 691, 360	問題なし
10	A-0015-0001-001	試験または測定機器(速度確認試験機)	2016. 12	151, 200	問題なし
11	A-0016-0001-001	試験または測定機器(人体質量模擬治具)	2016. 12	237, 600	問題なし
12	A-0017-0001-001	試験または測定機器(鋼球衝撃試験用治具)	2016. 12	232, 200	問題なし
13	A-0023-0001-001	試験または測定機器(湯浴式パッドイン伸展器)	2017. 10	151, 200	問題なし
14	A-0024-0001-001	試験または測定機器(3 軸加速度ピックアップ)	2018. 02	360, 720	問題なし
15	A-0029-0004-001	その他(医療用模型 腕モデル・皮膚)	2018. 09	423, 360	問題なし
16	A-0030-0004-	その他(医療用模型 モデル用トランク)	2018. 09	151, 200	問題なし

	001	ース)			し
17	A-0032-0002-001	換気扇取付	2018. 10	189, 000	問題なし
18	A-0033-0002-004	試験又は測定機器(疲労試験装置用治具)	2018. 11	1, 425, 600	問題なし
19	A-0034-0002-004	試験又は測定機器(疲労試験装置用治具)	2018. 11	1, 728, 000	問題なし
20	A-0035-0002-001	その他(小型除雪機)	2019. 01	464, 400	問題なし
21	A-0036-0002-001	事務機器及び通信機器(PC)	2019. 01	1, 307, 232	問題なし
22	A-0038-0002-003	その他(直流電子負荷装置)	2019. 02	278, 208	問題なし
23	A-0041-0002-006	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(ステンレス保管ユニット)	2019. 05	926, 532	問題なし
24	A-0043-0002-006	試験または測定機器(電子天秤)	2019. 10	330, 946	問題なし
25	A-0044-0002-001	事務機器及び通信機器(PC)	2019. 11	442, 200	問題なし
26	A-0045-0002-005	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(試験用棚)	2020. 01	115, 060	問題なし
27	A-0047-0002-006	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(ステンレス保管ユニット)	2020. 02	471, 240	問題なし
28	A-0049-0002-002	試験または測定機器(ねじり試験用治具)	2020. 03	176, 000	問題なし
29	A-0053-0002-008	インターホン及び音響設備(手術室用音響システム)	2020. 03	2, 145, 000	問題なし
30	A-0058-0002-001	機械及び装置(除草機)	2021. 03	501, 050	問題なし
31	A-0059-0002-001	器具備品(ノートパソコン DELL)	2021. 03	2, 125, 750	問題なし
32	A-0061-0002-006	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(ステンレス棚 4 段)	2021. 06	137, 533	問題なし
33	A-0062-0002-006	医療機器(医療用ナイフ治具)	2021. 06	556, 050	問題なし
34	A-0064-0002-001	農機具(斜面除草機)	2022. 03	253, 000	問題なし

調査対象構築物

No.	管理 No	品名	取得日	取得価額 (円)	結果
1	C-0001-0001-001	動物慰霊碑	2019. 03	540, 000	問題なし

固定資産管理に関する指摘事項及び意見は以下のとおりである。

ウ 固定資産台帳の内容と会計処理の相違について【指摘】

固定資産台帳に下記の固定資産が記載されている

固定資産の名称	ソフトウェア
構造又は型式	医療統計解析ソフト Prism7
面積又は数量	1
取得年月日	平成 28 年 9 月 30 日
取得価額	192,240 円
償却方法	定額法
耐用年数	5 年

当該ソフトウェアは上記のとおり固定資産台帳には、固定資産の名称 ソフトウェア、耐用年数 5 年、償却方法 定額法とあるが、実際には固定資産の名称 器具備品、耐用年数 5 年、償却方法 定額法で会計処理していた。当機構の担当者によると「無形固定資産に計上すべきところを、誤って有形固定資産に計上してしまったとのこと」である。

エ 構築物の償却方法に関して【指摘】

固定資産台帳に下記の固定資産が記載されている

管理 No	C-0001-0001-001
固定資産の名称	構築物（石造のもの、その他）
構造又は型式	動物慰霊碑
面積又は数量	1
取得年月日	平成 31 年 3 月 15 日
取得価額	540,000 円
償却方法	定率法
耐用年数	50 年

当該構築物は財務規程に基づき構築物は定率法で減価償却を行っている。しかし、平成 28 年 4 月以降に取得した構築物の税務上の法定償却方法は定額法であるため、構築物の減価償却を定率法で行う場合は税務署に減価償却方法の届出書の提出が必要となる。しかし、当機構の担当者からのヒアリングによると税務署に減価償却資産の減価償却方法の届出書を提出していないとのこと。財務規程が法定償却方法と同じであるか確認し、それぞれの償却方法が異なる場合には税務署に減価償却方法の届出書の提出が必要となることを認識しておくべきである。

オ 固定資産の火災保険に関して【指摘】

財務規程第 31 条には、「火災等により損害を受けるおそれのある固定資産は、適正な価格の損害保険を付さなければならない」旨の記載がある。当機構の担当者

へのヒアリングによると「損害保険を付した固定資産はなく、その認識もなかった」とのことである。建物の所有者と物品の所有者が同一であれば、建物の火災保険に特約を付して備品等を当該保険に含めることが考えられるが、建物に関しては福島県が所有しているため、当機構が所有している固定資産は当機構が独自に損害保険を付す必要がある。

カ 固定資産の現物の照合に関して【意見】

財務規程第 32 条に「毎事業年度 1 回以上、固定資産台帳と現物とを照合する」旨の記載がある。現状、財産管理簿には管理担当者が記載され定期的に照合を行っているが、財産管理簿には固定資産台帳と現物の照合を行った日付の記載はなく、すべての固定資産について毎事業年度 1 回以上、固定資産台帳と現物とを照合していない。当機構の担当者からのヒアリングによると、結果として数年ですべての固定資産を固定資産の台帳と現物を照合しているが、そのためのスケジュールリングは行っていない。毎年すべての固定資産について固定資産台帳との照合をするのが難しいのであれば固定資産毎に、いつ固定資産台帳と現物と照合を行うのかをあらかじめ決めて、計画的に固定資産台帳と現物の照合を行い、財産管理簿には固定資産台帳と現物の照合を行った日付を記録するべきである。

V 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

第1 概要

1 設立・沿革等

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「当公社」という。）は、昭和 42 年 1 月に設立された社団法人福島県林業公社を起源とし、県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益社団法人である。主に、造林や育林等森林の整備を促進するための事業、その他森林・林業に関する事業活動を行う。平成 26 年 4 月 1 日、「公益社団法人」に移行し、名称を「ふくしま緑の森づくり公社」に変更した。

【社団概要】

設立	昭和 42 年 4 月 1 日（設立者：福島県）
出捐金	2550 万円
理事長	井出孝利
所在地	福島県福島市中町 8 番 2 号福島県自治会館 5 階

【沿革】

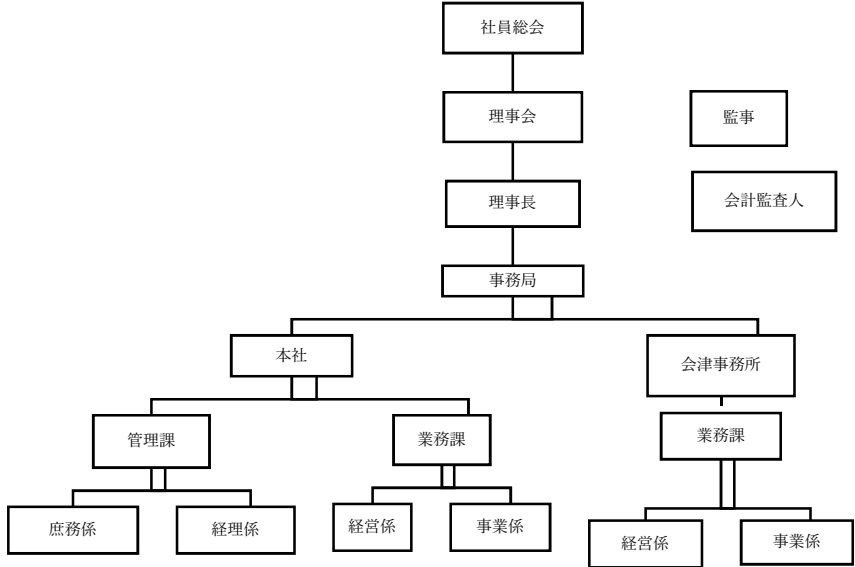
昭和 42 年 4 月 1 日	社団法人福島県林業公社設立認可
昭和 43 年 9 月 26 日	福島、郡山、会津若松、喜多方、田島の事業所設置（5 事業所体制）
昭和 45 年 7 月 1 日	原町事業所設置（6 事業所体制）
昭和 48 年 5 月 16 日	「公社造林長期計画」の改訂（第二次計画の策定）
（昭和 50 年度末）	（造林面積 5,000ha を達成）
昭和 55 年 10 月 15 日	「公社造林長期計画」の改訂（第三次計画の策定）
（昭和 57 年度末）	（造林面積 10,000ha を達成）
昭和 60 年 7 月 19 日	分収林特別措置法に基づく森林整備法人の設立認可
昭和 61 年 2 月 18 日	「公社造林長期計画」の改訂（第四次計画の策定）
平成元年 6 月 1 日	いわき事業所設置（7 事業所体制）
平成 6 年 4 月 1 日	7 事業所の名称を県北、県中、会津若松、喜多方、南会津、相双、いわきに変更
平成 6 年 11 月 1 日	県南事業所を設置（8 事業所体制）
平成 10 年 4 月 1 日	会津若松事業所と喜多方事業所を会津事業所として統合（7 事業所体制）
平成 11 年 5 月 26 日	「第 1 次改善計画」を総会承認
（平成 12 年度末）	（造林面積 15,000ha 達成）
平成 13 年 4 月 1 日	県北・相双事業所を本社に統合し、県南・いわき事業所を県中事業所に統合（3 事業所体制）
平成 13 年 5 月 29 日	「第 2 次改善計画」を総会承認
（平成 13 年度末）	（新植を終了）
平成 14 年 4 月 1 日	南会津事業所を会津事業所に統合（2 事業所体制）
平成 14 年 12 月 16 日	「公社等見直しに関する実行計画」策定対象公社となる。
平成 16 年 2 月 20 日	「第 2 次改善計画分期計画」を理事会決定

平成 17 年 4 月 1 日	県中事業所を本社に統合（1 事業所体制）
平成 18 年 5 月 26 日	「第 2 次改善計画」の改訂を総会承認
平成 19 年 5 月	「〔改訂〕第 2 次改善計画分期計画」 理事会決定を経て総会承認
平成 22 年 5 月	「〔改訂〕第 2 次改善計画後期分期計画」 理事会決定を経て総会承認
平成 24 年 5 月	「〔改訂〕第 2 次改善計画後期分期計画」の一部改正 理事会決定を経て総会承認
平成 25 年 5 月	「公益社団法人への移行について」 理事会決定を経て 総会承認
平成 26 年 3 月 20 日	福島県知事から移行認定通知
平成 26 年 4 月 1 日	「公益社団法人」へ移行し、「公益社団法人ふくしま緑 の森づくり公社」へ名称変更
平成 26 年 5 月	「経営改善計画（緑の森づくり新生プラン）」 理事会 決定を経て総会承認
平成 27 年 8 月 31 日	民有林における分収造林事業推進に関する覚書を締結
令和元年 5 月	「経営改善計画(第 2 次緑の森づくり新生プラン)」理事 会決定を経て総会承認

2 組織機構

(1) 組織図

令和3年4月現在の当公社の組織図は次の図のとおりである。



(2) 役員構成

令和3年6月時点の当公社の役員は以下のとおりである。

役職名	氏名	団体の役職等
理事長	井出孝利	福島県副知事
副理事長	田子英司	福島県森林組合連合会代表理事長
専務理事	佐藤秀樹	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社
理事	戸田光昭	福島県総務部長
同上	小柴宏幸	福島県農林水産部長
同上	遠藤忠一	喜多方市長
同上	白石高司	田村市長
同上	藤原一二	川俣町長
同上	大宅宗吉	南会津町長
同上	前後公	猪苗代町長
同上	矢澤源成	三島町長
同上	矢吹貢一	福島県議会議員
同上	宗方保	福島県議会議員
監事	星學	下郷町長
	鈴木秀一	福島県農林総務課長
会計監査人	齋藤忠	公認会計士齋藤忠事務所

また、令和3年4月時点の当公社の社員は以下のとおりである。

会津地方	中通り	浜通り
会津若松市	福島市	いわき市
喜多方市	伊達市	南相馬市
西会津町	二本松市	飯館村
三島町	郡山市	

会津地方	中通り	浜通り
猪苗代町	田村市	
磐梯町	須賀川市	
会津坂下町	川俣町	
会津美里町	小野町	
金山町	古殿町	
柳津町	棚倉町	
下郷町	平田村	
只見町	鮫川村	
南会津町	天栄村	
北塩原村		
昭和村		

ア 利益相反取引（契約変更取引）について理事会承認がないことについて【指摘】

当公社がいわき森林組合に業務委託している契約について、契約の相手方であるいわき森林組合の理事長が当公社の理事の一人である田子理事であった。

この場合、理事が第三者（いわき森林組合）の代表として、当公社と取引を行うため、その取引について当公社の理事会の承認が必要である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項第2号）。

理事会の承認が必要とされる趣旨は、理事が関与する法人等に対して、当公社から不当な利益供与がないかを理事会で確認する、という点である。

今回のいわき森林組合との業務委託契約では、1回目の契約については理事会の承認を得ていたが、その約4か月後にした変更契約（作業の増加による契約金額の増額取引）さらにその2か月後にした第2回の変更契約の2つについて、理事会の承認を得ていなかった。この点は、第84条第1項第2号の規定に反すると解釈する。変更契約だからといって理事会の承認を不要とすると、上記趣旨が没却されるからである。理事会の承認を得るとともに今後も注意すべきである。

(3) 職員構成

令和3年4月時点の当公社の役職員の構成は以下のとおりである。

役職	人数
理事	8名
監事	1名
職員	12名

(4) 事務分掌

当公社の各部署の事務分掌は以下のとおりである。

部署名	事務分掌
管理課	公社業務の総合企画及び調整に関すること等
	総会、理事会その他会議に関すること等

部署名	事務分掌
	職員の任免、分限、懲戒及び職務に関する事等
	予算及び決算に関する事等
	経理に関する事等
	その他業務課の所管に属しない事項に関する事
業務課	事業計画の策定及び実行に関する事等
	収益分収割合の決定の基準に関する事等
	公社造林地の地上権設定に関する事等
	請負事業の検査に関する事等
	公社造林の普及に関する事
	その他
事業所	公社造林の植栽、保有及び伐採の実行に関する事
	公社造林地の境界確定、調査に関する事
	山林の諸調査に関する事
	公社造林保護組合等に関する事
	公社造林地の巡視員に関する事
	物品の出納及び保管並びに固定資産の管理に関する事
	その他事業所業務に関する事

3 実施事業体系等

当社は、福島県内において造林、育林等森林の整備を促進するための事業、その他森林、林業に関する事業を行うことにより、森林資源の培養、森林の有する公益的機能の増進及び自然環境・地球環境の保全を図り、もって県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。この目的を達成するために以下の事業を行う。

- ・ 造林、育林、その他の森林整備及び立木の伐採
- ・ 森林の造成及び施業の受託
- ・ 分収造林及び分収育林制度の促進
- ・ 森林、林業、自然環境・地球環境の保全等に関する普及啓発
- ・ 林業の経営、技術の指導等林業の振興
- ・ その他公社の目的を達成するために必要な事業

監査対象年度である令和3年度には具体的には次の事業を行った。

区分	内容等
分収造林事業	一般造林（下刈、除伐、保育間伐、間伐）、作業路開設、ふくしま森林再生事業及び作業路補修事業など
分収育林事業	保育間伐事業
林産物売払事業	林産物の売却、令和3年度は売却実績 59,589 千円。

4 決算の状況

当公社の貸借対照表、正味財産増減計算書及びそれらの内訳表は次のとおりである。

1 貸 借 対 照 表			
令和4年3月31日現在		(単位：円)	
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現金預金	133,752,849	174,369,536	△ 40,616,687
未収金	10,799,873	9,332,136	1,467,737
前払費用	220,502	137,177	83,325
流動資産合計	144,773,224	183,838,849	△ 39,065,625
2 固 定 資 産			
基本財産			
基本財産積立資産	31,500,000	31,500,000	0
基本財産合計	31,500,000	31,500,000	0
特定資産			
特定積立資産	443,132,378	447,410,142	△ 4,277,764
退職給付引当資産	1,733,562	1,369,727	363,835
経営改善積立資産	441,398,816	446,040,415	△ 4,641,599
特定事業資産	17,410,920,666	16,747,742,218	663,178,448
森林補助金形成資産	17,410,920,666	16,747,742,218	663,178,448
特定資産合計	17,854,053,044	17,195,152,360	658,900,684
その他固定資産			
事業資産	49,110,736,101	49,420,356,133	△ 309,620,032
森林整備事業資産	49,110,736,101	49,420,356,133	△ 309,620,032
森林資産	49,110,736,101	49,420,356,133	△ 309,620,032
分収造林資産	49,065,098,481	49,374,780,575	△ 309,682,094
分収育林資産	45,637,620	45,575,558	62,062
有形固定資産	1,794,401	3,214,699	△ 1,420,298
構築物	2	6	△ 4
車両運搬具	1,620,230	2,866,357	△ 1,246,127
什器備品	174,169	348,336	△ 174,167
無形固定資産	1,245,323	1,500,523	△ 255,200
電話加入権	330,856	330,856	0
ソフトウェア	914,467	1,169,667	△ 255,200
その他の固定資産	75,760	75,760	0
その他固定資産合計	49,113,851,585	49,425,147,115	△ 311,295,530
固定資産合計	66,999,404,629	66,651,799,475	347,605,154
[資産合計]	67,144,177,853	66,835,638,324	308,539,529
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
短期借入金	70,000,000	90,000,000	△ 20,000,000
次期返済長期借入金	492,084,839	504,366,969	△ 12,282,130
未払金	14,264,335	27,777,985	△ 13,513,650
未払費用	144,390,831	148,423,841	△ 4,033,010
預り金	259,268	295,448	△ 36,180
流動負債合計	720,999,273	770,864,243	△ 49,864,970
2 固 定 負 債			
長期借入金	48,607,842,596	48,896,985,512	△ 289,142,916
長期未払金	22,931,378	22,931,378	0
引当金	1,733,562	1,369,727	363,835
退職給付引当金	1,733,562	1,369,727	363,835
固定負債合計	48,632,507,536	48,921,286,617	△ 288,779,081
[負債合計]	49,353,506,809	49,692,150,860	△ 338,644,051
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出捐金	25,500,000	25,500,000	0
補助金	17,410,920,666	16,747,742,218	663,178,448
寄付金	6,000,000	6,000,000	0
指定正味財産合計	17,442,420,666	16,779,242,218	663,178,448
(うち基本財産への充当額)	(31,500,000)	(31,500,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(17,410,920,666)	(16,747,742,218)	(663,178,448)
2 一般正味財産			
その他一般正味財産	348,250,378	364,245,246	△ 15,994,868
一般正味財産合計	348,250,378	364,245,246	△ 15,994,868
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(441,398,816)	(446,040,415)	-(4,641,599)
[正味財産合計]	17,790,671,044	17,143,487,464	647,183,580
負債及び正味財産合計	67,144,177,853	66,835,638,324	308,539,529

2 貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	決 算 額	公益目的事業 会 計	法人会計	内部取引 消 去
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	133,752,849	111,538,435	22,214,414	0
未収金	10,799,873	10,799,873	0	0
事業未収金	8,486,956	8,486,956	0	0
その他未収金	2,312,917	2,312,917	0	0
前払費用	220,502	83,808	136,694	0
流動資産合計	144,773,224	122,422,116	22,351,108	0
2 固定資産				
基本財産				
基本財産積立資産	31,500,000	0	31,500,000	0
現金預金	31,500,000	0	31,500,000	0
基本財産合計	31,500,000	0	31,500,000	0
特定資産				
特定積立資産	443,132,378	443,132,378	0	0
負債対応積立資産	1,733,562	1,733,562	0	0
退職給付引当資産	1,733,562	1,733,562	0	0
一般正味財産対応積立資産	441,398,816	441,398,816	0	0
経営改善積立資産	441,398,816	441,398,816	0	0
特定事業資産(指定)	17,410,920,666	17,410,920,666	0	0
森林補助金形成資産	17,410,920,666	17,410,920,666	0	0
特定資産合計	17,854,053,044	17,854,053,044	0	0
その他固定資産				
事業資産	49,110,736,101	49,110,736,101	0	0
森林資産	49,110,736,101	49,110,736,101	0	0
分収造林資産	49,065,098,481	49,065,098,481	0	0
分収育林資産	45,637,620	45,637,620	0	0
有形固定資産	1,794,401	1,794,401	0	0
構築物	2	2	0	0
車両運搬具	1,620,230	1,620,230	0	0
什器備品	174,169	174,169	0	0
無形固定資産	1,245,323	914,467	330,856	0
電話加入権	330,856	0	330,856	0
ソフトウェア	914,467	914,467	0	0
その他の固定資産	75,760	75,760	0	0
長期前払費用	75,760	75,760	0	0
その他固定資産合計	49,113,851,585	49,113,520,729	330,856	0
固定資産合計	66,999,404,629	66,967,573,773	31,830,856	0
[資産合計]	67,144,177,853	67,089,995,889	54,181,964	0

科 目	決 算 額	公益目的事業 会 計	法人会計	内部取引 消 去
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金	70,000,000	70,000,000	0	0
金融機関借入金	70,000,000	70,000,000	0	0
次期返済長期借入金	492,084,839	492,084,839	0	0
政策公庫借入金	485,894,388	485,894,388	0	0
県長期借入金	6,190,451	6,190,451	0	0
未払金	14,264,335	11,371,140	2,893,195	0
その他の未払金	14,264,335	11,371,140	2,893,195	0
未払費用	144,390,831	142,331,661	2,059,170	0
未払利息未払費用	142,331,661	142,331,661	0	0
その他の未払費用	2,059,170	0	2,059,170	0
預り金	259,268	0	259,268	0
流動負債合計	720,999,273	715,787,640	5,211,633	0
2 固定負債				
長期借入金	48,607,842,596	48,472,465,506	135,377,090	0
政策公庫借入金	13,477,316,557	13,477,316,557	0	0
県長期借入金	35,130,526,039	34,995,148,949	135,377,090	0
長期未払金	22,931,378	22,931,378	0	0
県未払利息	22,931,378	22,931,378	0	0
引当金	1,733,562	1,733,562	0	0
退職給付引当金	1,733,562	1,733,562	0	0
固定負債合計	48,632,507,536	48,497,130,446	135,377,090	0
[負債合計]	49,353,506,809	49,212,918,086	140,588,723	0
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産				
出 捐 金	25,500,000	0	25,500,000	0
出 捐 金	25,500,000	0	25,500,000	0
補助金	17,410,920,666	17,410,920,666	0	0
森林資産形成補助金	14,445,196,225	14,445,196,225	0	0
公庫償還補助金	2,965,724,441	2,965,724,441	0	0
寄付金	6,000,000	0	6,000,000	0
寄付金	6,000,000	0	6,000,000	0
指定正味財産合計	17,442,420,666	17,410,920,666	31,500,000	0
(うち基本財産への充当額)	(31,500,000)	(0)	(31,500,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(17,410,920,666)	(17,410,920,666)	(0)	(0)
2 一般正味財産				
その他一般正味財産	348,250,378	466,157,137	△ 117,906,759	0
一般正味財産合計	348,250,378	466,157,137	△ 117,906,759	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(441,398,816)	(441,398,816)	(0)	(0)
[正味財産合計]	17,790,671,044	17,877,077,803	△ 86,406,759	0
負債及び正味財産合計	67,144,177,853	67,089,995,889	54,181,964	0

3 正味財産増減計算書

(令和3年4月1日 から 令和4年3月31日)

(単位:円)

区 分	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 公益目的事業会計	320,365,160	336,966,258	△ 16,601,098
分収造林事業収益	320,107,430	336,105,784	△ 15,998,354
分収育林事業収益	257,730	860,474	△ 602,744
② 法人会計	3,252,155	3,306,192	△ 54,037
経常収益計	323,617,315	340,272,450	△ 16,655,135
(2) 経常費用			
① 公益目的事業会計	679,933,776	704,775,871	△ 24,842,095
分収造林事業原価	679,613,984	703,882,720	△ 24,268,736
分収育林事業原価	319,792	893,151	△ 573,359
② 法人会計	17,450,983	17,667,054	△ 216,071
経常費用計	697,384,759	722,442,925	△ 25,058,166
森林資産勘定振替前当期経常増減額	△ 373,767,444	△ 382,170,475	8,403,031
森林資産勘定振替額	373,767,444	382,170,475	△ 8,403,031
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	999	△ 999
その他の収益	0	0	0
指定正味財産からの振替額	4,214,160	1,022,692	3,191,468
経常外収益計	4,214,160	1,023,691	3,190,469
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	20,209,028	10,403,771	9,805,257
経常外費用計	20,209,028	10,403,771	9,805,257
当期経常外増減額	△ 15,994,868	△ 9,380,080	△ 6,614,788
当期一般正味財産増減額	△ 15,994,868	△ 9,380,080	△ 6,614,788
一般正味財産期首残高	364,245,246	373,625,326	△ 9,380,080
一般正味財産期末残高	348,250,378	364,245,246	△ 15,994,868
II 指定正味財産増減の部			
補助金等	667,392,608	667,329,425	63,183
一般正味財産への振替額	△ 4,214,160	△ 1,022,692	△ 3,191,468
当期指定正味財産増減額	663,178,448	666,306,733	△ 3,128,285
指定正味財産期首残高	16,779,242,218	16,112,935,485	666,306,733
指定正味財産期末残高	17,442,420,666	16,779,242,218	663,178,448
III 正味財産期末残高	17,790,671,044	17,143,487,464	647,183,580

4 正味財産増減計算書内訳表

(令和3年4月1日 から 令和4年3月31日)

(単位:円)

区 分	決算額	公益目的事業会計			法人会計	内部取引 の消去
		分収造林 事業	分収育林 事業	公益目的 事業合計		
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	630	0	0	0	630	0
基本財産受取利息	630	0	0	0	630	0
特定資産運用益	8,825	0	0	0	8,825	0
特定資産受取利息	8,825	0	0	0	8,825	0
賦課金収益	3,235,000	0	0	0	3,235,000	0
賦課金収益	3,235,000	0	0	0	3,235,000	0
事業収益	73,474,268	73,474,268	0	73,474,268	0	0
事業収益	59,589,192	59,589,192	0	59,589,192	0	0
間伐販売収益	59,589,192	59,589,192	0	59,589,192	0	0
受託事業収益	6,440,001	6,440,001	0	6,440,001	0	0
分収林事業転換推進事業 委託料収益	6,440,001	6,440,001	0	6,440,001	0	0
保険金等収益	7,445,075	7,445,075	0	7,445,075	0	0
森林保険金収益	0	0	0	0	0	0
補償金収益	7,445,075	7,445,075	0	7,445,075	0	0
受取補助金等	244,570,415	244,312,685	257,730	244,570,415	0	0
支払利息補助金	18,974,814	18,974,814	0	18,974,814	0	0
公庫償還補助金	225,595,601	225,337,871	257,730	225,595,601	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0
雑収益	2,328,177	2,320,477	0	2,320,477	7,700	0
受取利息	1,460	1,460	0	1,460	0	0
還付金収益	2,312,917	2,312,917	0	2,312,917	0	0
雑収益	13,800	6,100	0	6,100	7,700	0
経常収益計	323,617,315	320,107,430	257,730	320,365,160	3,252,155	0
(2) 経常費用						
事業費用	613,609,810	613,352,080	257,730	613,609,810	—	0
直接事業費	354,546,534	354,546,534	0	354,546,534	—	0
分収林造成費	327,331,499	327,331,499	0	327,331,499	—	0
森林情報等整備事業費	2,486,000	2,486,000	0	2,486,000	—	0
契約期間満了調査委託費	1,743,500	1,743,500	0	1,743,500	—	0
分収林事業転換推進事業費	6,440,001	6,440,001	0	6,440,001	—	0
販売等調査費	2,818,570	2,818,570	0	2,818,570	—	0
林産物等生産経費	13,726,964	13,726,964	0	13,726,964	—	0
間接事業費	18,213,098	18,213,098	0	18,213,098	—	0
減価償却費	1,675,498	1,675,498	0	1,675,498	—	0
支払利息	16,537,600	16,537,600	0	16,537,600	—	0
事業資金借入金支払利息	240,850,178	240,592,448	257,730	240,850,178	—	0
管理費	83,774,949	66,261,904	62,062	66,323,966	17,450,983	0
人件費	63,375,771	55,758,889	55,450	55,814,339	7,561,432	0
事務経費	20,399,178	10,503,015	6,612	10,509,627	9,889,551	0
経常費用計	697,384,759	679,613,984	319,792	679,933,776	17,450,983	0
森林資産勘定振替前当期経常増減額	△ 373,767,444	△ 359,506,554	△ 62,062	△ 359,568,616	△ 14,198,828	0
森林資産勘定振替額	373,767,444	373,705,382	62,062	373,767,444	0	0
当期経常増減額	0	14,198,828	0	14,198,828	△ 14,198,828	0
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0
その他収益	0	0	0	0	0	0
指定正味財産からの振替	4,214,160	4,214,160	0	4,214,160	0	0
経常外収益計	4,214,160	4,214,160	0	4,214,160	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	20,209,028	20,209,028	0	20,209,028	0	0
経常外費用計	20,209,028	20,209,028	0	20,209,028	0	0
当期経常外増減額	△ 15,994,868	△ 15,994,868	0	△ 15,994,868	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 15,994,868	△ 1,796,040	0	△ 1,796,040	△ 14,198,828	0
一般正味財産期首残高	364,245,246	460,935,203	7,017,974	467,953,177	△ 103,707,931	0
一般正味財産期末残高	348,250,378	459,139,163	7,017,974	466,157,137	△ 117,906,759	0
II 指定正味財産増減の部						
補助金等	667,392,608	667,392,608	0	667,392,608	0	0
森林資産形成補助金	226,478,360	226,478,360	0	226,478,360	0	0
公庫償還補助金	440,914,248	440,914,248	0	440,914,248	0	0
一般正味財産への振替額	△ 4,214,160	△ 4,214,160	0	△ 4,214,160	0	0
受取補助金振替額	△ 4,214,160	△ 4,214,160	0	△ 4,214,160	0	0
当期指定正味財産増減額	663,178,448	663,178,448	0	663,178,448	0	0
指定正味財産期首残高	16,779,242,218	16,745,740,783	2,001,435	16,747,742,218	31,500,000	0
指定正味財産期末残高	17,442,420,666	17,408,919,231	2,001,435	17,410,920,666	31,500,000	0
III 正味財産期末残高	17,790,671,044	17,868,058,394	9,019,409	17,877,077,803	△ 86,406,759	0

(1) 政策金融公庫への借入利息の支払いについて【意見】

当公社は、令和4年3月末現在、株式会社日本政策金融公庫（以下「政策金融公庫」という。）に対する借入残高が13,963,210千円ほどあり、当該借入れからの利息を含め借入利息を240,850千円（令和3年度）ほど支払っている。当公社の政策金融公庫からの借入れについては、県と政策金融公庫との間で、県が損失補償するという契約、つまり、当公社が政策金融公庫への借入金の返済をできなくなった場合は、県がその返済を肩代わりするという契約を結んでいる。このため、政策金融公庫の当公社に対する貸付金が回収不能になるリスクは皆無といってよく、それにも関わらず当公社が多額の借入利息を支払うのは非合理である。

その一方、当公社は、県からの借入れも行っているところ、この借入は無利息である。この点、当公社は県と借入れにつき協定を結んでいるが、その協定上、県からの借入れの増額について、特段、制限する条項はない。このため、当公社は、県からの追加の借入れを原資として、政策金融公庫への借入金を返済していけば、利息の支払いを減らすことができる。

上記、監査人の意見に対して、当公社は、支払利息の縮減は政策金融公庫との契約に基づき繰上償還の対象となる事由に該当する分収林契約の契約解除（合意解約）によって行う方針としている。

しかし、多額の利息を支払い続けるべきではなく、上記公社の方針に加えて、利息の縮減のための交渉（任意の繰上償還）を行うべきである。もっとも、政策金融公庫からの借入金そのものを減額するには、県からの借入れを増額しなければならず、県側の理解も必要である。

本報告書の意見を契機として、当公社・県・政策金融公庫の三者間での交渉の場を設け、県の補償を最大限加味した利息の再設定や福島県内の銀行・信金・信組から借り入れた場合との比較のシミュレーションなどを行い、利息の縮減に向けて努力してほしい。

第2 契約等について

1 請負契約に係る事務について

当公社が外部事業者と請負契約を締結しているもののうち、契約金額が 1,000 千円以上のもの（事業種で 1,000 千円以上のものがない場合には最大金額のもの）は以下のとおりである。

なお、対象事業種は以下のとおりである。

対象事業種

事業種	事業内容
下刈	植栽した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植林後数年間、毎年、夏期に行う。(※1)
除伐	下刈りの必要がなくなり3～5年すると、他の樹木が生えてきて育てようとする樹木の生長を妨げるようになる。これら生長を妨げる樹木を伐り払い、育てようとする樹木の生長を助ける作業。(※1)
保育間伐	森林の健全性を保持することを目的とした間伐。(※1)
間伐	育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。一般的に除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。(※1)
森林再生（搬出あり）	間伐等の森林整備と放射性物質対策（放射性物質の拡散抑制対策や放射線低減対策等）を一体的に実施し、森林の有する多面的機能の維持推進に取り組む事業
作業路補修	作業路（林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路）(※1)の補修事業

(※1) 出典：林野庁ホームページ

競争入札

(単位：千円)

事業種	補助金の有無	公社造林団地名	所在地	指名業者数	請負事業体	請負金額
除伐	有	向山	喜多方市高郷町磐見字向山	3社	会津北部森林組合	946
保育間伐	有	丸山	耶麻郡西会津町尾野本字丸山外	3社	西会津町森林組合	10,572
保育間伐	有	下峠	大沼郡三島町大字檜原字下峠外	3社	会津若松地方森林組合	10,563
間伐	有	博士沢	大沼郡会津美里町松坂字博士沢	3社	栗木林業株式会社	11,885
間伐	有	鉢上山	耶麻郡西会津町野沢字鉢上山外	3社	西会津町森林組合	15,546
間伐	有	二重坂	大沼郡会津美里町松沢字二重坂	3社	会津若松地方森林組合	10,532
間伐	有	神籠嶽	大沼郡会津美里町東尾岐字神籠嶽	3社	有限会社川島林業	11,434
間伐	有	向山	南会津郡南会津町針	3社	南会津森林	11,685

			生字向山		組合	
間伐	有	株ノ沢山	南会津郡南会津町高野字株ノ沢山外	3社	佐藤造林	18,174
間伐	有	保ヶ倉	南会津郡南会津町下山字保ヶ倉	3社	只見町森林組合	12,215
間伐	有	土羅入	南会津郡下郷町戸赤字土羅入	3社	下郷町森林組合	26,708
森林再生	有	片工沢	大沼郡会津美里町西本字片工沢	3社	会津若松地方森林組合	10,036
森林再生	有	川向	伊達市霊山町石田字川	3社	吾妻造林有限公司	10,941
森林再生	有	仲平	田村郡小野町大字湯沢字仲平	3社	ふくしま中央森林組合	11,193
森林再生	有	塩ノ平	いわき市田人町黒田字塩ノ平外	3社	いわき市森林組合	36,336
作業路補修	無	五反田	田村市都路町岩井沢字五反田	3社	ふくしま中央森林組合	2,107

随意契約・見積り合わせ

(単位：千円)

事業種	補助金の有無	造林団地名	所在地	入手見積数	請負事業体	請負金額
下刈	有	横山	いわき市三和町下永井字横山	2社	いわき市森林組合	891

以上の請負契約について関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、以下の事項を除き、請負契約に係る事務に問題は検出されなかった。

(1) 信用状況の調査について【意見】

当公社の請負等指名委員会運営要領において事業者の指名基準を以下のように定めている。

(指名基準)

第3条 指名競争入札に参加する者を選考し又は決定する場合の基準は、会計処理規程第81条の規定によるほか、次の第1号及び第2号に掲げる者に該当し、かつ第3号または第4号のいずれかに該当する者から選定する。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者及び破産者でない者（復権した者を含む。）

(2) 当公社が認定を受けている森林整備合理化計画で計画の施業受託者になっている者

(3) その場に精通し、過去に、その現場で優良な施工実績のある者

(4) 3以外の者で、技術力があり、契約期間内に安全に施工する能力があると認められる者

これについて、第3条第1項第1号の定めについては、事業者の財政状態及び経営成績等に裏付けられた定量情報である信用状況調査が含まれるものと考えられる。

この点、当公社では、原則として県の森林整備業務競争入札参加資格者名簿（以

下「名簿」という。)に搭載されている業者から指名業者を選定しており、間接的に信用状況を加味した指名業者選定となっている。しかしながら、名簿に登載されていない業者を選定するに当たっては、当公社の指名基準により過去の事業実績等の定性情報を加味して指名業者の選定を行っているのみであり、信用状況調査は行われていない。名簿に登載されていない業者を選定する場合には、過去の定性情報だけではなく事業者の信用状況調査を実施すべきである。

(2) 請負契約に係る入札保証金及び契約保証金について【意見】

当公社の会計処理規程において入札保証金及び契約保証金（以下「保証金」という。）の扱いを以下のように定めている。

(保証金)

第84条 公社は、競争入札に加わろうとする者から、予定価格の100分の5以上の入札保証金を、契約する者から100分の10以上の契約保証金を収めさせなければならない。

2 競争入札に加わろうとする者又は契約を締結する者の信用が確実であり、理事長が特に認めた場合には、前項の規定にかかわらず入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

当公社の請負契約に係る保証金の取り扱いは、閲覧した全ての請負契約について上記会計処理規程第84条第2項に該当するとして、保証金を免除している。会計処理規程上は、保証金の全部又は一部を免除する場合には、競争入札に加わろうとする者又は契約を締結する者の信用が確実であることが前提条件となっている。この点、当公社は、前述のとおり、名簿に登載されていない業者については過去の事業実績等の定性情報をもって信用があるとしており、信用状況調査は実施していない。保証金を免除するのであれば、定性情報のみならず信用状況も加味して信用が確実かどうか決定することが望ましいと考える。

2 委託契約に係る事務について

当公社が外部に委託している契約のうち契約金額が1,000千円以上のものは以下のとおりである。

随意契約・見積り合わせ

(単位：千円)

事業種	補助金の有無	造林団地名	所在地	入手見積数	請負事業体	請負金額
公社造林GIS航空レーザー測量データ搭載委託業務	無	—	—	1社	株式会社パスコ福島支店	2,486
分収林施業転換推進事業（周囲測	有	—	田村市都路町古道字川向外	2社	ふくしま中央森林組合	1,086

量委託)						
------	--	--	--	--	--	--

以上の委託契約について関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、以下の事項を除き、委託契約に係る事務に問題は検出されなかった。

(1) 公社造林 GIS 航空レーザー測量データ搭載委託業務について【意見】

当該業務の関係書類を確認したところ、福島県の財務規則に準拠し単独随意契約であるところ、予定価格の決定のために一度株式会社パスコ福島支店から見積書を取得し、再度同社より見積書を取得し、「内容審査の結果、予定価格の範囲内なので」として委託契約を締結している。予定価格決定に当たっては、見積金額の労務単価が県の労務単価と比較して同等以下であること等を検討しているとのことであるが、その検討状況が文書化されておらず予定価格決定のプロセスを確認することができなかった。予定価格決定のプロセスを明確にするためにも、見積金額の検討状況を文書化すべきである。

(契約の方法)

第81条 公社における契約は、指名競争入札の方法により当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。

2 前項によりがたい場合で、次の各号の一つに該当する場合には、随意契約によることができる。

(中略)

4 随意契約によろうとするときは、次の各号に該当する場合を除き、原則として2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

(1) 工事又は製造の請負 予定価格三十万円未満

(2) 前各号以外のもの 予定価格十万円未満

(3) 競争入札に付し落札者がなく、最低(最高)価格を提示した者が1名のとき。

3 事業収入に係る事務について

当公社は間伐により発生した間伐材を単価契約、委託販売及び買受申請の方法で販売し間伐販売収益を計上している。令和3年度の間伐販売収益の内訳は以下のとおりである。

取引形態	内容
委託販売	木材市場に市場手数料及び配積手数料を支払って伐採した木材を売払う販売形態のこと。優良な木材が比較的多い場合、高値での販売も期待でき、また市場の動向（木材の引き合い状況や価格の動向等）を随時知ることが出来るため、間伐材の採材等にその情報をフィードバックすることも可能となる。これまでは本社において実施している。
単価契約	原則として伐採した木材単価の相見積もりを実施し、一番高い単価を提示した事業者と契約を締結し、山土場での引き渡しを行う販売形態のこと。木材価格の有利取引が行われる公設市場が近隣に無い会津事業所で行われている。

買受申請	買受け希望者から林産物買受申込書を提出させ、当公社において行った立木評価の額以上の金額が提示された場合に、当該希望者に売り払う販売形態のこと。主に当該現場の状況や生産される木材の品質等を熟知している当該現場の施業請負業者から、林産物買受申込書が提出される場合が多い。
------	---

(単位：千円)

分類	対象件数	本数	間伐面積 (㎡)	売払先数	売払額	経費
令和2年度繰越	2	-	-	1	1,991	17
一般造林事業	17	18,739	144.03	9	32,781	11,183
森林再生事業	12	21,334	59.79	10	22,916	4,835
その他	4	1,525	-	4	1,900	420
合計	35	41,598	203.82	-	59,589	16,457

以上の売払額のうち、請負事業で検証対象とした間伐事業に関連した売払契約は以下のとおりである。

単価契約・随意契約

(単位：千円)

分類	造林団地名	所在地	入手 見積数	売払先	単価 (円)	売払額
一般造林事業	鉢上山	耶麻郡西会津町野沢 字鉢上山外	-	会津木材協 同組合	-	269
			-	株式会社ノ ーリン	5,800	1,252
一般造林事業	二重坂	大沼郡会津美里町松 沢字二重坂	3社	会津木材協 同組合	3,400	1,310
			-	株式会社ノ ーリン	5,800	815
一般造林事業	神籠嶽	大沼郡会津美里町東 尾岐字神籠嶽	3社	有限会社川 島林業	3,400	344
			-	株式会社ノ ーリン	5,800	1,484
一般造林事業	向山	南会津郡南会津町針 生字向山	-	会津木材協 同組合	-	734
			-	株式会社ア ラカイ	5,300	1,484
一般造林事業	株ノ沢 山	南会津郡南会津町高 野字株ノ沢山外	4社	佐藤造林	3,200	1,226
			-	株式会社ア ラカイ	5,300	369
一般造林事業	保ヶ倉	南会津郡南会津町下 山字保ヶ倉	4社	佐藤造林	3,200	126
			-	株式会社ア ラカイ	5,300	1,192
一般造林事業	土羅入	南会津郡下郷町戸赤	-	会津木材協	-	769

林事業		字土羅入		同組合		
			-	株式会社アラカイ	5,300	4,321
一般造林事業	博士沢	大沼郡会津美里町松坂字博士沢	-	会津木材協同組合	-	2,158
森林再生事業	片工沢	大沼郡会津美里町西本字片工沢	3社	会津木材協同組合	3,400	743

委託販売・買受申請

(単位：千円)

分類	造林団地名	所在地	販売形態	売払先	売払額
森林再生事業	塩ノ平	いわき市田人町黒田字塩ノ平外	委託販売	福島県森林組合連合会	3,426
森林再生事業	仲平	田村郡小野町大字湯沢字仲平	委託販売	福島県森林組合連合会	3,096
			買受申請	郡山チップ工業株式会社	345
森林再生事業	川向	伊達市霊山町石田字川	委託販売	有限会社福島原木センター	2,017
			買受申請	吾妻造林有限会社	583

以上の売払契約について関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、売払契約に係る事務に問題は検出されなかった。

4 受託業務に係る事務について

令和3年度において当公社が外部から受託している事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名称	委託者	事業の目的	事業費
分収林施業転換推進事業	福島県非皆伐施業推進協議会	林業公社等が管理している分収林について、分収比率の見直し等により収益性の向上を図るとともに、契約満了後の伐採・更新を円滑に進めていくため、更新費用の軽減に資する針広混交林化への誘導を進め、森林の公益的機能の維持・向上を図る。	6,440

以上の受託事業について関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、受託事業に係る事務に問題は検出されなかった。

5 補助金に係る事務について

県は以下の補助金交付要綱に従い、当公社で実施する一般造林事業及びふくしま森林再生事業並びに政策金融公庫からの借入金償還及びその支払利息に対して補助金を交付することとしている。

【造林補助金】

林業関係事業補助金等交付要綱				
別表 1				
事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率
森林環境保全整備事業	2 1 以外の事業について、都道府県が事業を行うのに要する経費並びに都道府県が事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費	森林環境保全直接支援事業	1 事業費（事務雑費、工事雑費及び都道府県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。この事業において以下同じ。）の 3/10 ただし、沖縄県については、事業費の 2/3 2 指導監督費について 指導監督費の 3/10 以内 ただし、沖縄県については指導監督費の 2/3 以内	1 事業費の 4/10 ただし、森林所有者等による整備が進み 難い森林等における 分収方式による森林 施業及びこれらに必 要な路網の整備につ いては事業費の 5/10、沖縄県につ いては事業費の 2/3
【ふくしま森林再生事業補助金】				
ふくしま森林再生事業補助金交付要綱				
別表 1				
1 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）」に基づく汚染状況重点調査地域及びそれに指定された地域並びに除染特別地域（帰還困難区域及び居住制限区域を除く。）に指定された市町村及	1 放射性物質対策	（1）事業に係る事前調査等 ア 森林概況調査 イ 森林詳細調査 ウ 計画作成・森林所有者の同意取得等 （ア）全体計画及び年度別事業実績計画の作成 （イ）森林所有者等への説明、同意取り付け等 エ 事業実施に伴う管理業務等	事業対象区域	補助率
			汚染状況重点調査地域及びそれに指定された地域並びに除染特別地域（帰還困難区域及び居住制限区域を除く。）に指定された市町村及び指定されていた市町村	10/10 以内

び指定されていた市町村 2 森林整備法人 (分収林特別措置法 (昭和33年4月15日法律第57号) 第9条)	(2) 伐採に伴い発生する副産物等の減容化等放射性物質への対処方策の実施 ア 枝葉等の処理 イ 放射性物質への対処方策	汚染状況重点調査地域及びそれに指定された地域並びに除染特別地域(帰還困難区域及び居住制限区域を除く。)に指定された市町村及び指定されていた市町村	
	2 森林整備等 (1) 森林整備 (2) 路網整備		市町村 4/10 森林整備法人 5/10

【支払利息補助金】

福島県林業基盤整備資金利子助成事業補助金交付要綱

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、森林整備活性化資金を受ける場合、次の一号又は二号の区分に応じ、当該一号又は二号に定める利率以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中、補助事業者に対して交付する。

一 森林整備合理化計画の対象森林面積がおおむね500ヘクタール以上で、補助事業者が森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金(造林)等の借入残高について利子を支払った場合に、年0.8パーセント(ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率が年0.8パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率)

二 森林経営計画の認定を受けた補助事業者が、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金(造林)等の借入残高について利子を支払った場合に、年0.4パーセント(ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金(造林)等の貸付け利率が年0.4パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率)

2 森林整備活性化資金の特例を受ける場合(森林整備合理化計画の対象森林面積がおおむね1,000ヘクタール以上)にあつては、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金(造林)等の借入残高について利子を支払った場合に、年1.3パーセント(ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率が年1.3パーセントを下回る場合は、当該林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率)以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中、補助事業者に対して交付する。

3 森林整備活性化資金の特例を受ける場合(森林整備合理化計画の対象森林面積がおおむね2,000ヘクタール以上であつて、かつ、分収林契約適正化事業実施要領(平成25年5月16日付け25林整第337号林野庁長官通知)の第3の1に規定する非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林において森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合)にあつては、森林整備活性化資金と併せて貸し付けられる林業基盤整備資金(造林)等の借入残高について利子を支払った場合に、年1.6パーセント(ただし、利子助成の対象となる林業基盤整備資金(造林)等の貸付けの利率が年1.6パーセントを下回る場合

は、当該林業基盤整備資金（造林）等の貸付けの利率）以上の割合で計算した額に相当する利子助成補助金を森林整備活性化資金の約定償還期間中、補助事業者に対して交付する。

4 第1項から第3項において、林業基盤整備資金（造林）等の償還期限（据置期間）が森林整備活性化資金の償還期限（据置期間）より長い場合は、森林整備活性化資金と同様の償還条件で償還がなされるものとし、かつ、利子助成の対象とする当該資金の借入残高は森林整備活性化資金の借入残高の2.5倍（第2項の森林整備活性化資金の特例を受ける場合にあっては、当該森林整備活性化資金の借入残高と同額、第3項の森林整備活性化資金の特例の適用を受ける場合にあっては、当該森林整備活性化資金の借入残高の3分の2倍）を限度として利子助成補助金を算出するものとする。

ふくしま緑の森づくり公社事業資金公庫償還補助金交付要綱
別表

補助対象経費	補助額
1 日本政策金融公庫からの借入金元金の償還に要する経費 （公庫償還元金）	知事が定める額
2 日本政策金融公庫からの借入金にかかる利息の支払に要する経費 （公庫支払利息）	

当公社が過去5年間で受領した補助金の決算額の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林資産形成補助金	201,577	238,861	243,488	238,901	226,478
造林補助金	69,183	163,088	161,312	173,554	135,839
森林整備加速化・林業再生交付金事業補助金	54,971	—	—	—	—
ふくしま森林再生事業補助金	77,421	75,773	82,176	65,346	90,639
支払利息補助金	21,053	20,802	20,511	19,738	18,974
公庫償還補助金	665,628	678,419	646,754	659,459	666,509
合計	888,259	938,083	910,754	918,099	911,963

上記補助金について、関係書類の閲覧及び担当者へのヒアリング等を行った結果、補助金に係る事務に問題は検出されなかった。

第3 財務等について

1 経理規程等概要

当公社では、公益社団法人緑の森づくり公社会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）に基づいた会計処理を行い、計算書類等を作成している。財務等に関する会計処理規程の主な内容は以下のとおりである。

以下、会計処理規程より一部抜粋

（会計処理の原則）

第2条 公社の会計処理に関しては、法令及び定款で定めるもののほか、林業公社会計基準（森林公社会計基準策定委員会 平成23年3月17日制定）及びこの規程の定めにより処理しなければならない。

2 会計処理は、この規程に定めがないものは、一般公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しなければならない。

（森林資産の計上基準）

第32条 森林資産は、固定資産に属するものとする。その貸借対照表価額は、每期森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得原価とし、その取得原価を基礎に計上しなければならない。

2 森林資産は、その森林資産の主伐が決定したとき、販売用森林資産として流動資産に属するものとする。販売用森林資産は、期末における時価が取得原価よりも下落している場合には、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。この場合において、取得原価と時価の差額は当期の経常外費用として処理する。

（森林資産の減損処理）

第33条 森林資産の減損とは、森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した事象をいう。

こうした事象が生じた場合、それぞれ次に掲げる減損処理を行わなければならない。

（1）森林資産の有する多面的な公益的機能としての「サービス提供能力」が著しく低下し将来にわたりその回復が見込めないときは、その取得原価をサービス提供能力低下の状況に応じて合理的に算定された価額まで減額する。

（2）森林資産は、主伐が決定したとき販売用資産となることから、その主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産にあつては、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得原価を正味売却価額まで減額する。

2 減損処理に伴う減損額は、当期の減損損失として、一般正味財産増減の部の経常外費用に計上する。ただし、当該減損額に重要性が乏しいと認められる場合にはこの限り

でない。

3 減損処理を行った森林資産の貸借対照表における表示は、原則として、取得原価から減損損失累計額を控除する形式で表示する。

(森林資産情報の注記)

第 34 条 森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、その投資額の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。したがって、森林資産に関して現時点における回収能力見込額等の情報を事業運営の重要な情報として注記するものとする。なお、注記事項には、森林資産の有する公益的機能である「サービス提供能力」の評価を利害関係者への有用な情報として提供するものとする。

(1) 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額

(2) 森林資産とその公益的機能評価額

(3) 経営改善策等の情報

第 2 条に関して当公社では会計処理規程に定めがない場合には、公林業公社会計基準に準じた会計処理を行っている。

また、第 32 条及び第 33 条に関して、林業公社会計基準注解には森林資産の取得原価及び減損に関して以下の記載がある。

以下、林業公社会計基準注解より一部抜粋

(注 21) 支払利息等の原価算入について

公社においては、主に借入資金により事業活動が行われることから、借入利息等について、それぞれの資金調達と事業資産取得との関連性が認められた場合は、当該事業資産が生み出す収益に合理的に対応させるものとして、一定の範囲内で原価要素の一つとして扱うことができるものとする。

また、事業活動により発生した特定の販売活動に係る費用及び不可避免的に発生する管理費用等において、それが事業活動により獲得される収益との関連性が明らかである場合も、同様である。

(注 22) 森林資産の取得原価に係る会計処理について

1 森林資産の取得原価の算定に係る「森林整備に要した費用」には、森林整備に係る直接的な事業費のほか当該事業に係る借入金の支払利息及び当該事業に配賦される管理費が含まれる。また、「収入」には、森林整備に係る直接的な収入のほか合理的に配分された受取利息等の付帯収入が含まれる。

(注 24) 森林資産（固定資産）の減損処理について

2 「将来の経済的便益の著しく下落」に係る減損処理

森林資産は、主伐により木材販売収入を得られる経済的便益がある。

森林資産は、主伐までの期間が超長期であることから、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産を対象として将来の経済的便益を検証するものとする。

この場合、将来の立木販売収入を基礎とした正味売却価額が著しく下落している場合には、減損を認識するものとする。

「主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産」とは、公社が森林法に基づき定めた森林施業計画などにおいて主伐時期が明確になった時点を減損の認識を行う適切な時期と捉え、森林施業計画などにおいて主伐計画が位置付けられた森林資産をその対象資産とする。

「正味売却価額」の算定は、現在の丸太市場価格を基に将来の立木販売収入を算定し、その販売収益（立木販売収入から販売経費を控除した額）から、今後の森林資産に加算される実事業費及び分収交付金を控除した額とする。

正味売却価額の著しい下落とは、時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合をいう。

「回復の見込み」とは、丸太市場価格の動向など外部的要因のほか、森林整備に係る国や地方公共団体の新たな支援策等や公社の自らの経営努力などによって、その回復が森林施業計画等の期間内に明らかに見込まれる場合をいう。ただし、回復可能性は、毎期見直すことが必要であり、回復が進まないことが判明したときには、その期末において減損処理の可否を検討しなければならない。

減損損失を認識する場合の森林資産の単位は、原則として、分収林契約の単位又は森林施業における事業地（施業管理を単位とする団地など）の単位とする。

なお、減損処理に当たって主伐の時期が同一の資産にあつては、同一の資産グループとして取扱うことができる。

公益社団法人緑の森づくり公社規程第 32 条には森林資産は、その森林資産の主伐が決定したとき、販売用森林資産として流動資産に属するものとする旨の記載があり、当公社では令和 4 年 2 月の理事会で令和 5 年 3 月期の事業計画に関して福島市ほかで事業量 84ha、収入 7,580 千円の主伐を決定したものの、下記、固定資産から流動資産へ振替える「事業計画及び予算において当該森林資産の主伐が決定した事業年度」とは、具体的にいつの事業年度かという質問に関する林業公社会計基準に係る Q&A により、当該森林資産を令和 4 年 3 月期の貸借対照表においては流動資産に属するものとはしていないが、令和 5 年 3 月期の期首（令和 4 年 4 月 1 日）に流動資産に振替える予定である。

以下、林業公社会計基準に係る Q&A より一部抜粋

「事業計画及び予算」とは、単年度の収支予算に限定するものでなく、「主伐」を事業

計画及び予算において決定することであって、当該立木の伐採は単年度でなく複数年度にわたって行われる場合もある。

したがって、当該主伐資産は、次のような会計処理が考えられる。

当該事業計画及び予算の事業年度の期首において、流動資産に振替える。

当該年度に販売された資産の帳簿価額と販売価額との差額は、森林販売事業の事業損益として計上される

翌年度以降に販売される資産は、期末において時価評価を行う。

(1) 監査手続

会計処理等が適正に行われているか検証するために、以下の監査手続を実施した。

- ア 定款その他の各種規程を閲覧
- イ 会計帳簿、決算書及びその根拠資料の閲覧
- ウ 当公社の担当者に対するヒアリング

(2) 監査結果

ア 森林資産の回収能力見込額の計算方法について【意見】

当公社では会計処理規程第 34 条に基づいて、決算書の 6 財務諸表に対する注記 5 資産の評価に関する事項 (3) 森林資産情報に関する事項 ①森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額において、標準伐期齢以上の森林資産の回収能力見込額を 15,795 百万円と記載している。当該金額の算定根拠資料を確認したところ、計算過程において林齢の面積に林分材積表を参照した数値を乗じて材積を算定するが、林分材積表の数値を参照するときに、アカマツの林齢 80 年の数値を参照するべきところを林齢 75 年の数値を参照する、分収育林のアカマツの浜通りの数値を参照すべきところを中通りの数値を参照するといった誤りが散見された。

回収能力見込額は事業運営の重要な情報となるため、正確な計算を心掛けるべきである。

イ 主伐の実施時期の決定について【意見】

当公社では、森林経営計画制度に基づき、令和 4 年度から令和 4 年 3 月 29 日付けで福島県知事の認定を受けた森林経営計画（認定番号 3-1、計画期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）により保育施業を実施している。森林経営計画制度においては計画書の主な記載事項として伐採（主伐・間伐）、造林及び保育の実施計画が含まれるが、当該計画書には主伐の計画に関しては令和 5 年 3 月期の記載しかない。当公社造林地の平均年齢は約 40 年生となったところであり、令和 5 年 3 月期から主伐が開始されれば、主伐収入は段階的に増加することが見込まれる。経営目標を明確にし、どれだけの補助金が必要になるのかを示すため

には翌年の主伐の実施時期を明確にするだけでは十分ではない。

また、会計処理規程第 33 条に記載されているとおり、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産は、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得原価を正味売却価額まで減額する必要がある。林業公社会計基準注解（注 24）には、「主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産」とは、公社が森林法に基づき定めた森林施業計画などにおいて主伐時期が明確になった時点を減損の認識を行うに適切な時期と捉える旨の記載があり、また、正味売却価額の著しい下落とは、時価が帳簿価額から概ね 50%を超えて下落している場合をいう旨が記載されている。森林経営計画において翌年に主伐するものを決定するだけでは、主伐の 1 年前まで減損処理を行うことができない。

今後本格的に主伐が始まるまでに森林経営計画制度における森林経営計画の 1 期と同様に少なくとも 5 年程度先の主伐の実施時期を明確にすることができるように当公社の体制を整備するべきであると考えている。

ウ 賞与引当金の未計上について【指摘】

当公社では福島県と同様の規程に基づいて期末手当及び勤勉手当が支給されている。福島県の給与に関する条例には以下の記載がある。

以下、福島県条例第九号 職員の給与に関する条例より一部抜粋

（期末手当）

第十七条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

（勤勉手当）

第十七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人

事委員会規則で定める日に支給する。

期末手当、勤勉手当いずれも6月1日及び12月1日を基準日として対象期間は基準日以前6か月であり、翌事業年度に支払われる賞与のうち当年度に帰属する部分の賞与の金額を合理的に見積もることができる。「企業会計原則注解 18」に基づき、令和4年6月に支払われた期末手当及び勤勉手当のうち当年度に帰属する期間分を費用とし、同額賞与引当金として負債に計上する必要がある。

エ 固定資産の減価償却の方法に関する注記について【指摘】

決算書の6 財務諸表に対する注記 1 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却方法に、固定資産の耐用年数に関して車両運搬具6年、什器備品5年～6年、ソフトウェア5年～6年と記載しているが、実際にはそれぞれ車両運搬具4年～6年、什器備品4年～6年、ソフトウェア5年で会計処理している。固定資産台帳との整合性を確認する等により誤りがないように注意すべきである。

3 資産等の管理について

(1) 管理規定等

当会社では会計処理規程等に基づいた資産等の管理を行っている。資産等の管理に関する会計処理規程の主な内容は以下のとおりである。

以下、会計処理規程より一部抜粋

(固定資産の管理)

第20条 固定資産については、固定資産台帳を設け、資産の種類、取得価額、減価償却等の所要事項を記録し、管理の万全を期するものとする。

(金銭等の保管)

第71条 現金、預金証書、有価証券、小切手帳、手形用紙、銀行使用印、その他金銭に類する重要物件については、経理責任者の責任において管理し、所定の金庫に保管するとともに、必要に応じて金融機関等に保護預りをしなければならない、ただし、小口払現金については、経理責任者の監督の下に経理事務担当者に保管させることができる。

(金銭残高の照合)

第72条 元気は、毎日の出納閉鎖後現金出納帳の残高と手許存高を照合し、預金は、定期に預金出納帳の残高と残高証明書の金額を照合するものとする。

(2) 監査手続

合規制の観点から現金管理、備品管理、固定資産管理について関連する規程等を閲覧し、規程に則った管理を実施しているかについて当公社の担当者からのヒアリング及び現場視察により検証した。

(3) 監査結果

ア 現金預金の管理について

普通預金及び定期預金について、令和4年3月31日の残高について、残高内訳の各残高と残高証明書との突合を行った結果、一致しており、問題となる事項は認められなかった。また、現金に関しては小口現金使用伺いにより入出金及び残高を管理しており、令和4年3月31日の残高について、小口現金使用伺いの残高と一致していることを確認した。

イ 固定資産管理（森林資産を除く）について

固定資産の実在性、使用管理状況を確認するため、現地調査当日確認可能なものの現物実査を行った。結果は以下のとおりである。

車両及び運搬具

No.	資産コード	資産名	取得日	取得価額 (円)	結果
1	050011	Xトレイル 301 た 9863	平成 26. 12	2, 149, 460	注 1
2	050014	スバル フォレスター 301 て 9544	平成 29. 06	1, 846, 300	注 1
3	050016	日産 ノート 502 と 9027	令和元. 06	1, 619, 200	注 1

器具及び備品

No.	資産コード	資産名	取得日	取得価額 (円)	結果
4	060004	パソコン	平成 15. 01	352, 264	注 1
5	060007	パソコン HP EliteDesk800 G4	令和 2. 11	440, 000	注 1

注 1： 以下のエ「固定資産の管理について」【意見】参照

エ 固定資産の管理について【意見】

固定資産の現物実査を行ったところ、現物実査を実施したすべての固定資産に関して資産コード等の記載事項が印字されたシールが貼られておらず、固定資産台帳と現物の対応関係が明確ではないものがあった。特にパソコンは個人情報等を含めた機密情報が含まれている場合もあるためその管理は慎重に行う必要がある。固定資産に資産コード等を印字したシールを貼る等により、固定資産台帳と現物の対応関係を明確にして固定資産管理を行うことを要望する。

オ 森林資産の管理について

森林資産の実在性及び管理状況を確認するため、下記の森林を視察した。

団地名：真弓山

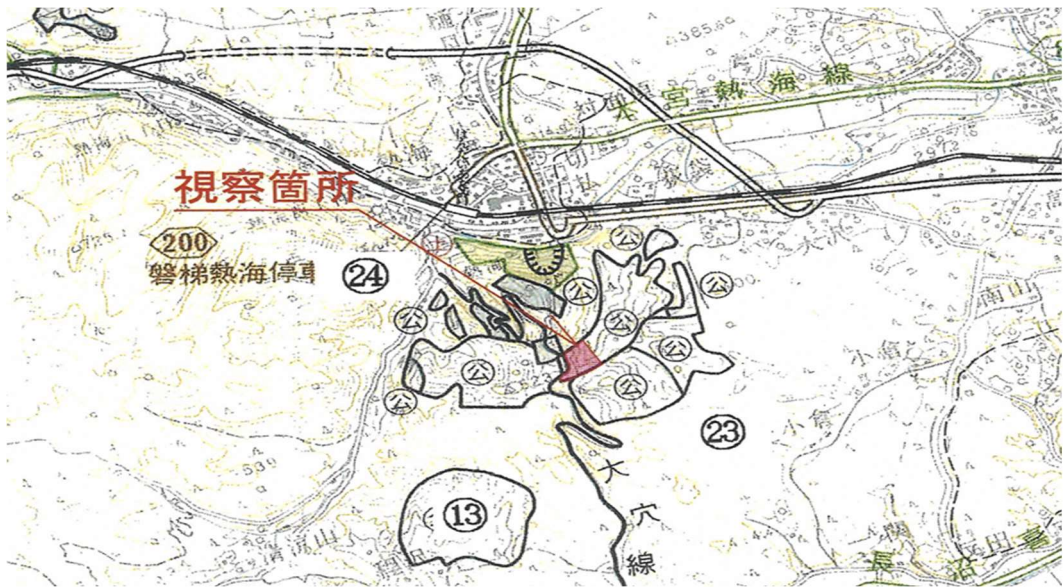
契約地番：郡山市熱海町安子島字真弓山 5－50

植栽年度：昭和 53 年度、林齢：45 年生

契 約 者： 安積疏水土地改良区

最近の施業履歴：令和 3 年度に間伐 2.63ha、令和 4 年度に間伐 3.63ha 予定

位置図：下図参照



作業道の入口には公社造林である旨の看板があり、令和 3 年度に間伐した箇所と令和 4 年度に間伐予定の箇所を視察した。現地の写真は以下写真 1 から写真 4 のとおりである。なお、当該視察箇所の令和 3 年度の間伐に関して、貸借対照表に計上されている森林資産の内訳が把握できる分収造林管理台帳に、下図のとおり令和 3 年度に郡山市の福島森林再生事業として契約番号 18-62、18-34、面積計 2.63ha、請負事業費計 4,918 千円、作業道の延長計 360m の記載があり、貸借対照表に計上されている森林資産の内訳に含まれていることを確認した。

分収造林管理台帳より一部抜粋

契約別	実施年度	市町 番号	市町 村名	契約 番号	事業 所名	事業種	植栽 年度	林小班	樹種 当初	面積(ha)	延長(m)	着手	完成	請負事業費 (円)
分収造林	令和03	18	郡山	18-62	本社	ふくしま森林再生	58	7-い	スギ	1.48	200.00	R3.8.2	R4.2.28	2,204,187
分収造林	令和03	18	郡山	18-34	本社	ふくしま森林再生	53	5-い	スギ	0.68	92.00	R3.8.2	R4.2.28	1,223,538
分収造林	令和03	18	郡山	18-34	本社	ふくしま森林再生	53	5-ろ	アカマツ	0.47	68.00	R3.8.2	R4.2.28	1,490,375
計							2.63			360.00				4,918,100

写真 1 看板



写真2 令和3年度に間伐した森林



写真3 令和4年度に間伐予定の森林

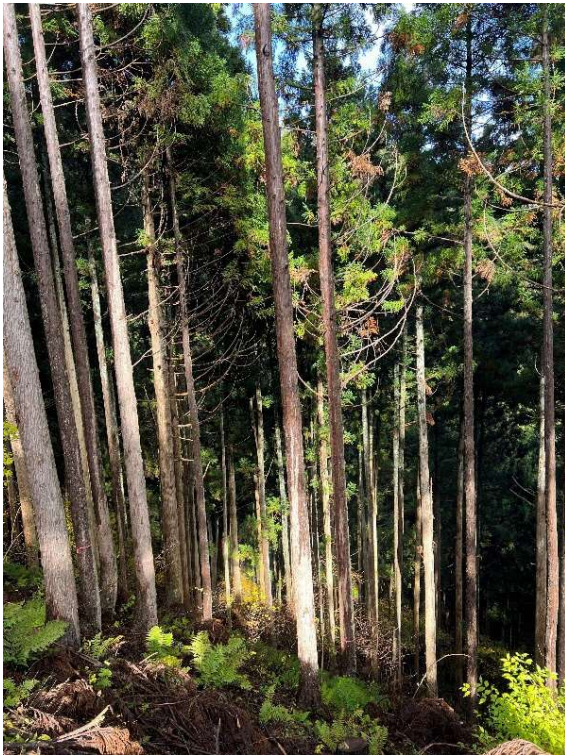


写真4 作業道



カ 森林資産の管理について【意見】

当公社では令和4年3月末時点で分収造林地契約 17,787.61ha、分収育林地契約 50.12ha であり、広大な面積の森林を管理している。そして、その契約地の森林資産の貸借対照表計上額は 66,522 百万円である。令和4年3月末の総資産は 67,144 百万円であり、森林資産の金額的重要性は高く、一定期間で網羅的にその現地調査をするべきと考えられる。当公社の担当者からのヒアリングによると定期的に契約地の森林の現地調査を実施しているが、契約地が広大であるため、森林資産の近隣の森林組合等に現場視察を依頼するなどにより結果として10年ほどですべての森林資産の現地調査等を実施しているとのことである。森林組合等に依頼して森林資産の現地調査を行っているのであれば、報告を受けた時点でその森林資産の場所、日時、状況等に関する事項を文書等で残し、当公社が検証可能な状態で記録に残すべきである。

当該意見に対する当公社は、「森林資産の現地調査等の記録・報告を受けた時点で文書等の記録に残すべきとの監査人意見については、現地調査や報告があった都度ではないものの、毎年、変更のあった状況については契約地の一覧表や施業図を修正しており、それによって資源管理は適正に行っていると考えている」とのことである。公社で把握している森林資産の状況と実際の森林資産が整合していることを網羅的に確認するため、変更がなかった箇所に関しても実際の森林資産を確認した旨を文書等で保存することが必要であると考え。また、現地調査方法に関して、当公社は広大な面積の森林を管理しており、担当者等が実際に現地へ行って確認するには限界があることから、効率的な調査のためにドローンの活用等も検討に値すると考える。

VI 公益財団法人福島県文化振興財団

第1 概要

1 設立・沿革等

公益財団法人福島県文化振興財団（以下「当財団」という。）は、昭和 45 年 9 月に開館した福島県文化センターを管理運営するため、同年「財団法人福島県文化センター」として設立された。以来、とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）及び福島県文化財センター白河館の指定管理者として、両施設の管理運営を行っている。平成 26 年に公益認定を受け、公益財団法人として活動している。文化センターの運営のほか、芸術文化に関する各種事業の実施、古文書や出土遺物などの文化財の収蔵保管、調査研究、公開活用等を行うとともに、埋蔵文化財の発掘調査や、文化活動に対する助成、顕彰などの事業にも取り組んでいる。

【財団概要】

設立	昭和 45 年 8 月（設立者：福島県）
基本財産	6,800 万円
理事長	鈴木淳一
所在地	福島県福島市春日町 5-54 とうほう・みんなの文化センター内
関連施設	福島県文化センター （福島県文化会館・福島県歴史資料館） 福島県文化財センター白河館

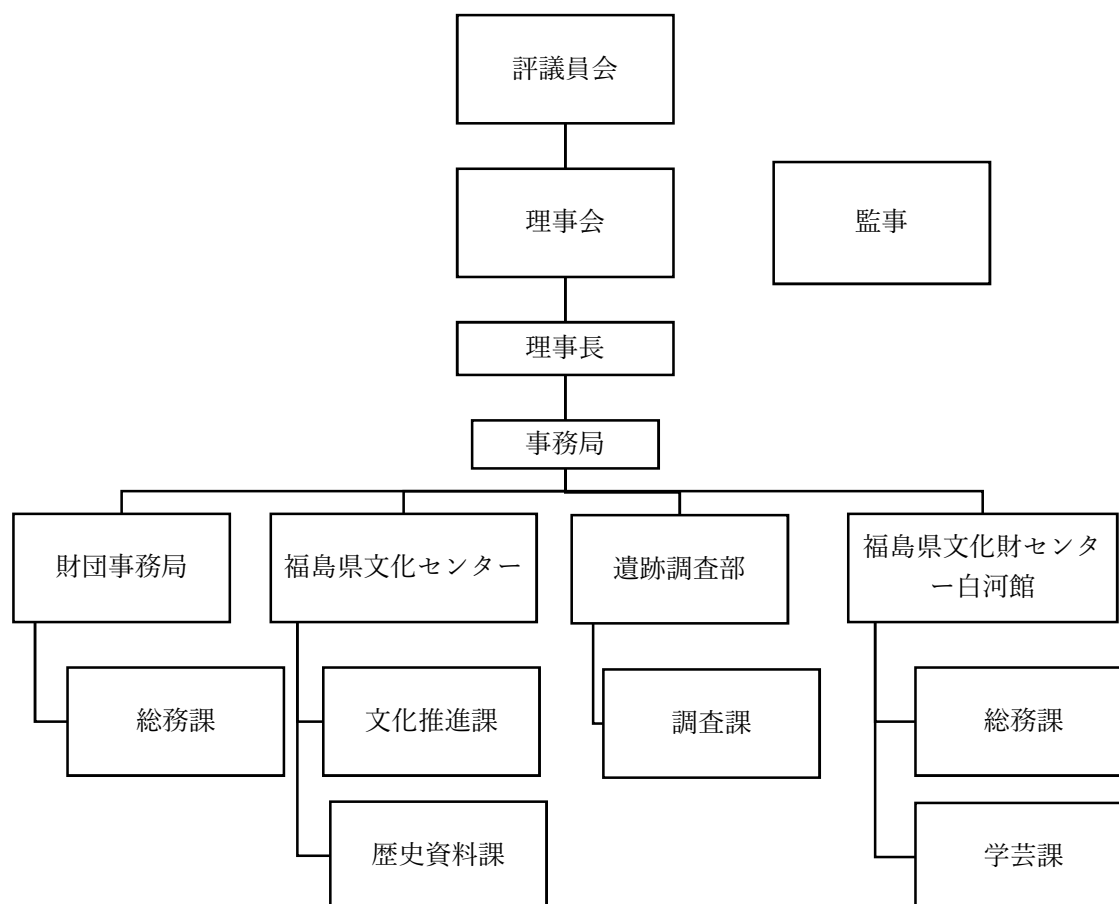
【沿革】

昭和 45 年 8 月	「財団法人福島県文化センター」として発足
同年 9 月	福島県文化センター（福島県文化会館・福島県歴史資料館・福島県美術博物館）の開館
昭和 52 年	遺跡調査課の新設
昭和 59 年	福島県立美術博物館の閉館
平成 13 年 4 月	組織体制を改編し、名称を「財団法人福島県文化振興事業団」に変更
同年 7 月	福島県文化財センター白河館（愛称まほろん）の開館
平成 24 年 10 月	財団法人福島県文化振興基金と合併し、名称を「財団法人福島県文化振興財団」に変更。文化活動に対する助成・顕彰事業の開始。
平成 26 年 4 月	公益認定を受け、名称を「公益財団法人福島県文化振興財団」に変更

2 組織機構

(1) 組織図

令和 4 年 3 月末現在の当財団の組織図は次の図のとおりである。



(2) 役員構成

令和3年6月末日の当財団の役員は以下のとおりである。

役職名	氏名	団体の役職等
代表理事 (理事長)	大沼博文	福島県文化センター館長
副理事長	菊池徹夫	福島県文化財センター白河館長 早稲田大学名誉教授
専務理事	熊田孝	事務局長
理事	小野利廣	福島県南土建工業株式会社代表取締役 白河地区経営者協会会長 一般社団法人福島県建設産業団体連合会会長
	佐藤隆広	福島県企画調整部文化スポーツ局次長
	新城猪之吉	末廣酒造株式会社代表取締役 一般財団法人会津若松観光ビューロー理事長
	助川浩一	福島県教育庁参事
	須佐由起子	元福島県教育委員会委員長 一般財団法人脳神経疾患研究所理事
	高城俊春	元福島県教育委員会教育長 福島県芸術文化団体連合会会長
	高萩阿都志	株式会社タイヘイドライバーズスクール代表取

役職名	氏名	団体の役職等
		締役社長 いわき中央地区交通安全事業主会会長 いわき経営者協会会長
	田村奈保子	国立大学法人福島大学行政政策学類教授
	山口哲子	宇都宮文星短期大学名誉教授 特定非営利活動法人福島・伊達精神障害福祉会 理事
監事	大出隆秀	公認会計士
	芳賀裕	司法書士

また、令和3年6月末日の当財団の評議員は以下のとおりである。

氏名	団体の役職等
五十嵐乃里枝	一般社団法人会津自然エネルギー機構代表理事
小笠原敦子	福島県企画調整部文化スポーツ局長
懸田弘訓	元福島県文化財保護審議会委員
小松信之	福島県市長会常務理事兼事務局長
齋藤美保子	郡山女子大学短期大学部副学長
澤田 修	劇団風の子東北代表
新妻香織	NPO 法人フー太郎の森基金理事長
馬目順一	いわき市教育委員会教育長職務代理者
安田清敏	福島県町村会常務理事兼事務局長

ア 重要な取引等について理事会で決定の可否の検討【意見】

当財団が準拠しなければならない一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項は、重要な財産の処分及び譲受け（1号）、多額の借財（2号）等を例示とする重要な業務執行の決定を理事会から理事に委任することができない、と定めている。

この条項の趣旨は、重要な業務執行については理事の専決とはせず、合議体をもって慎重な検討を促すという点である。当財団は、定期的に理事会を開催（書面での開催も含む）し、「事業計画」や「補正予算」「決算」の承認、代表理事の選任等を行っているものの、個々の具体的な取引の決定については理事会での決定をしていない。また、決裁権限規程には、理事長以下各役職が専決とすべき事項の定めはあるが、理事長のみでは決定できず理事会の決定に委ねなければならない事項までの定めはない。

第90条第4項の文言で「重要な業務執行」とはなにか、「重要な財産」「多額の借財」はどの範囲かといった解釈が問題となるため、当財団の規模と取引の金額、取引期間及び取引の特性等を踏まえ妥当な点を模索し、決裁権限規程に「理事会で決定しなければならない事項」として定めるべきである。例えば、長期で高額になるリース契約や業務委託契約などは理事会の決定を得るべきと考える。

(3) 職員構成

令和3年6月現在の当財団の職員構成は以下のとおりである。

雇用形態	人数
正規職員	48名
出向職員	3名
嘱託職員	13名
臨時職員	28名

(4) 事務分掌

当財団の各部署の主な事務分掌は以下のとおりである。

部署名	事務分掌
財団事務局 総務課	役員会に関すること
	人事及び服務に関すること
	収入及び支出、契約事務に関すること
	コンプライアンス及び危機管理に関すること
	予算及び決算に関すること
	その他いずれの課にも属しない事務に関すること
福島県文化センター 文化推進課	文化会館の利用及び利用促進に関すること
	文化情報の収集及び発信に関すること
	助成事業に関すること
	顕彰事業に関すること
	その他文化会館に関すること
福島県文化センター 歴史資料課	歴史資料の調査及び研究に関すること
	歴史資料の収集及び保存に関すること
	歴史資料の公開及び活用に関すること
	その他歴史資料館に関すること
遺跡調査部	埋蔵文化財の調査研究に関すること
	埋蔵文化財の調査報告書に関すること
	埋蔵文化財調査遺物・記録等の整理に関すること
	その他文化財等に関すること
福島県文化財センター白 河館 総務課	施設・設備の運用及び維持管理に関すること
	現金及び物品の出納保管に関すること
	物品の販売等に関すること
	その他白河館の管理運営に関すること
福島県文化財センター白 河館 学芸課	文化財の保管・展示に関すること
	文化財に関する講演会等に関すること
	文化財等を活用した体験学習に関すること
	その他文化財等の活用に関すること

3 実施事業体系等

当法人は、福島県の芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的として、以下の公益事業及びその他の事業を行う。

【公益事業】

- ・ 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術文化に関する事業
- ・ 文書、考古、民俗等の歴史資料の収集、研究、整理、保管及び展示等の事業
- ・ 埋蔵文化財の調査、研究、整理及び保存等の事業
- ・ 文化財保護の教育普及並びに文化財の展示、保管及び研修に関する事業
- ・ 文化活動に関する助成及び顕彰に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【その他の事業】

- ・ 公益目的事業以外の施設貸与に関する事業
- ・ 物品の販売等に関する事業
- ・ その他この法人の公益目的事業の推進に資する事業

令和3年度の実施事業及び内容

実施事業	内容等
芸術文化に関する主催公演の開催、文化施設の貸与、歴史資料の収蔵・展示を通じた文化振興事業（福島県文化センター）	・ 未来への文化発信事業 ・ 福島県文化会館管理運営事業
地域文化の振興を図るための助成及び顕彰事業	・ 助成事業 ・ 顕彰事業
公益目的事業以外の施設貸与に関する事業	・ 福島県文化会館の施設貸与
物品販売等に関する事業	・ 福島県文化会館関連事業
芸術文化に関する主催公演の開催、文化施設の貸与、歴史資料の収蔵・展示を通じた文化振興事業（福島県歴史資料館）	・ 福島県歴史資料館管理運営事業
遺跡発掘調査、出土文化財の劣化防止処理、文化財保護の教育普及を目的とした講演会や体験学習及び文化財の展示などの文化財保護事業（遺跡調査部）	・ 埋蔵文化財関係事業
遺跡発掘調査、出土文化財の劣化防止処理、文化財保護の教育普及を目的とした講演会や体験学習及び文化財の展示などの文化財保護事業（福島県文化財センター白河館）	・ 福島県文化財センター白河館関係事業
本県復興に資するための文化振興事業	被災ミュージアム再興事業
物品販売等に関する事業	福島県文化財センター白河館関連事業

4 決算の状況

当財団の貸借対照表、正味財産増減計算書及びそれらの内訳表は次のとおりである。

貸借対照表
令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	220,315,972	181,528,980	38,786,992
現金	315,752	305,713	10,039
普通預金	220,000,220	181,223,267	38,776,953
立替金	0	30,295	△ 30,295
未収金	2,311,781	19,383,737	△ 17,071,956
前払金	16,500	368,197	△ 351,697
販売物品	639,583	431,929	207,654
貯蔵品	1,252,862	1,137,693	115,169
繰延税金資産	1,784,642	1,616,670	167,972
流動資産合計	226,321,340	204,497,501	21,823,839
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産普通預金	68,000,000	0	68,000,000
基本財産定期預金	0	68,000,000	△ 68,000,000
基本財産合計	68,000,000	68,000,000	0
(2) 特定資産			
公益目的事業資産普通預金	85,586,731	0	85,586,731
公益目的事業資産定期預金	0	85,586,731	△ 85,586,731
文化振興基金有価証券	1,530,964,000	1,530,648,000	316,000
文化振興基金普通預金	32,083,335	0	32,083,335
文化振興基金定期預金	10,000,000	42,399,335	△ 32,399,335
退職給付引当普通預金	355,636,581	54,560,637	301,075,944
退職給付引当定期預金	0	311,946,033	△ 311,946,033
特定資産合計	2,014,270,647	2,025,140,736	△ 10,870,089
(3) その他固定資産			
什器備品	6,134,887	4,431,756	1,703,131
リース資産	17,684,040	26,526,060	△ 8,842,020
繰延税金資産	28,213,254	32,730,837	△ 4,517,583
その他固定資産合計	52,032,181	63,688,653	△ 11,656,472
固定資産合計	2,134,302,828	2,156,829,389	△ 22,526,561
資産合計	2,360,624,168	2,361,326,890	△ 702,722
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	206,178,092	172,018,744	34,159,348
前受金	127,900	69,380	58,520
未払法人税等	11,508,800	9,096,700	2,412,100
未払消費税	12,111,600	19,809,000	△ 7,697,400
預り金	7,507,102	6,982,401	524,701
賞与引当金	27,698,422	31,452,294	△ 3,753,872
リース債務	8,842,020	8,842,020	0
流動負債合計	273,973,936	248,270,539	25,703,397
2. 固定負債			
退職給付引当金	355,636,581	403,132,652	△ 47,496,071
長期リース債務	8,842,020	17,684,040	△ 8,842,020
固定負債合計	364,478,601	420,816,692	△ 56,338,091
負債合計	638,452,537	669,087,231	△ 30,634,694
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	68,000,000	68,000,000	0
その他の指定正味財産	1,573,047,335	1,573,047,335	0
指定正味財産合計	1,641,047,335	1,641,047,335	0
(うち基本財産への充当額)	(68,000,000)	(68,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(1,573,047,335)	(1,573,047,335)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	81,124,296	51,192,324	29,931,972
(441,223,312)	(441,223,312)	(452,093,401)	(△ 10,870,089)
正味財産合計	1,722,171,631	1,692,239,659	29,931,972
負債及び正味財産合計	2,360,624,168	2,361,326,890	△ 702,722

貸借対照表内訳表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	141,264,950	48,217,524	30,833,498	0	220,315,972
現金	203,952	111,800	0	0	315,752
普通預金	141,060,998	48,105,724	30,833,498	0	220,000,220
未収金	2,228,462	83,319	0	0	2,311,781
前払金	16,500	0	0	0	16,500
販売物品	0	639,583	0	0	639,583
貯蔵品	1,252,862	0	0	0	1,252,862
繰延税金資産	0	145,278	1,639,364	0	1,784,642
流動資産合計	144,762,774	49,085,704	32,472,862	0	226,321,340
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産普通預金	68,000,000	0	0	0	68,000,000
基本財産合計	68,000,000	0	0	0	68,000,000
(2) 特定資産					
公益目的事業資産普通預金	85,586,731	0	0	0	85,586,731
文化振興基金有価証券	1,530,964,000	0	0	0	1,530,964,000
文化振興基金普通預金	32,083,335	0	0	0	32,083,335
文化振興基金定期預金	10,000,000	0	0	0	10,000,000
退職給付引当普通預金	0	0	355,636,581	0	355,636,581
特定資産合計	1,658,634,066	0	355,636,581	0	2,014,270,647
(3) その他固定資産					
什器備品	5,806,116	0	328,771	0	6,134,887
リース資産	17,684,040	0	0	0	17,684,040
繰延税金資産	0	0	28,213,254	0	28,213,254
その他固定資産合計	23,490,156	0	28,542,025	0	52,032,181
固定資産合計	1,750,124,222	0	384,178,606	0	2,134,302,828
資産合計	1,894,886,996	49,085,704	416,651,468	0	2,360,624,168
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	205,423,577	72,585	681,930	0	206,178,092
前受金	127,900	0	0	0	127,900
未払法人税等	0	1,746,783	9,762,017	0	11,508,800
未払消費税	12,111,600	0	0	0	12,111,600
預り金	10,949	730,280	6,765,873	0	7,507,102
賞与引当金	25,225,316	0	2,473,106	0	27,698,422
リース債務	8,842,020	0	0	0	8,842,020
流動負債合計	251,741,362	2,549,648	19,682,926	0	273,973,936
2. 固定負債					
退職給付引当金	0	0	355,636,581	0	355,636,581
長期リース債務	8,842,020	0	0	0	8,842,020
固定負債合計	8,842,020	0	355,636,581	0	364,478,601
負債合計	260,583,382	2,549,648	375,319,507	0	638,452,537
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
基本財産	68,000,000	0	0	0	68,000,000
その他の指定正味財産	1,573,047,335	0	0	0	1,573,047,335
指定正味財産合計	1,641,047,335	0	0	0	1,641,047,335
(うち基本財産への充当額)	(68,000,000)	(0)	(0)	(0)	(68,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(1,573,047,335)	(0)	(0)	(0)	(1,573,047,335)
2. 一般正味財産	△ 6,743,721	46,536,056	41,331,961	0	81,124,296
(うち特定資産への充当額)	(85,586,731)	(0)	(355,636,581)	0	(441,223,312)
正味財産合計	1,634,303,614	46,536,056	41,331,961	0	1,722,171,631
負債及び正味財産合計	1,894,886,996	49,085,704	416,651,468	0	2,360,624,168

正味財産増減計算書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,826	5,825	△ 1,999
基本財産受取利息	3,826	5,825	△ 1,999
特定資産運用益	10,715,538	12,107,626	△ 1,392,088
特定資産受取利息	10,715,538	12,107,626	△ 1,392,088
事業収入	1,239,218,381	1,201,331,348	37,887,033
受託事業収入	1,202,026,679	1,183,105,337	18,921,342
利用料金収入	33,695,671	13,691,852	20,003,819
物品販売収入	1,311,331	1,005,402	305,929
入場券販売収入	100,200	2,358,500	△ 2,258,300
その他の収入	2,084,500	1,170,257	914,243
受取補助金等	15,506,000	24,952,000	△ 9,446,000
受取国庫補助金	1,866,000	744,000	1,122,000
受取地方公共団体補助金	13,640,000	24,008,000	△ 10,368,000
受取地方公共団体助成金	0	200,000	△ 200,000
受取負担金	7,117,000	8,290,264	△ 1,173,264
受取負担金	7,117,000	8,290,264	△ 1,173,264
受取寄付金	1,100,000	30,000	1,070,000
受取寄付金	1,100,000	30,000	1,070,000
雑収入	322,140	944,004	△ 621,864
雑収入	322,140	944,004	△ 621,864
経常収益計	1,273,982,885	1,247,661,067	26,321,818
(2) 経常費用			
事業費	1,187,288,468	1,168,417,590	18,870,878
役員報酬	8,280,000	9,047,000	△ 767,000
給料手当	328,642,577	348,149,550	△ 19,506,973
臨時雇賃金	108,135,223	112,338,968	△ 4,203,745
賞与引当金繰入額	25,225,316	28,863,884	△ 3,638,568
退職給付費用	31,666,467	21,977,537	9,688,930
福利厚生費	71,238,482	72,164,732	△ 926,250
旅費交通費	8,657,630	9,596,255	△ 938,625
通信運搬費	5,338,964	4,802,396	536,568
消耗品費	20,733,102	20,361,276	371,826
修繕費	14,600,671	8,768,529	5,832,142
印刷製本費	30,217,460	9,218,759	20,998,701
燃料費	1,381,630	1,144,694	236,936
光熱水料費	51,632,560	41,375,985	10,256,575
賃借料	18,098,974	14,434,109	3,664,865
委託費	345,503,982	346,754,230	△ 1,250,248
保険料	330,290	453,810	△ 123,520
諸謝金	2,571,010	2,209,000	362,010
租税公課	64,295,935	63,071,287	1,224,648
支払負担金	25,445,811	23,492,305	1,953,506
支払助成金	9,313,000	14,726,000	△ 5,413,000
支払賞賜金	300,000	500,000	△ 200,000
販売物購入費	984,229	729,742	254,487
会議費	324,400	208,378	116,024
手数料	3,088,402	2,187,106	901,296
広告宣伝費	522,288	1,180,740	△ 658,452
交際費	209,258	139,180	70,078
減価償却費	10,590,807	10,522,138	68,669
管理費	40,904,034	37,710,623	3,193,411
役員報酬	6,680,000	7,483,000	△ 803,000
給料手当	16,079,632	14,052,699	2,026,933
臨時雇賃金	0	675,840	△ 675,840
賞与引当金繰入額	2,473,106	2,588,410	△ 115,304
退職給付費用	4,186,203	1,435,752	2,750,451
福利厚生費	4,092,826	4,897,928	△ 805,102
会議費	138,024	154,829	△ 16,805
旅費交通費	248,440	396,390	△ 147,950
通信運搬費	441,938	364,800	77,138
消耗品費	612,296	797,033	△ 184,737
光熱水料費	377,336	282,879	94,457
賃借料	664,990	369,693	295,297
委託費	657,602	88,000	569,602
租税公課	3,429,623	3,313,313	116,310
支払負担金	200,990	108,200	92,790
手数料	1,970	1,750	220
広告宣伝費	0	55,968	△ 55,968
交際費	2,160	15,990	△ 13,830
減価償却費	616,895	628,149	△ 11,254
経常費用計	1,228,192,502	1,206,126,213	22,066,289
評価損益等調整前当期経常増減額	45,790,383	41,534,854	4,255,529
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	45,790,383	41,534,854	4,255,529
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	45,790,383	41,534,854	4,255,529
法人税、住民税及び事業税	11,508,800	9,096,700	2,412,100
法人税等調整額	4,349,611	5,099,536	△ 749,925
当期一般正味財産増減額	29,931,972	27,338,618	2,593,354
一般正味財産期首残高	51,192,324	23,855,706	27,336,618
一般正味財産期末残高	81,124,296	51,192,324	29,931,972
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,641,047,335	1,641,047,335	0
指定正味財産期末残高	1,641,047,335	1,641,047,335	0
III 正味財産期末残高	1,722,171,831	1,692,239,659	29,931,972

正味財産増減計算書内訳表
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(續前)

科 目	公益目的事業会計					収益事業会計					法人会計	内部取引等調整	合 計
	第1	第2	第3	第4	計	第1	第2	計	合 計				
1 一般行政財産増減の部													
1. 経費増減の部													
(1) 経費収益													
基本財産運用利益	3,829	0	0	0	0	3,829	0	0	0	0	0	0	3,829
基本財産受取利息	3,829	0	0	0	0	3,829	0	0	0	0	0	0	3,829
特定資産運用利益	34,869	0	10,680,686	0	0	10,715,528	0	0	0	0	0	0	10,715,528
特定資産受取利息	34,869	0	10,680,686	0	0	10,715,528	0	0	0	0	0	0	10,715,528
雑収益	147,290,797	968,772,139	0	3,336,003	0	1,055,368,939	125,073,000	8,485,881	0	133,558,881	85,590,796	0	1,239,318,306
受取利息収入	129,028,538	968,772,139	0	3,336,003	0	1,062,147,477	106,942,384	5,436,198	0	114,378,484	85,590,796	0	1,202,026,879
利用料金収入	17,822,589	0	0	0	0	17,822,589	15,873,082	0	0	15,873,082	0	0	33,695,671
物品販売収入	0	0	0	0	0	0	0	1,311,321	0	1,311,321	0	0	1,311,321
入場券販売収入	100,390	0	0	0	0	100,390	0	0	0	0	0	0	100,390
その他の収入	296,670	0	0	0	0	296,670	257,630	1,528,230	0	1,785,860	0	0	2,084,500
受取補助金等	15,506,000	290,000	0	0	0	15,506,000	0	0	0	0	0	0	15,506,000
受取国庫補助金	1,866,000	290,000	0	0	0	1,866,000	0	0	0	0	0	0	1,866,000
受取地方公共団体補助金	13,640,000	0	0	0	0	13,640,000	0	0	0	0	0	0	13,640,000
受取費用金	7,117,000	0	0	0	0	7,117,000	0	0	0	0	0	0	7,117,000
受取費用金	7,117,000	0	0	0	0	7,117,000	0	0	0	0	0	0	7,117,000
受取寄付金	100,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	0	0	1,000,000
受取寄付金	100,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	0	0	1,000,000
雑収入	65,000	65,900	0	0	0	130,900	0	191,240	0	191,240	0	0	322,140
雑収入	65,000	65,900	0	0	0	130,900	0	191,240	0	191,240	0	0	322,140
経費収益計	169,887,492	970,038,038	11,680,686	3,336,003	0	1,054,843,208	125,073,000	8,485,881	0	133,558,881	85,590,796	0	1,273,882,385
(2) 経費費用													
事業費	197,261,721	970,038,038	12,074,494	3,336,003	0	1,062,710,254	96,827,620	4,750,594	0	104,578,214	0	0	1,187,288,468
役員報酬	1,572,000	8,048,000	0	0	0	7,816,000	682,000	0	0	682,000	0	0	8,298,000
給料手当	52,420,742	239,882,542	1,648,000	0	0	294,951,288	34,012,951	578,346	0	34,591,297	0	0	339,542,579
臨時雇賃金	8,502,732	94,947,641	0	851,937	0	95,502,313	944,110	1,688,890	0	2,632,999	0	0	106,135,222
賞与引当金繰入額	7,462,748	17,741,570	0	0	0	25,225,318	0	0	0	0	0	0	25,225,318
退職給付費用	9,947,105	21,719,262	0	0	0	31,666,487	0	0	0	0	0	0	31,666,487
福利厚生費	11,856,251	53,438,239	0	2,554	0	65,295,036	5,519,672	432,750	0	5,942,426	0	0	71,237,456
旅費交通費	1,006,229	7,464,646	183,276	0	0	8,657,836	0	0	0	0	0	0	8,657,836
通信運搬費	2,948,163	1,621,122	89,679	770,300	0	5,338,994	0	0	0	0	0	0	5,338,994
消耗品費	6,245,045	14,233,521	78,576	96,529	0	20,621,680	0	111,437	0	111,437	0	0	20,733,117
雑費	11,267,164	3,293,587	0	0	0	14,560,671	0	0	0	0	0	0	14,560,671
印刷製本費	4,806,938	25,578,228	30,394	0	0	30,217,486	0	0	0	0	0	0	30,217,486
燃料費	118,791	1,262,839	0	0	0	1,381,630	0	0	0	0	0	0	1,381,630
光熱水料費	19,638,897	14,128,041	0	269,556	0	34,036,494	17,555,983	40,681	0	17,596,664	0	0	51,632,504
賃借料	2,166,624	15,681,110	0	51,846	0	16,898,974	0	0	0	0	0	0	16,898,974
委託費	47,441,489	263,025,687	82,306	1,240,806	0	311,808,478	33,793,508	0	0	33,793,508	0	0	345,501,986
保険料	80,610	270,280	0	0	0	350,890	0	0	0	0	0	0	350,890
雑謝金	2,058,610	420,200	91,000	0	0	2,571,810	0	0	0	0	0	0	2,571,810
福利金	3,043,638	53,199,684	400	83,583	0	56,327,503	7,298,817	689,610	0	7,988,427	0	0	64,295,925
支払費用金	2,308,690	23,132,271	3,650	0	0	25,445,811	0	0	0	0	0	0	25,445,811
支払助成金	0	0	9,313,000	0	0	9,313,000	0	0	0	0	0	0	9,313,000
支払賞与金	0	0	300,000	0	0	300,000	0	0	0	0	0	0	300,000
謝意物購入費	0	0	0	0	0	0	0	964,226	0	964,226	0	0	964,226
会議費	59,248	26,682	238,363	0	0	324,400	0	0	0	0	0	0	324,400
手数料	1,007,197	2,055,021	550	0	0	3,062,768	284	25,280	0	25,634	0	0	3,088,402
広告宣伝費	223,880	296,680	0	0	0	522,268	0	0	0	0	0	0	522,268
交際費	175,261	26,977	9,800	0	0	206,254	0	0	0	0	0	0	206,254
減価償却費	155,744	10,235,778	0	0	0	10,391,522	139,229	20,026	0	159,255	0	0	10,550,807
管理費													
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,904,034
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,680,000
賞与引当金繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,079,832
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,473,106
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,186,203
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,060,826
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136,824
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246,446
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	441,838
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	612,294
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	377,336
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	664,896
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	657,802
福利金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,426,822
支払費用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200,890
手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,970
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,160
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	816,896
経費費用計	197,261,721	970,038,038	12,074,494	3,336,003	0	1,062,710,254	96,827,620	4,750,594	0	104,578,214	0	0	1,239,318,306
経費増減等調整前当期経費増減額	△ 27,374,229	△ 27,374,229	0	0	0	△ 27,374,229	25,245,380	3,738,287	0	28,983,667	44,596,784	0	45,790,351
経費増減等調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経費増減額	△ 27,374,229	△ 27,374,229	0	0	0	△ 27,374,229	25,245,380	3,738,287	0	28,983,667	44,596,784	0	45,790,351
2. 経費外増減の部													
(1) 経費外収益													
経費外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経費外費用													
経費外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経費外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合計(経費増減等調整前当期経費増減額)	△ 27,374,229	△ 27,374,229	0	0	0	△ 27,374,229	25,245,380	3,738,287	0	28,983,667	44,596,784	0	45,790,351
総合計(経費増減等調整)	23,865,407	0	0	0	0	23,865,407	△ 23,865,407	0	0	0	0	0	0
総合計(△への繰入額)	23,865,407	0	0	0	0	23,865,407	0	0	0	0	0	0	△ 23,865,407
総合計(△への繰出額)	0	0	0	0	0	0	23,865,407	0	0	23,865,407	0	0	△ 23,865,407
税引前当期一般行政財産増減額	△ 3,506,823	△ 3,506,823	0	0	0	△ 3,506,823	1,739,979	3,718,287	0	5,058,266	44,596,784	0	45,790,351
法人税等調整額	0	0	0	0	0	0	472,599	1,273,780	0	1,746,379	7,762,571	0	11,508,000
法人税等調整額	0	0	0	0	0	0	218,128	△ 81,484	0	136,644	△ 4,129,716	0	△ 4,458,811
当期一般行政財産増減額	△ 3,506,823	△ 3,506,823	0	0	0	△ 3,506,823	678,880	3,515,788	0	3,123,586	30,699,821	0	33,823,405
一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	△ 18,830,823	△ 99,590,870	△ 7,690,586	0	0	△ 126,012,279	36,799,859	37,199,438	0	△ 4,585,730	75,798,605	0	75,798,605
一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	△ 28,142,823	△ 99,590,870	△ 7,690,586	0	0	△ 135,424,279	36,478,643	34,643,194	0	△ 4,585,730	48,538,056	0	48,538,056
当期一般行政財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般行政財産増減等調整前当期経費増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第2 契約等について

1 契約の状況

当財団における令和3年度の契約件数は143件となっている。このうち契約金額が10,000千円以上のものは、以下のとおりである。

【受託契約】

契約件名	契約先	契約額 (千円/税抜)
福島県文化センターの管理に関する令和3年度協定	福島県	247,123
福島県文化財センター白河館の管理に関する令和3年度協定	福島県教育委員会	245,257
令和3年度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約	福島県教育委員会	588,980

【委託契約】

契約件名	契約先	契約額 (千円/税抜)
前田遺跡掘上土砂運搬等業務委託	株式会社遠藤工務所	24,600
丈六横穴墓群、丈六古墳群発掘調査支援業務委託	株式会社三協技術	31,662
日南郷遺跡、高津戸館跡発掘調査支援業務委託	株式会社三協技術	58,042
前田遺跡出土木質遺物保存処理業務委託	公益財団法人元興寺文化財保存研究所	17,710
前田遺跡測量等業務委託	株式会社シン技術コンサル福島営業所	32,000

2 受託契約に係る事務について

上記受託契約の推移は以下のとおりである。

(単位：千円(税込))

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
福島県文化センター 指定管理料	263,471	269,915	290,904	271,836
福島県文化財センター白河館指定管理料	239,733	272,659	274,801	271,805

埋蔵文化財調査事業	616,758	673,981	611,996	647,878
-----------	---------	---------	---------	---------

受託契約の監査の実施に当たっては、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、契約や協定の内容に沿って業務が履行されているかどうかを確認した。

(1) 福島県文化センターの管理に関する令和3年度協定

ア 協定の概要

基本協定締結年月日	平成31年3月15日
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで (5年間)
指定期間中の費用総額 (税込)	1,361,083千円
年度協定締結年月日	令和3年4月1日
契約金額(税抜)	247,123千円
業務内容	福島県文化センターの管理業務

イ 監査結果

基本協定書に基づき、事業計画書が提出されており、当該事業計画書には基本協定書で記載が求められている事項が漏れなく記載されていることを確認した。

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

(2) 福島県文化財センター白河館の管理に関する令和3年度協定

ア 協定の概要

基本協定締結年月日	平成31年3月15日
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで (5年間)
指定期間中の費用総額 (税込)	1,408,700千円
年度協定締結年月日	令和3年4月1日(当初協定) 令和3年9月1日(変更協定)
契約金額(税抜)	245,257千円(当初協定) 247,095千円(変更協定)
業務内容	福島県文化財センター白河館の管理業務

イ 監査結果

基本協定書に基づき、事業計画書が提出されており、当該事業計画書には基本協定書で記載が求められている事項が漏れなく記載されていることを確認した。

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

(3) 令和 3 年度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約

ア 業務委託契約の概要

契約金額（税抜）	651,270 千円（当初契約） 646,640 千円（変更契約 1 回目） 595,720 千円（変更契約 2 回目） 588,980 千円（変更契約 3 回目）
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
契約締結年月日	令和 3 年 4 月 1 日（当初契約） 令和 3 年 7 月 15 日（変更契約 1 回目） 令和 3 年 10 月 15 日（変更契約 2 回目） 令和 3 年 12 月 24 日（変更契約 3 回目）
業務内容	以下の業務を委託されている。 ・ 県内遺跡分布調査 ・ 会津縦貫南道路遺跡発掘調査 ・ 国道 114 号（山木屋 1 工区）改良工事遺跡発掘調査 ・ 主要地方道小野富岡線（高津戸工区）整備事業遺跡発掘調査 ・ 一般県道落合浪江線整備事業遺跡発掘調査 ・ 国道 289 号（渡瀬工区）整備事業遺跡発掘調査 ・ 只見川流域（小和瀬・麻生地区）築堤工事遺跡発掘調査 ・ 国道 349 号（下関工区）整備事業遺跡発掘調査 ・ 中間貯蔵施設整備事業遺跡発掘調査 ・ 県道広野小高線（浪江工区）整備事業遺跡発掘調査 ・ 出土品等の整理、梱包、搬送 ・ 県内市町村埋蔵文化財調査等への技術協力 ・ 所属職員の管理及び指揮・命令 ・ 各事業に関する連絡・調整・進行管理及び庶務・経理事務等 なお、調査予定面積の増加や減少等に伴い、契約変更が数回行われている。

イ 監査結果

契約書の内容に沿って完了報告書、実績報告書、収支決算書が作成され、県教育委員会に提出されていることを確認した。

収支決算書の前提となる、上記業務ごとの決算額が取りまとめられた埋蔵文化財調査委託に係る決算額総括表を閲覧し、業務ごとの科目明細と一致することを確認するとともに、取引 1 件当たりの発生金額が比較的大きい 7 件について、関連書類を確認した。（確認結果は以下のとおり。）

任意で抽出し、内容を確認した 7 件の取引

1 件目

業務	科目	相手先	金額（税抜）
県内遺跡分布調査	印刷製本費	株式会社山川印刷所	508,000 円
確認した書類及び検出事項			
仕様書、参考見積書（令和 2 年度に同種業務で応札実績のある 2 者）、設計書、指名業者一覧表（令和 3 年度に実施した同種業務において応札実績のある業者のうち、福島市内に営業所のある 7 者）、見積書、請書、請求書、振替伝票を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。			

2 件目

業務	科目	相手先	金額（税抜）
会津縦貫南道路遺跡発掘調査	委託料	有限会社佐藤土建	3,890,000 円
確認した書類及び検出事項			
仕様書、参考見積書（令和 2 年度に同種業務で応札実績のある 2 者）、設計書、指名業者一覧表（令和 2 年度に下郷町で実施した同種業務において応札実績のある 6 者）、予定価格調書、入札書、入札結果表、契約書、請求書、振替伝票を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。			

3 件目

業務	科目	相手先	金額（税抜）
中間貯蔵施設整備事業遺跡発掘調査	印刷製本費	株式会社山川印刷所	8,398,000 円
確認した書類及び検出事項			
仕様書、参考見積書（令和 3 年度に同種業務で応札実績のある 2 者）、設計書、指名業者一覧表（令和 3 年度に実施した同種業務において応札実績のある 13 者）、予定価格調書、入札書、入札結果報告書、契約書、請求書、振替伝票を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。			

4 件目

業務	科目	相手先	金額（税抜）
県道広野小高線（浪江工区）整備事業遺跡発掘調査	印刷製本費	八幡印刷株式会社	8,652,000 円
確認した書類及び検出事項			
仕様書、参考見積書（令和 3 年度に同種業務で応札実績のある 2 者）、設計書、指名業者一覧表（令和 3 年度に実施した同種業務において応札実績のある 13 者）、予定価格調書、入札書、入札結果報告書、契約書、請求書、振替伝票を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。			

5 件目

業務	科目	相手先	金額（税抜）
只見川流域（小和瀬・麻生地区）築堤工事遺跡発掘調査	印刷製本費	株式会社プロセス印刷	2,363,000 円
確認した書類及び検出事項			
仕様書、参考見積書（令和 3 年度に同種業務で応札実績のある 2 者）、設計書、指名業者一覧表（令和 3 年度に実施した同種業務において応札実績のある 13 者）、予定価格調書、入札書、入札結果報告書、契約書、請求書、振替伝票を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。			

6 件目

業務	科目	相手先	金額（税抜）
国道 289 号（渡瀬工区）整備事業遺跡発掘調査	印刷製本費	株式会社クサカ印刷所	1,187,000 円
確認した書類及び検出事項			
仕様書、参考見積書（令和 2 年度に同種業務で応札実績のある 2 者）、設計書、指名業者一覧表（令和元年度に実施した同種業務において応札実績のある 13 者）、予定価格調書、入札書、入札結果報告書、契約書、請求書、振替伝票を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。			

7 件目

業務	科目	相手先	金額（税抜）
国道 349 号（下関工区）整備事業遺跡発掘調査委託料	印刷製本費	石井電算印刷株式会社	650,000 円
確認した書類及び検出事項			
仕様書、参考見積書（令和 3 年度に同種業務で応札実績のある 2 者）、設計書、指名業者一覧表（令和 3 年度に実施した同種業務において応札実績のある 13 者）、見積書（13 者）、見積結果表、請書、請求書、振替伝票を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。			

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

3 委託契約に係る事務について

当財団の公益財団法人福島県文化振興財団経理規程（以下「経理規程」という。）では、契約の締結について以下のとおり定められている。

経理規程

（指名競争入札）

第 55 条 契約権者は、購入、製作、売買、賃貸借、修繕、委託その他の契約をする場合には、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、指名競争に付さなければならない。

2 契約は、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による者と締結するものとする。ただし、必要のある場合には、最低制限価格を設けることができる。

3 指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として 5 人以上の者を指名しなければならない。

（随意契約）

第 56 条 次の各号に掲げる場合には随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が、競争入札に適さないとき
- (2) 緊急の必要により、競争入札に付することができないとき
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (6) 1 件の予定価格が 100 万円未満のとき

2 前項の規定により随意契約を締結しようとする場合で、1 件の予定価格が 10 万円を超えるときは、原則として、2 人以上から見積書を徴しなければならない。

（契約書の作成）

第 57 条 契約権者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約代金の支払時期及び方法
- (6) 完了の確認又は検査及び引渡しの時期

- (7) 履行の変更、中止、遅滞その他の債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金に関する事項
- (8) 契約の目的物に瑕疵があった場合における担保責任に関する事項
- (9) 契約に関する紛争の解決方法
- (10) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第 58 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 100 万円未満のもので、請書の提出があったとき
- (2) 契約金額が 50 万円未満の場合において、契約の履行が確実に認められるとき
- (3) 官公署と契約するとき

(完了の確認)

第 58 条 職員は、契約が満了した際、または必要に応じて、完了の確認又は検査を行わなければならない。

2 前項に定める完了の確認又は検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類と照査し、終了後は確認書を作成しなければならない。ただし、物品の受け渡しを伴うものについては、検収を持って替えることができる。

委託契約の監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより契約手続の確認を実施した

- ・ 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。
- ・ 委託理由に合理性があるか。
- ・ 委託料の算定方法は適正か。
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

(1) 前田遺跡掘上土砂運搬等業務委託

ア 業務委託契約の概要

契約方法	指名競争入札
契約金額（税抜）	24,600 千円
予定価格（税抜）	24,600 千円
最低制限価格（税抜）	設定なし
指名業者数	6 者（うち、1 者辞退）
入札金額（税抜）	24,600 千円～25,840 千円
単年度 or 複数年度	単年度契約
契約先	株式会社遠藤工務所

契約年月日	令和3年3月30日
契約期間	令和3年4月1日から令和3年12月31日まで
業務概要	当財団は、福島県教育委員会から受託した、令和3年度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約に基づき、川俣町において国道114号（山木屋1工区）改良工事遺跡発掘調査を実施しており、当該遺跡の発掘調査を開始するにあたり、必要となる掘削土砂の運搬作業等を民間業者に委託している。

イ 監査結果

指名競争入札の方式によっており、予定価格の算定にあたっては、複数業者から見積書を入手し、より金額の低い見積書をもとに予定価格を定めている。また、指名業者として6者を選定しているが、当該6者はいずれも、業務実施場所となる川俣町において令和2年度に実施した同種業務の応札実績のある業者となっている。

以上のとおり、契約方式や選定方法に問題点は見られなかった。

当該業務は、高度な専門的技術が必要な業務であり、当該業務を委託することには合理性が認められる。

複数業者から入手した見積書をもとに、設計書や予定価格調書を作成している。見積書には内訳が記載されており、内容に不合理な点は見られなかった。

発議書において決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については履行確認後に支払が行われており、問題点は見られなかった。

作業完了報告書を閲覧し、委託契約の履行について、適時適切に確かめられていることを確認した。

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

(2) 丈六横穴墓群、丈六古墳群発掘調査支援業務委託

ア 業務委託契約の概要

契約方法	指名競争入札
契約金額（税抜）	25,000千円（契約当初） 31,662千円（契約変更後）
予定価格（税抜）	26,170千円
最低制限価格（税抜）	20,936千円
指名業者数	8者
入札金額（税抜）	25,000千円～45,900千円
契約先	株式会社三協技術
契約年月日	令和3年8月30日（当初契約） 令和3年11月8日（変更契約）
契約期間	令和3年8月30日から令和4年1月31日まで （変更契約に伴う契約期間の変更はない。）
業務概要	当財団は、福島県教育委員会から受託した、令和3年

	度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約に基づき、浪江町において一般県道落合浪江線整備事業遺跡発掘調査を実施しており、掘削作業や測量作業等を民間業者に委託している。契約当初の指示面積は、発掘調査が 450 m ² 、表土除去・遺構検出が 550 m ² であったが、令和 3 年 10 月 15 日に福島県教育委員会より、表土除去・遺構検出を行った 550 m ² のうち、300 m ² について遺構精査の追加指示が出されたことに伴い、上記のとおり変更契約を締結している。
--	---

イ 監査結果

指名競争入札の方式によっており、予定価格の算定にあたっては、複数業者から見積書を入手し、より金額の低い見積書をもとに予定価格を定めている。また、指名業者として 8 者を選定しているが、当該 8 者はいずれも令和 3 年度に実施した同種業務の応札実績のある業者となっている。以上のとおり、契約方式や選定方法に問題点は見られなかった。

当該業務は、高度な専門的技術が必要な業務であり、当該業務を委託することには合理性が認められる。

複数業者から入手した見積書をもとに、設計書や予定価格調書を作成している。見積書には内訳が記載されており、内容に不合理な点は見られなかった。

発議書において決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については履行確認後に支払が行われており、問題点は見られなかった。また、変更契約についても、見積書の入手、設計書の作成、発議書による決裁、各仕様書の変更、変更契約の締結等、当初契約同様の契約フローとなっており、この点についても問題点は見られなかった。

月次報告書、作業完了報告書を閲覧し、委託契約の履行について、適時適切に確かめられていることを確認した。

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

(3) 遺跡、高津戸館跡発掘調査支援業務委託

ア 業務委託契約の概要

契約方法	指名競争入札
契約金額（税抜）	52,710 千円（契約当初） 58,042 千円（契約変更後）
予定価格（税抜）	64,835 千円
最低制限価格（税抜）	51,868 千円
指名業者数	8 者
入札金額（税抜）	52,710 千円～93,100 千円
契約先	株式会社三協技術
契約年月日	令和 3 年 4 月 22 日（当初契約） 令和 3 年 6 月 9 日（変更契約）
契約期間	令和 3 年 4 月 22 日から令和 3 年 11 月 30 日まで（契約

	当初) 令和 3 年 4 月 22 日から令和 3 年 12 月 17 日まで（契約 変更後）
業務概要	当財団は、福島県教育委員会から受託した、令和 3 年度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約に基づき、富岡町において主要地方道小野富岡線（高津戸工区）整備事業遺跡発掘調査を実施しており、掘削・土砂運搬作業や遺構検出作業等を民間業者に委託している。契約当初の指示面積は、1,700 m ² であったが、令和 3 年 5 月 14 日に福島県教育委員会より、発掘調査 400 m ² の追加指示が出されたことに伴い、上記のとおり変更契約を締結している。

イ 監査結果

指名競争入札の方式によっており、予定価格の算定にあたっては、複数業者から見積書を入手し、より金額の低い見積書をもとに予定価格を定めている。また、指名業者として 8 者を選定しているが、当該 8 者はいずれも令和 3 年度に実施した同種業務の応札実績のある業者となっている。以上のとおり、契約方式や選定方法に問題点は見られなかった。

当該業務は、高度な専門的技術が必要な業務であり、当該業務を委託することには合理性が認められる。

複数業者から入手した見積書をもとに、設計書や予定価格調書を作成している。見積書には内訳が記載されており、内容に不合理な点は見られなかった。

発議書において決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については履行確認後に支払が行われており、問題点は見られなかった。また、変更契約についても、見積書の入手、設計書の作成、発議書による決裁、各仕様書の変更、変更契約の締結等、当初契約同様の契約フローとなっており、この点についても問題点は見られなかった。

月次報告書、作業完了報告書を閲覧し、委託契約の履行について、適時適切に確かめられていることを確認した。

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

(4) 前田遺跡出土木質遺物保存処理業務委託

ア 業務委託契約の概要

契約方法	随意契約
契約金額（税抜）	17,710 千円
契約先	公益財団法人元興寺文化財研究所
契約年月日	令和 3 年 7 月 5 日
契約期間	令和 3 年 7 月 5 日から令和 4 年 11 月 30 日まで
業務概要	当財団は、福島県教育委員会から受託した、令和 3 年

	度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約に基づき、川俣町において国道 114 号（山木屋 1 工区）改良工事遺跡発掘調査を実施しており、出土した木質遺物について劣化を抑制し状態を安定化させるための保存処理を民間業者に委託している。前田遺跡から出土した木胎漆器を含む木質遺物は、全国的に類例がなく縄文時代中期の木質遺物としての希少性や製作技術の高さから、いずれも貴重な資料であり、文化庁調査官からも、前田遺跡の木質遺物の保存処理については、国の重要文化財に指定されることを視野に入れたうえでの保存処理が不可欠であり、同様の遺物の処理実績がある業者を選定する必要がある旨の指導を受けている。
--	--

イ 監査結果

経理規程第 56 条 1 項(1)「契約の性質又は目的が、競争入札に適さないとき」に基づき、随意契約となっている。この点、以上のとおり、出土した木質遺物は希少性が高く、同様の遺物の処理実績がある業者が全国的に多くないことを勘案すると、当該条文に基づき随意契約とすることは不合理ではない。契約先についても、北海道江別市美々8 遺跡出土木製品や石川県能登町真脇遺跡出土木製品等の国指定重要文化財に指定された遺物の保存処理を行った実績も十分な業者を選定していることから、相手方の選定方法にも問題は見られない。

当該業務は、高度な専門的技術が必要な業務であり、当該業務を委託することには合理性が認められる。

経理規程第 56 条 2 項では、「随意契約を締結しようとする場合で、1 件の予定価格が 10 万円を超えるときは、原則として、2 人以上から見積書を徴ししなければならない」とされているが、当委託契約においては、見積書を 1 者からしか入手していない。しかしながら、出土品の希少性の高さを前提にした場合に委託可能な業者が全国的に少ないこと等を勘案すると、見積書を 1 者からしか入手できていないことはやむを得ないと考えられる。入手した見積書をもとに、設計書や予定価格調書を作成している。見積書には内訳が記載されており、内容に不合理な点は見られなかった。

発議書において決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については第 1 回（令和 4 年 3 月 31 日期限）の保存処理報告書に基づき、履行確認後に支払が行われており、問題点は見られなかった。

保存処理報告書を閲覧し、委託契約の履行について、適時適切に確かめられていることを確認した。

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

(5) 前田遺跡測量等業務委託

ア 業務委託契約の概要

契約方法	随意契約
契約金額（税抜）	32,000 千円
契約先	株式会社シン技術コンサル福島営業所
契約年月日	令和 3 年 4 月 12 日
契約期間	令和 3 年 4 月 12 日から令和 4 年 3 月 25 日まで
業務概要	当財団は、福島県教育委員会から受託した、令和 3 年度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約に基づき、川俣町において国道 114 号（山木屋 1 工区）改良工事遺跡発掘調査を実施しており、遺構等の記録にかかる作業を民間業者に委託している。

イ 監査結果

経理規程第 56 条 1 項(1)「契約の性質又は目的が、競争入札に適さないとき」に基づき、随意契約となっており、指名選考内申書においては、業者選定理由に、「令和 2 年度に実施した同業務において実績があり、測量作業の実施にあたって前田遺跡における遺構の特性を熟知している。また、測量データの合成作業においても、測量データ作成業者であるため、迅速かつ確実な業務実施が見込まれるため」と記載されている。当該業務は令和 2 年度から令和 3 年度にかけて実施されたもので、いずれも単年度契約となっており、令和 2 年度の同業務は指名競争入札に付されており、同契約先が落札している。この点、令和 3 年度についても指名競争入札に付するか、当初から長期継続契約を締結することが考えられるが、担当者にヒアリングした結果、前田遺跡の場合、遺構が密集しており、複数の遺構面が確認されたこと等をはじめとした遺跡の特異性から、令和 3 年度においても同一業者に委託する方が効果的かつ効率的であったとの回答を得た。当該回答にあるとおり、発掘作業開始前に地下の遺構がどのような形状であるか把握することは困難であり、発掘作業開始後に判明した新たな事実をもとに、指名競争入札を実施しないことは起こり得ることではあるものの、当初からそうした事態を想定して長期継続契約を締結することは可能と思われる。しかしながら、当委託契約の支払原資となる受託側の契約（令和 3 年度埋蔵文化財発掘調査業務委託契約）が単年度契約となっていることを勘案すると、委託側の契約のみを長期継続契約とすることは難しく、随意契約となったことは致し方ないと考えられる。

当該業務は、高度な専門的技術が必要な業務であり、当該業務を委託することには合理性が認められる。

経理規程第 56 条 2 項では、「随意契約を締結しようとする場合で、1 件の予定価格が 10 万円を超えるときは、原則として、2 人以上から見積書を徴しなければならない」とされているが、当委託契約においては、見積書を 1 者からしか入手

していない。しかしながら、上述の経緯を勘案すると、見積書を1者からしか入手できていないことはやむを得ないと考えられる。入手した見積書をもとに、設計書や予定価格調書を作成している。見積書には内訳が記載されており、内容に不合理な点は見られなかった。

発議書において決裁の後、業務委託契約が締結されている。また、支払については履行確認後に支払が行われており、問題点は見られなかった。

月次報告書、作業完了報告書を閲覧し、委託契約の履行について、適時適切に確かめられていることを確認した。

以上の結果、契約において問題となる事項は検出されなかった。

第3 財務等について

1 経理規程等概要

当財団では、経理規程に基づいた会計処理を行い、決算書類を作成している。財務等に関する経理規程に主な内容は以下のとおりである。

以下、経理規程より一部抜粋

(会計処理の基準)

第3条 財団の会計処理の事務については、公益法人会計基準（内閣府公益認定等委員会）に準拠するとともに、法令及び定款に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(会計区分)

第4条 財団の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計に区分して経理しなければならない。

(決算書類の作成)

第68条 理事長は、毎事業年度終了後、当該事業年度末における次の計算書類等を5月20日までに作成しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) その他必要により公益法人会計基準の定める書類

2 計算書類の様式は公益法人会計基準の定めるところによる。

(補則)

第75条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

第75条に関して公益財団法人福島県文化振興財団契約事務取扱要綱、公益財団法人福島県文化振興財団物品管理要綱等を別に定めている。

(1) 監査手続

会計処理等が適正に行われているか検証するために、以下の監査手続を実施した。

- ア 定款その他の各種規程を閲覧
- イ 会計帳簿、決算書及びその根拠資料の閲覧

ウ 当財団の担当者に対するヒアリング

(2) 監査結果

ア 繰延税金資産について【意見】

当財団では令和3年度の計算書類の貸借対照表に流動資産及び固定資産にそれぞれ賞与引当金、退職給付引当金に係る将来減算一時差異 1,784,642 円、28,213,254 円を繰延税金資産として計上している。繰延税金資産を計上する場合、その回収可能性を判断するために、「収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得」、「タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得」、「将来加算一時差異に基づいて将来の税金負担額を軽減する効果を有しているかどうか」を判断する必要がある。しかし、当財団ではこれらに関する検討を行っていない。繰延税金資産を計上するにあたっては、繰延税金資産の回収可能性について検討するべきである。

また、「公益法人会計基準に関する実務指針 II. Q & A 10. 税効果会計 (3) 税効果会計を適用する場合の法人税等に関する財務諸表の表示 Q56」には、貸借対照表において繰延税金資産はその他固定資産の区分に表示する旨が記載されている。当財団では繰延税金資産が、貸借対照表の流動資産と固定資産にそれぞれ計上されているが、固定資産のその他固定資産に一括して表示するべきである。

イ リースの会計処理について【意見】

当財団では、令和3年12月14日に下記の契約を締結し SOMA システム等賃貸借に関して通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

NO.	契約事項	内容
1	業務名称	前田遺跡遺物画像作成等業務委託
2	契約金額	別表1及び別表2のとおり
3	契約期間	契約日から令和7年3月31日まで
4	契約保証額	免除

別表1

項目	月額	支払総額
SOMA システム等の賃貸借 (36 か月)	489,500 円 (うち消費税 44,500 円)	17,622,000 円 (うち消費税 1,602,000 円)

別表2

項目		1点当たりの単価	
画像作成業務	立ち土器	Photo PEAKIT	15,840 円 (うち消費税 1,440 円)
		マスク処理	1,320 円 (うち消費税 120 円)
		上面図	6,600 円 (うち消費税 600 円)
		底面図	6,600 円 (うち消費税 600 円)

	破片資料	SOMA PEAKIT	2,640 円（うち消費税 240 円）
--	------	-------------	----------------------

当該 SOMA システムに関して賃借料の支払いを通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理している。なお、当時指導を受けていた会計事務所に相談して通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理をしたとのことである。

当該システムは、当該物件を現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額は税抜 16,000 千円である。リース取引に関する会計基準の適用指針には、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについて、解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね 90%以上であればファイナンス・リース取引に該当する旨の記載がある。リース取引に関する会計基準の適用指針には、現在価値に割戻す割引率に関しては追加借入に適用されると合理的に見積もられる利率である旨が記載されており、当財団は借入金がないため単純には割引率を見積もることはできないが、福島県の他の外郭団体の借入金の利息を参考にすると 2%以下であると思われる。リース料 445 千円、リース期間 36 か月、割引率 2% で現在価値を計算した場合にはリース開始時の割引現在価値は 15,536 千円であり、ファイナンス・リース取引に該当する。そのため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うのではなく、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がある。

なお、公益法人会計基準には、ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる旨の記載がある。リース取引に関する会計基準の適用指針には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるのはリース料総額が 300 万円以下のリース取引としており、リース料総額の金額的重要性を判断するにあたり 300 万円が一定の基準となる。契約金額の支払総額が 17,622 千円の当該リース取引に関してはリース物件の価額の重要性が乏しいとはいえず、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うべきである。

ウ 事業収入に関する各事業への配賦に関して【意見】

令和 3 年度の正味財産増減計算書内訳表の法人会計に関して、事業収入が 85,500 千円配分され、その結果、法人会計の税引前当期一般正味財産増減額が 44,596 千円、つまり法人会計が黒字となっている。なお、令和元年度の法人会計の税引前当期一般正味財産増減額は 27,352 千円、令和 2 年度の法人会計の税引前当期一般正味財産増減額は 45,564 千円であり、恒常的に法人会計で多額の黒字が発生していると言える。将来において管理部門の設備投資が予定されている場合など管理部門強化のために財源が必要な場合には、合理的な計画のもとに、必

要な範囲内で法人会計を黒字とすることはあり得るが、当財団においては、このようなケースには該当しない。公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問Ⅴ－８－①（法人会計の黒字）に記載のあるとおり合理的な理由がないにも関わらず、法人会計に多額の黒字が恒常的に発生するような状態は、適切ではないと考えられる。

当財団の担当者からのヒアリングによると、当財団では令和２年度において退職給付引当金と退職給付引当資産の金額が一致しておらず、退職給付引当資産の積み立て不足額を解消するために、法人会計に事業収益を優先的に配賦したとのことである。令和３年度の正味財産増減計算書内訳表の各事業で最も利益が大きい事業が法人会計であり、正味財産増減計算書内訳表が各事業の業績を適切に反映しているとは言えない。令和３年度の貸借対照表では退職給付引当金と特定資産の退職給付引当普通預金が一致し、退職給付引当資産の積み立て不足が解消された。以後、事業収入は法人会計に優先的に配賦するのではなく、各事業へ合理的な配賦基準に基づき配賦するべきである。

エ 福島県に寄付した設備の会計処理に関して【意見】

当財団は令和３年度に文化センター利用者の利便性を向上させるために福島県文化センターのWi-Fi 他配線及びLAN 専用配線工事を発注し、1,672 千円（税込）を支払った。工事完了後、令和４年３月３０日に当該設備一式を福島県に寄付した。当財団は当該一連の取引に関して、修繕費 1,672 千円（税込）として会計処理を行った。当該一連の取引は固定資産の取得と固定資産の寄付であり、修繕費として会計処理するのは適切ではない。固定資産の取得と寄付金として会計処理するべきである。

２ 資産等の管理について

（１）管理規程等

当財団では経理規程及び公益財団法人福島県文化振興財団物品管理要綱（以下「物品管理要綱」という。）に基づいた資産等の管理を行っている。資産等の管理に関する経理規程及び物品管理要綱の主な内容は以下のとおりである。

以下、経理規程より一部抜粋

（現金の管理）

第 27 条 出納役は、現金のすべてを取引金融機関に預け入れなければならない。

２ 常用の経費で、現金の支払を必要とするものについては、前項の規定にかかわらず、理事長の定める額を限度として、理事長が指定する職員に現金を保管させ、支払にあてさせることができる。

(金銭等の保管)

第 28 条 有価証券、預金証書、金銭領収書、小切手帳及びその他金銭に類する重要物件については、出納役又出納員の責任において厳重に管理し、所定の金庫に保管するとともに必要に応じて取引金融機関の保護預りをしなければならない。

(金銭の残高、照合)

第 29 条 現金は毎日出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月末日の残高を銀行帳簿と照合して、その正確を期さなければならない。また、その他のものについては適宜又は必要に応じて残高を関係帳簿、現物、預り証等と照合しその実在を確認し正確を期さなければならない。

(固定資産の定義)

第 45 条 固定資産とは財団が有する資産のうち流動資産、繰延資産以外の資産で 1 年を超えて有する資産をいい、耐用年数 1 年以上、取得価額 10 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産として無形固定資産、投資等の資産をいう。なお、固定資産の計上区分は会計基準に準拠する。

(登記、担保、保険等)

第 49 条 不動産登記を必要とする固定資産については、取得後遅滞なく登記を行い、火災等の損害を受ける恐れのある固定資産については、適正な価格の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第 50 条 固定資産の減価償却については、関係法令に定める耐用年数、償却率によって毎会計年度末に実施することとし、その方法は定額法によるものとする。

(固定資産の管理)

第 51 条 固定資産の管理は理事長が統括し、その管理責任者は、事務局長を充てる。

2. 基本財産に属する固定資産の管理については、定款第 6 条の規定による。

3. 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価格、減価償却額、簿価等の記録を行い、固定資産の保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならない、

(固定資産台帳と現物の突合)

第 53 条 固定資産の管理責任者は、固定資産の管理にあたり、常に良好な状態であることに留意し、毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実在を確かめなけ

ればならない。

(物品の範囲)

第 60 条 物品は、備品及び消耗品等に分類する。

2 備品は、耐用年数 1 年以上で、かつ取得価格 10 万円以上のものとし、器具備品及び車両運搬具に区分する。

3 消耗品等は、備品以外のものとする。

以下、物品管理要綱より一部抜粋

(備品等の標示)

第 7 条 備品等（備品及び消耗什器）には、整理番号、分類、品名、取得価額、取得年月日等の標示を付して管理しなければならない。ただし、標示することが適当でない備品等については、この限りでない。

(1) 監査手続

合規制の観点から現金管理、備品管理、固定資産管理について関連する規程等を閲覧し、規程に則った管理を実施しているかについて当財団の担当者からのヒアリング及び現場視察により検証した。

(2) 監査結果

ア 現金預金の管理について

普通預金及び定期預金について、令和 4 年 3 月 31 日の残高について、残高内訳の各残高と残高証明書との突合を行った結果、一致しており、問題となる事項は認められなかった。現金について、現金有高確認簿を毎日作成しており、令和 4 年 3 月 31 日の残高について、現金有高確認簿と一致していることを確認した。

イ 固定資産管理について

固定資産の実在性、使用管理状況を確認するため、現地調査当日確認可能なものの現物実査を行った。結果は以下のとおりである。

什器備品

No.	資産名	取得年月日	取得価額 (円)	摘要	結果
1	インターネットセキュリティ機器 (UTM)	H29/3/15	675,000	文化センター設置	問題なし
2	ネットワークサーバー	H29/12/22	2,465,748	文化センター設置	問題なし
3	会計用ネットワークサーバー	H27/2/24	1,617,840	文化センター設置	問題なし

4	据え置き型電話器及び主装置等	H29/12/31	1,375,920	山下分庁舎設置	注1
5	ノートパソコン1	H30/4/16	140,103	山下分庁舎設置	注1
6	ノートパソコン2	H30/4/16	140,103	山下分庁舎設置	注1
7	ノートパソコン3	H30/4/16	140,103	山下分庁舎設置	注1
8	大判プリンター	R1/9/26	443,880	文化センター設置	問題なし
9	デスクトップ PC 03	R1/9/27	116,748	山下分庁舎設置	注1
10	デスクトップ PC 04	R1/9/27	116,748	山下分庁舎設置	注1
11	デスクトップ PC 05	R1/9/27	116,748	山下分庁舎設置	注1
12	デスクトップ PC 06	R1/9/27	116,748	山下分庁舎設置	注1
13	デスクトップ PC 07	R1/9/27	116,748	山下分庁舎設置	注1
14	デスクトップ PC 08	R1/9/27	116,748	山下分庁舎設置	注1
15	デスクトップ PC 09	R1/9/27	116,748	山下分庁舎設置	注1
16	ノート PC04	R1/9/27	105,948	山下分庁舎設置	注1
17	ノート PC05	R1/9/27	105,948	山下分庁舎設置	注1
18	ノート PC06	R1/9/27	105,948	山下分庁舎設置	注1
19	ノート PC07	R1/9/27	105,948	山下分庁舎設置	注1
20	ネットワーク HDD	R1/12/11	286,880	山下分庁舎設置	注1
21	サーマルカメラ	R2/5/20	217,800	文化センター設置	問題なし
22	ノート PC01	R3/4/2	171,259	文化センター設置	問題なし
23	ノート PC03	R3/4/2	171,259	山下分庁舎設置	注1
24	非接触式体温検知器(ディスプレイ一体型)1	R3/6/25	302,500	文化センター設置	問題なし
25	非接触式体温検知器(ディスプレイ一体型)2	R3/6/25	302,500	文化センター設置	問題なし
26	カメラ撮影照明セット	R4/2/17	528,000	山下分庁舎設置	注1
27	ハードディスク一式	R4/2/17	229,680	山下分庁舎設置	注1
28	一眼カメラ	R4/3/18	635,800	山下分庁舎設置	注1、注2

29	AED	R4/3/30	1,023,000	山下分庁舎設置	注1、注2
----	-----	---------	-----------	---------	-------

注1：下記「ウ 固定資産の管理について【指摘】」を参照

注2：下記「エ 固定資産台帳の記載内容について【意見】」を参照

ウ 固定資産の管理について【指摘】

固定資産の現物実査を行ったところ、上記注1の固定資産に関して資産コード等の記載事項が印字されたシールが貼られておらず、固定資産台帳と現物の対応関係が明確ではない。なお、物品管理要綱第7条には「備品等には、整理番号、分類、品名、取得価額、取得年月日等の標示を付して管理しなければならない」旨が記載されている。特にパソコンは個人情報等を含めた機密情報が含まれている場合もあるため、その管理は慎重に行う必要がある。固定資産に資産コード等を印字したシールを貼る等により、固定資産台帳と現物の対応関係を明確にして固定資産管理を行うべきである。

エ 固定資産台帳の内容について【意見】

固定資産台帳に、資産名：一眼カメラ 取得年月日：R4/3/18、取得価額：635,800 円と記載があるが、当該資産は一眼カメラを2台購入した合計額を取得価額に記載している。他の固定資産台帳の複数台同じ備品を購入したものと同様に資産名をそれぞれ、一眼カメラ1、一眼カメラ2とし取得価額をそれぞれ317,900 円とするべきである。また、資産名：AED 取得年月日：R4/3/30、取得価額：1,023,000 円と記載があるが、当該資産はAED3台購入した合計額を取得価額に記載している。他の固定資産台帳の複数台同じ備品を購入したものと同様に資産名をそれぞれ、AED1、AED2、AED3とし、取得価額をそれぞれ341,000 円とするべきである。

オ 固定資産台帳の所在地に関して【意見】

経理規程第51条には、固定資産台帳には固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価格、減価償却額、簿価等の記録を行う旨の記載があり、当財団が作成した固定資産台帳に所在地が記載されている。そのうち所在地に山下分庁舎設置と記載されている固定資産に関して、山下分庁舎は2階建ての建物が3棟あり、山下分庁舎設置とだけ記載されていても山下分庁舎のどこにあるのかを調べるのは容易ではなく、さらに「上記ウ 固定資産の管理について【指摘】」に記載したことと関連するが、資産コードを印字したシールが貼られていない場合には管理するのが難しいと思われる。固定資産台帳の所在地に関して、どの建物の何階にあるのかといったより詳細な情報を記載するべきである。

カ 固定資産の火災保険について【指摘】

経理規程第 49 条には、火災等の損害を受ける恐れのある固定資産については、適正な価格の損害保険を付さなければならない旨の記載がある。しかし、当財団では所有する固定資産には損害保険を付していない。建物の所有者と物品の所有者が同一であれば、建物の火災保険に特約を付して備品等を当該保険に含めることが考えられるが、建物に関しては福島県が所有しているため、当財団が所有している固定資産は当財団が独自に損害保険を付す必要がある。

キ 固定資産の減価償却方法について【指摘】

経理規程第 50 条には、固定資産の減価償却については、関係省令に定める耐用年数、償却率によって毎会計年度末に実施することとし、その方法が定額法によるものとする旨の記載があり、当財団では当該規程に基づき什器備品を定額法で減価償却を行っている。しかし、什器備品の法定償却方法は定率法であり、法定償却方法と異なる方法で減価償却を行う場合は税務署に減価償却資産の償却方法の届出書を提出する必要がある。しかし、当財団では減価償却資産の償却方法の届出書を提出していない。経理規程が法定償却方法と同じであるか確認し、それぞれの償却方法が異なる場合には税務署に償却資産の減価償却方法の届出書の提出が必要となることを認識しておくべきである。

Ⅶ 運営上の課題

今回の監査では、一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社、公益財団法人福島県文化振興財団の3団体を監査対象としたが、監査上検出した財務上重要と思われる県と各団体の関わりに係る課題について記載する。

1 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構の補助金及び今後について【意見】

令和3年度の当機構への県補助金は78,157千円、県受託金804,851千円でこれらの合計883,008千円は経常収益1,053,073千円の約8割に相当する。その結果、税引前当期一般正味財産増減額は106,578千円の黒字で、これに対する法人税、住民税及び事業税は43,945千円で、うち法人税27,525千円、地方法人税2,835千円が国へ支払われた。県補助金や県受託金が外郭団体を通じ法人税等として国に支払われるのは県民目線から違和感を持つと言わざるを得ない。

特に、当機構は福島県医療機器産業推進事業費補助金57,310千円を受け取っているが、そもそも、管理部門の事務等経費（一般管理費）は本来、事業収入や委託料等で賄われるべきものである。県が委託費を算定する際に一般管理費を考慮しているのはそのためである。当機構の運営上、補助金の交付はやむを得ないと判断する場合であっても、実績報告に係る書類を十分確認のうえ、その額は経常支出を事業収入や委託料等で賄いきれない最小限に留めるべきであると考ええる。

また、当機構は、段階的に人的側面、金銭的側面での自立的な運営が可能となることを目指して公益法人ではなく、一般財団法人として設立されているが、現状、福島県医療機器産業推進事業費補助金として医療機器に関する安全性評価と事業化支援並びに医療機器に関する医療従事者等への研修等を行う場合に要する経費として、「公租公課」「渉外費」「減価償却費」以外の管理部門における人件費や外注費の他、機構の運営に必要な経費を補助対象経費としており、上に記載したとおり令和3年度において福島県は当機構に当該補助金57,310千円を交付している。短期的な見通しは難しく、当該補助金を減らしていく具体的な計画はないとのことである。

当機構は競業する民間企業がある中で、平成25年に県により設立され、コロナ禍等を経て、設立から9年が経過している。今後期限を区切り、人的側面、金銭的側面での自立的な運営が可能であるかを判断し、公益法人への移行等、組織改革を実施する必要があると考える。さらに、場合によっては今後の方向性を抜本的に再検討することも必要である。

2 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構の管理業務委託料の精算について【意見】

当機構の令和3年度の指定管理事業の事業収益は150,825千円（対計画▲76,615千円、達成率66.3%）、人件費は227,752千円（対計画▲62,632千円）となっている。

事業収益の減少は、令和4年度公社等点検評価表の〔一次点検評価：公社等の自己

点検〕によれば、「緊急事態宣言により生物試験での県外企業の往来ができず試験数が大幅に減少」したことで生物試験の料金収入が61,199千円（対計画▲66,801千円、達成率47.8%）となったことが主な理由である。

人件費の減少に関しては、公社等点検評価表の〔一次点検評価：公社等の自己点検〕の経費削減の取組には記載がなかったため、当機構担当者に質問したところ「採用を計画していた人員を確保できなかったこと、病欠者が発生したこと、収益部門の稼働が低調となったこと」が主な要因とのことである。

県は、センターの指定管理者である当機構に対して管理業務委託料（指定管理料）を支払っており、令和3年度の管理業務委託料は527,071千円である。管理業務委託料については、基本協定書に以下の記載がある。

基本協定書

（費用の支払い）

第6条 甲（福島県）は、乙（機構）に対して管理業務に係る費用を支払うものとする。

2 指定期間における前項の管理業務に係る費用の総額は、2,368,836千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 各年度の管理業務に係る費用の額は、別途年度協定により定めるものとする。

（費用の精算）

第9条 第6条第3項により定めた管理業務に係る費用の額は、当該年度における管理運営に要した費用及び利用料金その他の収入に増減があった場合にも増額又は減額しないものとする。ただし、乙の経営努力によると認められない人件費の減額については、当該年度終了後、過剰な金額を管理業務に係る費用の額から減額するものとする。

当初計画していた人員を確保できないなかで、当機構の職員が努力と工夫を重ねたことで人件費が減少したことは事実であろうが、緊急事態宣言によって収益部門の稼働が計画を大きく下回ったことも人件費減少の大きな要因であろう。

基本協定書第9条第1項ただし書によれば「乙（機構）の経営努力によると認められない人件費の減額については、当該年度終了後、過剰な金額を管理業務に係る費用の額から減額するものとする」とされている。

当機構の経営努力によって人件費が減少した部分があることは否定しないが、仕事が減ったことによる人件費の減少も含まれており、すべてが経営努力によるものとは言えないであろう。

しかし、令和3年度はすべて経営努力によるものと認められて減額は行われていない。基本協定書第9条第1項ただし書の判定について、今一度検討する必要があると考える。

3 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社の借入について【意見】

Vにも記載しているが、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社は、令和4年3月

末現在、政策金融公庫に対する借入残高が 13,963,210 千円ほどあり、当該借入れからの利息を含め借入利息を 240,850 千円ほど支払っている。一方、県からの借入れも行っており、この借入は無利息である。県からの借入れについては、ふくしま緑の森づくり公社事業資金貸付要綱に基づいているが、その要綱上、借入れの増額について、特段、制限する条項はない。このため、当公社は、県からの追加の借入れを原資として、政策金融公庫への借入金を返済していけば、利息の支払いを減らすことができる。

森林資産の回収期間が長期になることから、借入金が多額になることは致し方ないことではある。しかし、事業開始当初と比較すると木材価格は著しく下落しており、投資資金をすべて回収することは厳しい状況であると言わざるを得ない。

県は政策金融公庫からの借入に対し損失補償をしており、借入の返済資源が得られない場合は県が負担することになる。また、現実として当公社の支払利息はすべて県が補助金で負担している。これまでも県は公社に対して財務的な支援をしてきているが、今後は、支払利息を少しでも減らすべく、県及び当公社が一体となって利息の縮減のための交渉（県への借換を前提とした任意の繰上償還等）を政策金融公庫と行っていくことも必要になってくると考える。

4 公益財団法人福島県文化振興財団に関して「とうほうみんなの文化センター」の大ホールが長期使用不能である状況について【意見】

公益財団法人福島県文化振興財団の主な業務である指定管理の対象となる「とうほうみんなの文化センター」では令和 4 年 3 月 16 日の地震の影響により大ホールの使用ができない状況が続いている。これに関して県では修繕等の計画を策定中であり、使用再開の時期も明らかになっていないため、当財団も事業計画が立てられていない。事業計画作成は当財団にとっても財務上重要なものであり、将来の収益計画が立てられない事業という意味では他の民間業者であれば当該指定管理から撤退も考えられる状況である。県は当施設の使用開始予定時期等を早期に指定管理者である当財団へ示す必要がある。ただし、通常であれば修繕計画となるところであるが、「とうほうみんなの文化センター」は昭和 45 年に建築され、建築から 50 年以上が経過しており、視察した結果、外観・内部共に老築化がかなり進んでいる印象であった。県としては長寿命化指針により目標使用年数は 70 年としているものの、築 50 年の建物に多額の修繕を掛けてまで使用するべきなのか、築年数から考えて今回延命したとしても更なる修繕費が多額に発生することは明白であり、大変難しい問題である。県は投資効率も勘案し、指定管理者たる当財団、県民等の意見も聞きつつ近隣の同様の施設の有無・状況を加味し、今後の施設の在り方について十分検討した上でなるべく早くに計画を示すべきと考える。